

# 第7期成田市障がい福祉計画

## 第3期成田市障がい児福祉計画



「楽しいボッチャ」

令和6(2024)年3月

成田市

本計画書の表紙及び裏表紙並びに本文中に掲載の絵画や創作品は、市内の就労支援施設、生活介護施設等を利用している方々の作品です。

- |         |                    |
|---------|--------------------|
| 表紙・裏表紙絵 | ・ビーアンビシャス          |
| 挿絵・作品   | ・アーアンドディだいえい       |
|         | ・かしの木園             |
|         | ・サザンカの里            |
|         | ・生活工房              |
|         | ・成田市あじさい工房         |
|         | ・成田のぞみの園           |
|         | ・成田・地域でともに歩む会かたつむり |
|         | ・ビーアンビシャス          |

## はじめに

本市では、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会のレガシーとして、毎年 8 月 18 日から 8 月 24 日までの 1 週間を本市における「共生社会ウィーク」として位置づけ、共生社会実現のための取組を行っています。また、パリ 2024 オリンピック・パラリンピック競技大会が間近に迫っており、こうした機会を捉えて、社会のあり方をよりインクルーシブ（包摂的）なものにしていくことが求められています。



このような中、障がいのある方も、障がいのない方も共に安心して地域で暮らすことを目的とするこれまでの理念を引き継ぎ、障害者基本法などに掲げられている理念である「全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会」の実現のため、このたび「第 7 期成田市障がい福祉計画及び第 3 期成田市障がい児福祉計画」を策定しました。

本計画に基づき、本市における障がい福祉のニーズや課題を把握し、法改正により新設される就労選択支援を含めた障害福祉サービスや、近年利用が大幅に増加している障害児通所など、サービス全般の拡充と質の向上に努めるとともに、誰もがお互いの多様性を認め、支え合える地域づくりを目指し、障がい者差別の解消や障がいのある方の社会参加の促進などに取り組んでまいります。

結びに、本計画を策定するにあたり、アンケート調査にご協力をいただきました方々はじめ、日々、本市の障がい福祉政策に尽力を頂いております関係機関の皆様、成田市地域自立支援協議会、成田市精神保健福祉推進協議会の委員の皆様、そして、成田市保健福祉審議会の皆様から、計画策定にあたり、貴重なご意見、ご提案をいただきましたことに心から感謝申し上げます。

令和 6（2024）年 3 月

成田市長 小泉 一成



## 目次

第1部 総論.....	1
第1章 計画の策定にあたって.....	3
第2章 成田市の障がい福祉を取り巻く環境.....	8
第3章 計画の基本理念及び基本目標.....	25
第4章 施策の体系.....	28
第5章 基本目標達成のための重点施策.....	29
第6章 計画の推進体制.....	38
第2部 各論.....	39
第1章 成果目標にかかる個別施策分野.....	41
第2章 障害福祉サービスの見込量と今後の方策.....	54
第3章 地域生活支援事業の見込量と今後の方策.....	77
第4章 障害児福祉サービスの見込量と今後の方策.....	98
第5章 成田市こども発達支援センターの運営方針等について.....	106
第3部 その他の障がい者・障がい児に対する福祉施策等について.....	109
用語集.....	121
資料編.....	125



# 第1部 総論

---





# 第 1 章 計画の策定にあたって

## 1 計画策定の背景

これまでの国における障がい福祉施策は、「障害者の権利に関する条約」の批准に向け、平成 21（2009）年 12 月に、政府が障がい者制度改革推進本部を設置したことを皮切りに進められてきました。それ以降、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指し、「障害者基本法」や「障害者総合支援法」等の法律が整備されました。

特に、「障害者自立支援法」を改正し、平成 25（2013）年 4 月に施行された「障害者総合支援法」では、制度の谷間を埋めるべく、障がい者の範囲に難病等を加えるなど、地域社会における共生の実現に向けて、障害福祉サービスの充実をはじめとする障がいのある人の日常生活及び社会生活を総合的に支援する新たな障がい保健福祉施策が定められました。

「障害者総合支援法」は、令和 4（2022）年 12 月に児童福祉法等とともに改正され、障がいのある人が自らの望む地域生活を営むことができるよう、地域生活の支援体制の充実や障害者の多様な就労ニーズに対する支援及び障害者雇用の質の向上を推進するための見直しが図られました。

現行の「第 6 期成田市障がい福祉計画」の計画期間が令和 5（2023）年度で終了することを受け、これまでの障がい福祉施策の取組や実績を評価、検証、周知し、障がいのある人やその家族のニーズ、法改正の趣旨等を踏まえたうえで、今後もだれもが認め合い、支え合える地域づくりを目指し、市民が相互の意識を合わせていくことが必要です。

そこで、障がいのある人が社会のあらゆる活動に参加し、地域住民、関係者、行政等が協働しながら、障がいのある人もない人も、互いの個性を認め合い尊重し、同じ地域の一員としてともに生きる「地域共生社会」の実現に向け、令和 6（2024）年度から令和 8（2026）年度までの 3 か年を計画期間として、第 7 期成田市障がい福祉計画・第 3 期成田市障がい児福祉計画（以降、「本計画」という。）を策定するものです。



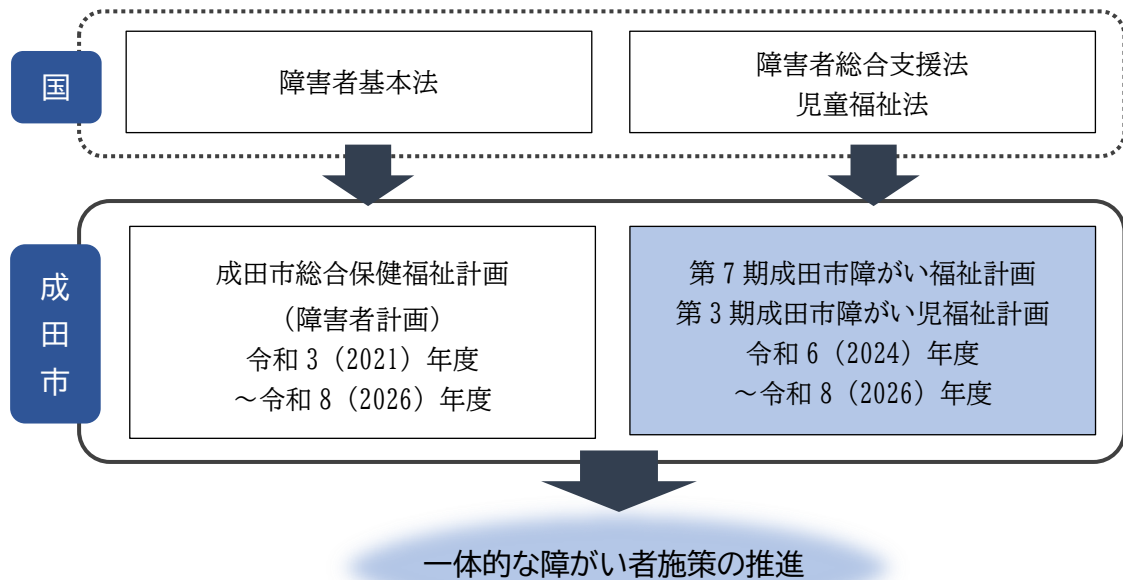
「寄り添い、漂う」

## 2 計画策定の趣旨と位置づけ

本計画は、これまでの法整備の状況を踏まえ、地域移行(\*1)や就労支援等多岐にわたる福祉施策を総合的に推進するために策定します。また、本計画は、「障害者総合支援法」に基づく、障害福祉サービスの種類ごとの必要なサービス量の見込み、その確保のための方策等を示す計画として策定するもので、「成田市総合保健福祉計画」の障がい者福祉分野を具現化する実施計画として位置づけます。

併せて、児童福祉法の一部改正（平成 28（2016）年 4 月施行）により、市町村は国の基本指針に即して「市町村障害児福祉計画」を定めるものとされたことから、本市では、第 6 期障がい福祉計画から引き続き、第 3 期障がい児福祉計画を第 7 期障がい福祉計画と一体として策定します。

### ●計画の位置づけ●



●障害者総合支援法における障害福祉計画(成田市障がい福祉計画)の位置づけ●

- 第 88 条 市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。
- 2 市町村障害福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
- 一 障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に関する事項
- 二 各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込み
- 三 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項
- 3 市町村障害福祉計画においては、前項各号に掲げるもののほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。
- 一 前項第二号の指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の確保のための方策
- 二 前項第二号の指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援及び同項第三号の地域生活支援事業の提供体制の確保に係る医療機関、教育機関、公共職業安定所その他の職業リハビリテーションの措置を実施する機関その他の関係機関との連携に関する事項
- (4～5 略)
- 6 市町村障害福祉計画は、児童福祉法第 33 条の 20 第 1 項に規定する市町村障害児福祉計画と一体のものとして作成することができる。

●児童福祉法における障害児福祉計画(成田市障がい児福祉計画)の位置づけ●

- 第 33 条の 20 市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害児福祉計画」という。）を定めるものとする。
- 2 市町村障害児福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
- 一 障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標に関する事項
- 二 各年度における指定通所支援又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要な見込量
- 3 市町村障害児福祉計画においては、前項各号に掲げるもののほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。
- 一 前項第 2 号の指定通所支援又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策
- 二 前項第 2 号の指定通所支援又は指定障害児相談支援の提供体制の確保に係る医療機関、教育機関その他の関係機関との連携に関する事項

●障害者基本法における障害者計画(成田市総合保健福祉計画)の位置づけ●

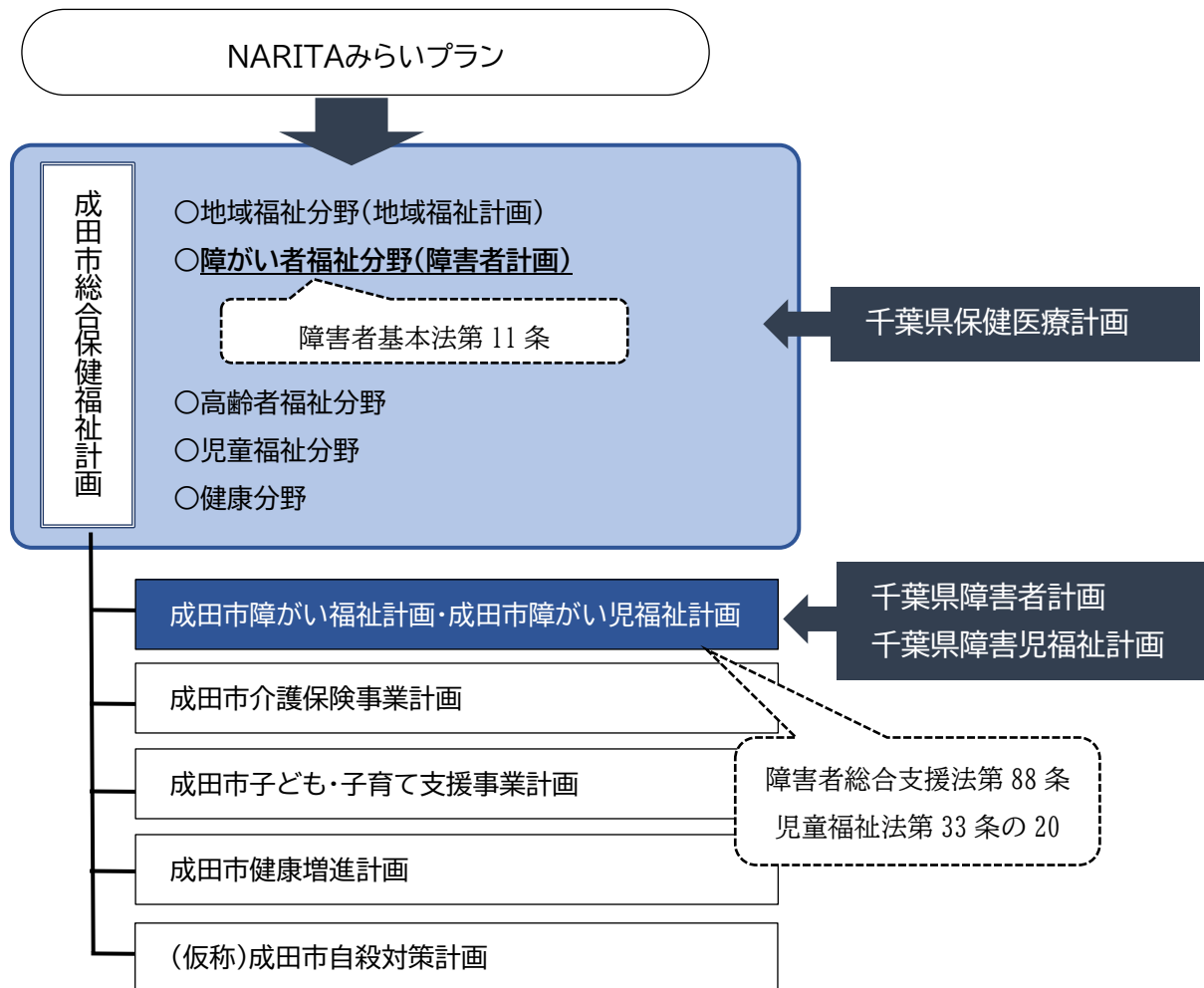
- 第 11 条
- 3 市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画を策定しなければならない。

### 3 計画の期間と関連計画

本計画は、令和 6（2024）年度から令和 8（2026）年度までの 3 か年を計画期間として策定します。

平成27 (2015) 年度	平成28 (2016) 年度	平成29 (2017) 年度	平成30 (2018) 年度	令和元 (2019) 年度	令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
成田市総合計画 NARITAみらいプラン 平成 28（2016）年度～令和 9（2027）年度											
成田市総合保健福祉計画 (成田市障がい者計画) 平成 27（2015）年度～令和 2（2020）年度						成田市総合保健福祉計画 (障害者計画) 令和 3（2021）年度～令和 8（2026）年度					
第 4 期 成田市障がい福祉計画			第 5 期 成田市障がい福祉計画 第 1 期 成田市障がい児福祉計画			第 6 期 成田市障がい福祉計画 第 2 期 成田市障がい児福祉計画			第 7 期 成田市障がい福祉計画 第 3 期 成田市障がい児福祉計画		

本市の総合計画である「NARITAみらいプラン」や「成田市総合保健福祉計画」に加え国及び千葉県の計画等との整合性を図り、情報共有や方向性の整理等の連携を図ります。

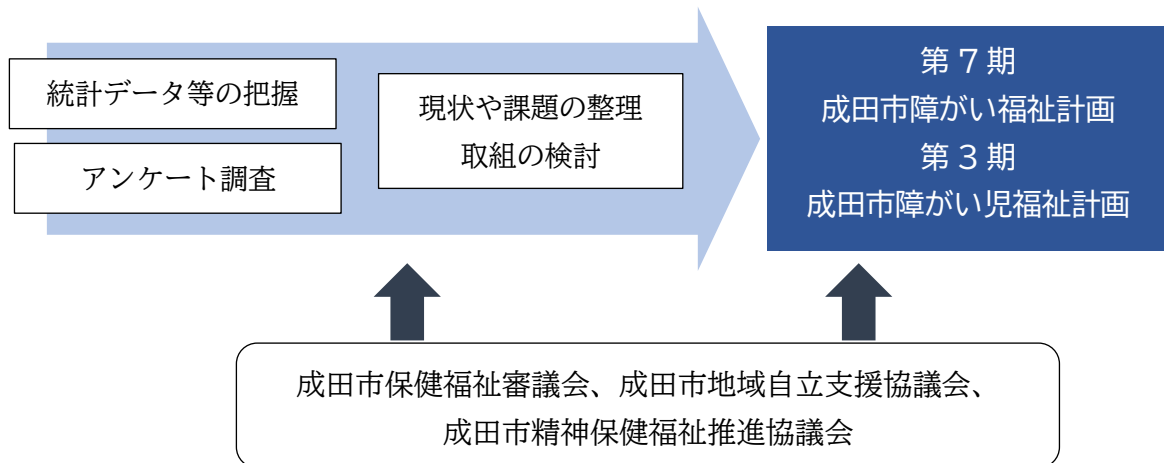


## 4 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、成田市の障がいのある人の実情に沿った計画とするために、障がいのある人へのアンケート調査を実施しました。

また、策定にあたり成田市保健福祉総合計画等策定委員会に諮り、計画策定に当たっての庁内での情報共有を図ったほか、学識者、関係団体、市民で組織された成田市保健福祉審議会をはじめ、成田市地域自立支援協議会、成田市精神保健福祉推進協議会等の関係機関からご意見を伺いながら策定しました。

### ●策定の流れ●



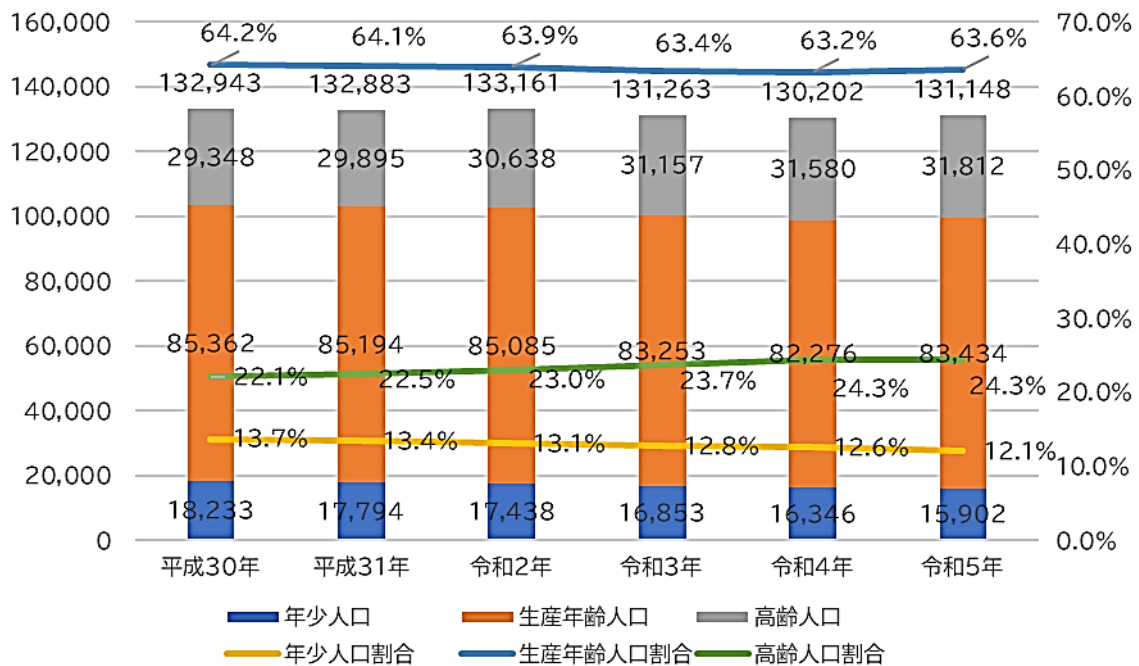
## 第2章 成田市の障がい福祉を取り巻く環境

### 1 人口の状況

市全体の人口は緩やかな増加傾向で推移しています。

年齢3区分で見ると、年少人口、生産年齢人口は減少しており、高齢人口が増加しています。高齢人口の占める割合も増加しており、令和5（2023）年時点で24.3%となっています。

#### ●総人口及び年齢3区分別人口と構成比の推移(各年3月31日現在)●



※年齢区分として0～14歳を年少人口、15～64歳を生産年齢人口、65歳以上を高齢人口と示しています。

資料：成田市住民基本台帳

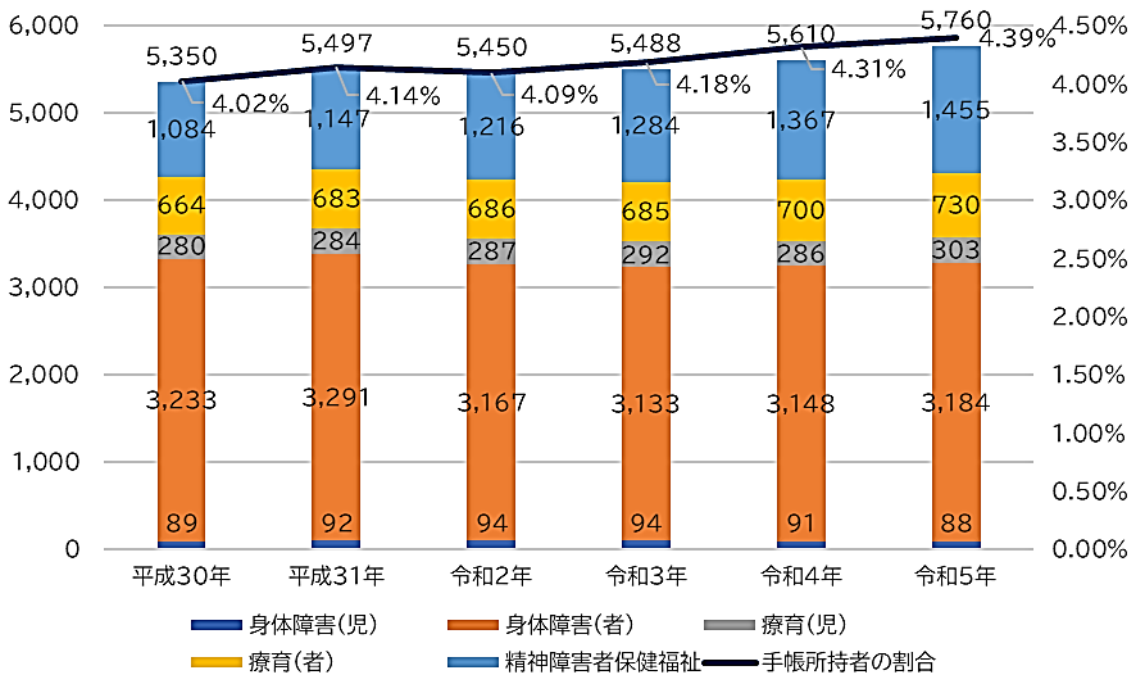
## 2 手帳所持者数等の状況

市における身体障害者手帳(\*2)・療育手帳(\*3)・精神障害者保健福祉手帳(\*4)の所持者数の合計は、令和 5（2023）年時点で 5,760 人となっています。手帳所持者数は、令和 2（2020）年以降、毎年増加傾向となっており、総人口に対する手帳所持者の割合も増加傾向で推移しています。

手帳所持者のうちの約 6 割が身体障がい者・児となっています。

手帳種類別にみると、令和 3 年以降全ての手帳所持者が増加している中、特に精神障害者保健福祉手帳所持者数の増加は顕著であり、手帳所持者に占める割合も大きく増加しています。

### ●手帳所持者数及び総人口に対する手帳所持者の割合の推移(各年 3 月 31 日現在)●



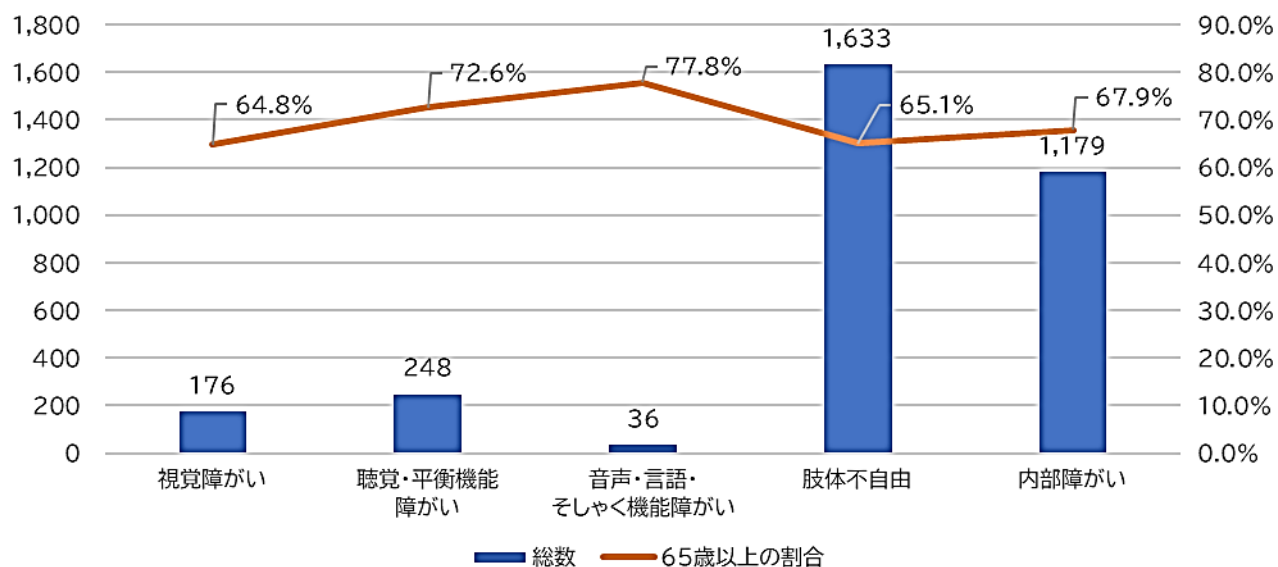
資料：障がい者福祉課

## (1)身体障がい者

障がい別にみると、肢体不自由が最も多くなっています。いずれの種類も65歳以上の割合が6割以上となっており、特に音声・言語・そしゃく機能障がいにおいては65歳以上の割合が77.8%と高くなっています。

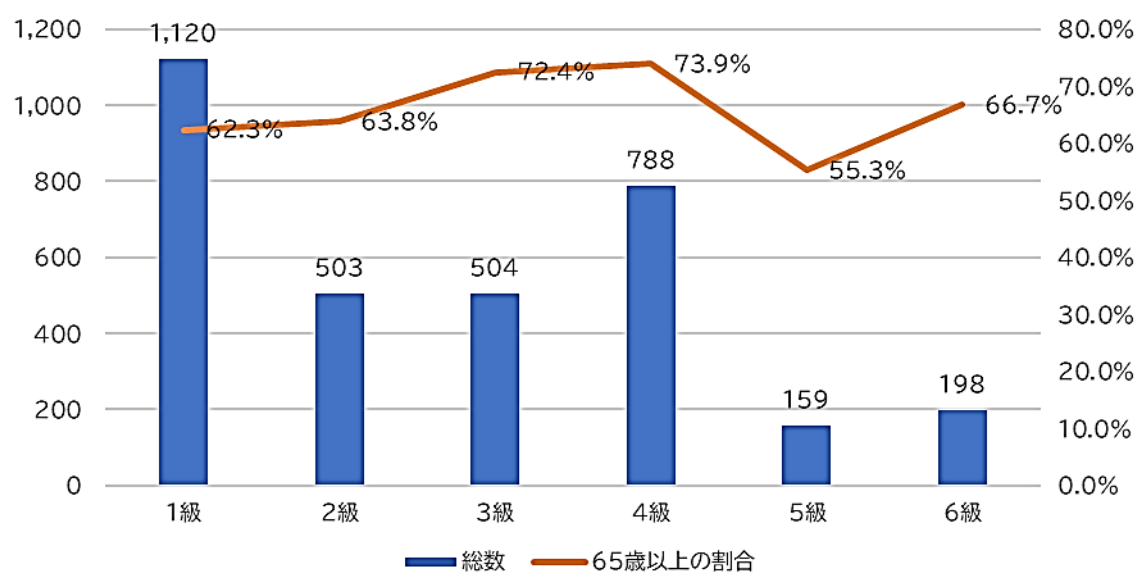
等級別にみると、1級が最も多く、次いで4級、3級、2級となっており、より重度の割合が高くなっています。

### ●身体障害者手帳障がい別所持者数(令和5(2023)年3月31日現在)●



資料：障がい者福祉課

### ●身体障害者手帳等級別所持者数(令和5年3月31日現在)●

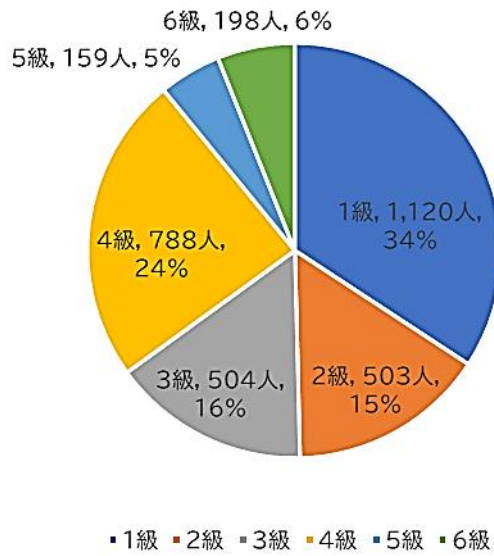


資料：障がい者福祉課



●身体障害者手帳所持者の等級別割合(令和5(2023)年3月31日現在)●

合計 3,272 人

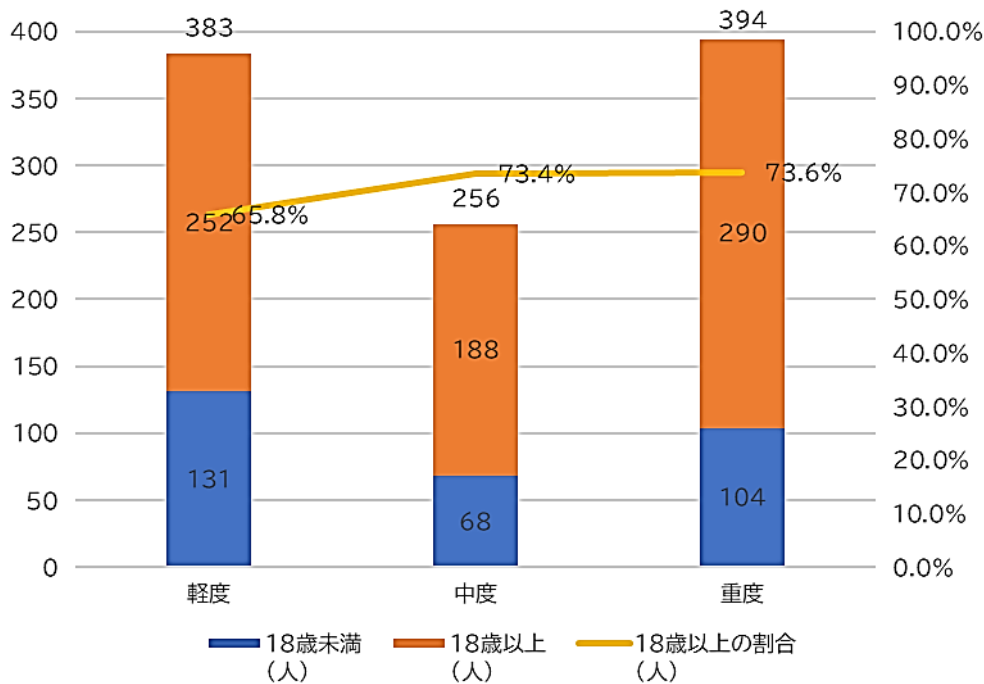


資料：障がい者福祉課

(2)知的障がい者

療育手帳所持者の程度は重度が最も多くなっています。18歳未満では軽度が、18歳以上では重度がそれぞれ最も多くなっています。

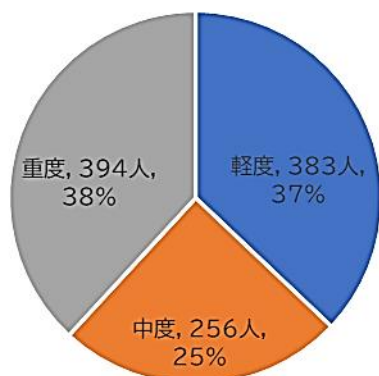
●療育手帳所持者数(令和5年3月31日現在)●



資料：障がい者福祉課

●療育手帳所持者程度別割合(令和5(2023)年3月31日現在)●

合計 1,033 人



■軽度 ■中度 ■重度

資料：障がい者福祉課

(3)精神障がい者

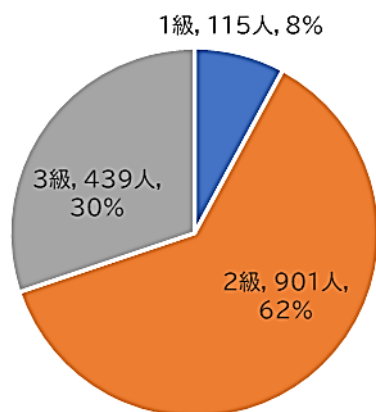
精神障害者保健福祉手帳所持者数は令和5年時点で1,455人となっています。令和元(2019)年時点の1,147人と比べると、この5年間で26.9%増加しています。

等級別にみると2級が最も多くなっています。

また、自立支援医療(\*5)受給者証(精神通院)所持者数も増加傾向となっており、令和5年時点で2,067人となっています。

●精神障害者保健福祉手帳所持者の等級別割合(令和5年3月31日現在)●

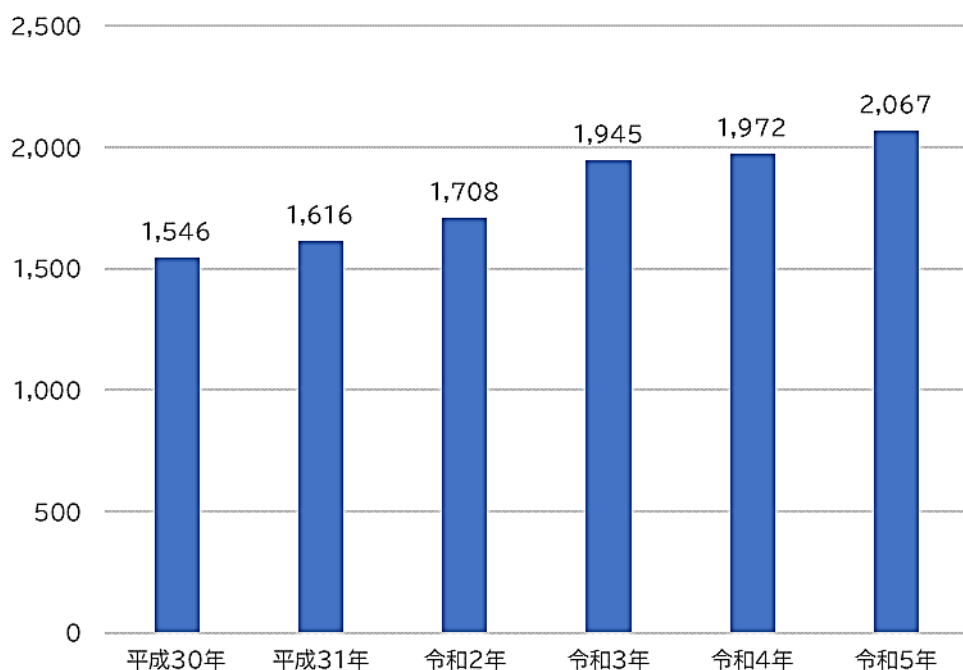
合計 1,455 人



■1級 ■2級 ■3級

資料：千葉県精神保健福祉センター

●自立支援医療受給者証(精神通院)所持者数の推移(各年3月31日現在)●



資料：千葉県精神保健福祉センター

(4)障害支援区分の認定者数

障害福祉サービスを利用する際に必要な障害支援区分の認定者数は、年度によって変動がありますが、直近3年間では令和3(2021)年度が特に多くなっています。

令和4(2022)年度では区分2が最も多く、次いで区分6、区分4となっています。区分2が最も多い傾向は直近2年間で続いています。

●障害支援区分の認定状況●

	令和2(2020)年度		令和3(2021)年度		令和4(2022)年度	
	認定者数 (人)	割合 (%)	認定者数 (人)	割合 (%)	認定者数 (人)	割合 (%)
非該当	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
区分1	3	1.4%	5	2.0%	2	1.0%
区分2	42	19.4%	60	23.7%	53	26.8%
区分3	30	13.9%	51	20.1%	34	17.2%
区分4	53	24.5%	46	18.2%	35	17.7%
区分5	30	13.9%	42	16.6%	23	11.6%
区分6	58	26.9%	49	19.4%	51	25.7%
合計	216	100.0%	253	100.0%	198	100.0%

資料：障がい者福祉課

### (5)障がいのある児童・生徒

近隣の特別支援学校(\*6)・聾・盲学校在籍状況は、中等部3年生から高等部3年生までの合計が111人となっています。その中で、知的障がい児が103人と最も多くなっています。

成田市在住の特別支援学校高等部3年生の進路状況は、施設通所、次いで一般就労が占める割合が多くなっています。

#### ●近隣の特別支援学校・聾・盲学校在籍状況(令和5(2023)年10月1日現在)●

(人)	合計	身体	知的	精神
中等部3年生	21	2	19	0
高等部1年生	28	1	27	0
高等部2年生	34	1	33	0
高等部3年生	28	4	24	0
合計	111	8	103	0

資料：各特別支援学校、千葉聾学校、千葉盲学校

#### ●成田市在住の特別支援学校高等部3年生の進路状況(令和5年3月31日現在)●

一般就労	施設入所	施設通所	在宅療養	その他
11人	3人	17人	5人	2人

資料：各特別支援学校、千葉聾学校、千葉盲学校



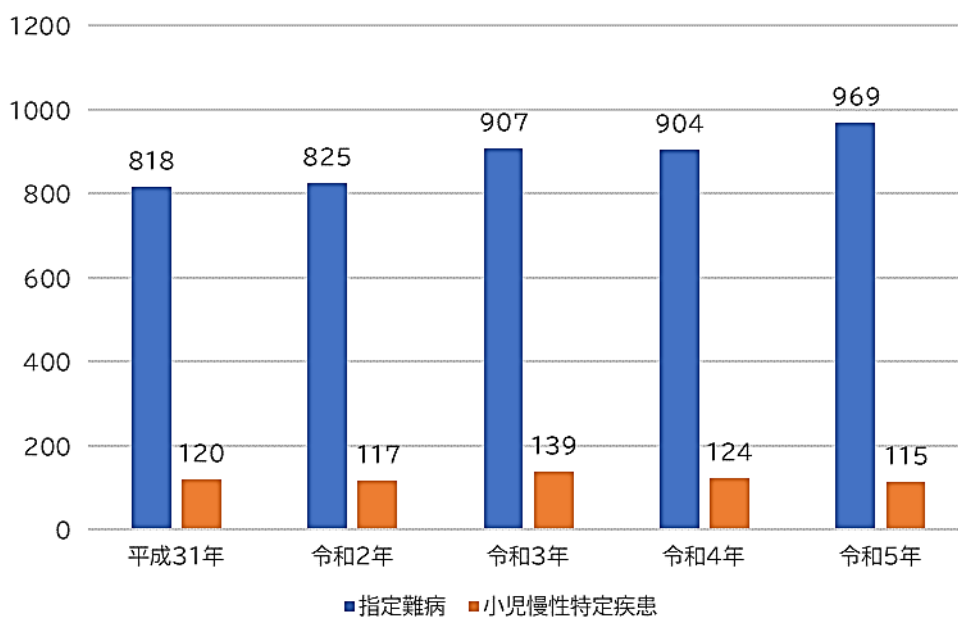
「日の当たる場所」

## (6)難病

指定難病(\*7)の医療費受給者数は令和4(2022)年から令和5(2023)年にかけて大きく増加しました。

小児慢性特定疾患(\*8)の医療費受給者数は令和3年から令和5年にかけて減少しています。

### ●指定難病等医療費受給者数の推移(各年3月31日現在)●



資料：印旛健康福祉センター事業年報

### 3 アンケート調査の概要

#### (1)調査の目的

本計画の策定にあたり、福祉サービスの利用実態や福祉に関する意識、意向等を把握・分析し、計画策定及び施策推進のための基礎資料とすることを目的に調査を行いました。

#### (2)調査対象者

本市に居住する 65 歳未満の身体障害者手帳所持者、療育手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳所持者、難病認定者

#### (3)調査期間

令和 4 (2022) 年 12 月 9 日～12 月 23 日

#### (4)調査方法

郵送配布・郵送回収による調査票調査方式で実施。

#### (5)配布数と回収状況

配布数：3,160 件

有効回収数：1,298 件

有効回収率：41.1%

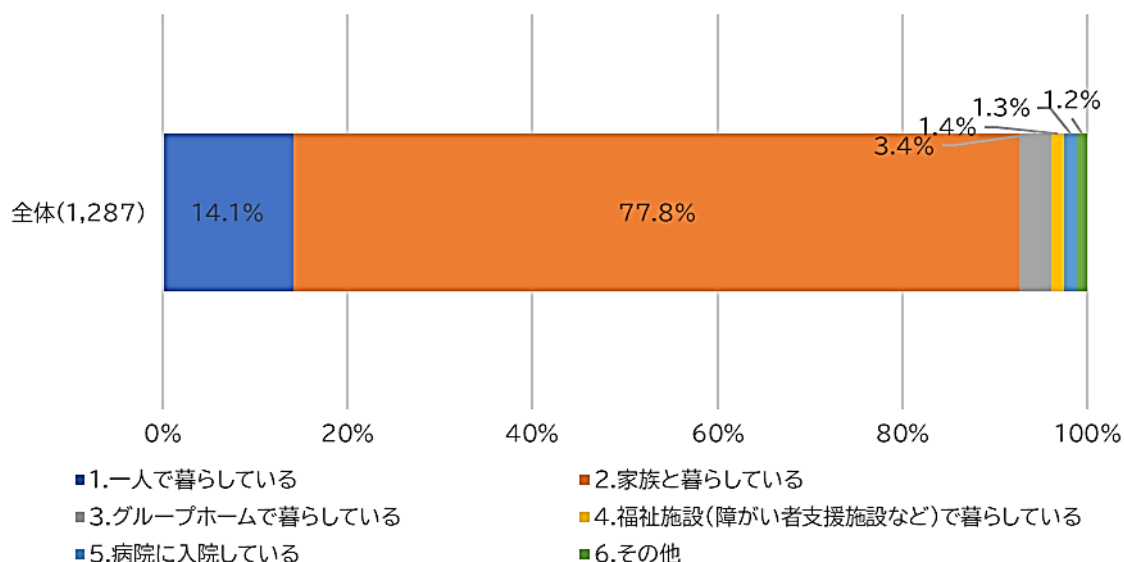
#### (6)調査結果の見方

- 回答結果の割合「%」は有効サンプル数に対して、それぞれの回答数の割合を小数点以下第 2 位で四捨五入したものです。そのため、単数回答（複数の選択肢から 1 つの選択肢を選ぶ方式）であっても合計値が 100.0%にならない場合があります。
- 複数回答（複数の選択肢から 2 つ以上の選択肢を選ぶ方式）の設問の場合、回答は選択肢ごとの有効回答数に対して、それぞれの割合を示しています。そのため、合計が 100.0%を超える場合があります。
- 図表中において「全体」とあるものは、集計対象者総数（あるいは回答者限定設問の限定条件に該当する人）から、回答が示されていない、又は回答の判別が困難なものを除いた件数です。

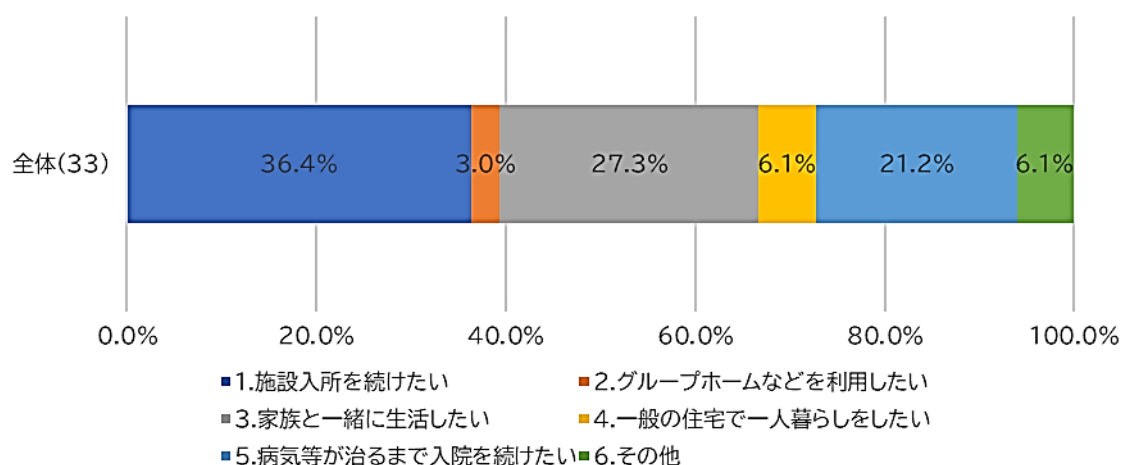
## (7)調査結果

### ●住まいや暮らしについて●

現在の暮らしについて、「家族と暮らしている」が77.8%で最も多く、次いで「一人で暮らしている」が14.1%、「グループホームで暮らしている」が3.4%と続いています。「福祉施設（障害者支援施設など）で暮らしている」割合は1.4%で、在宅で暮らしている割合が高くなっています。

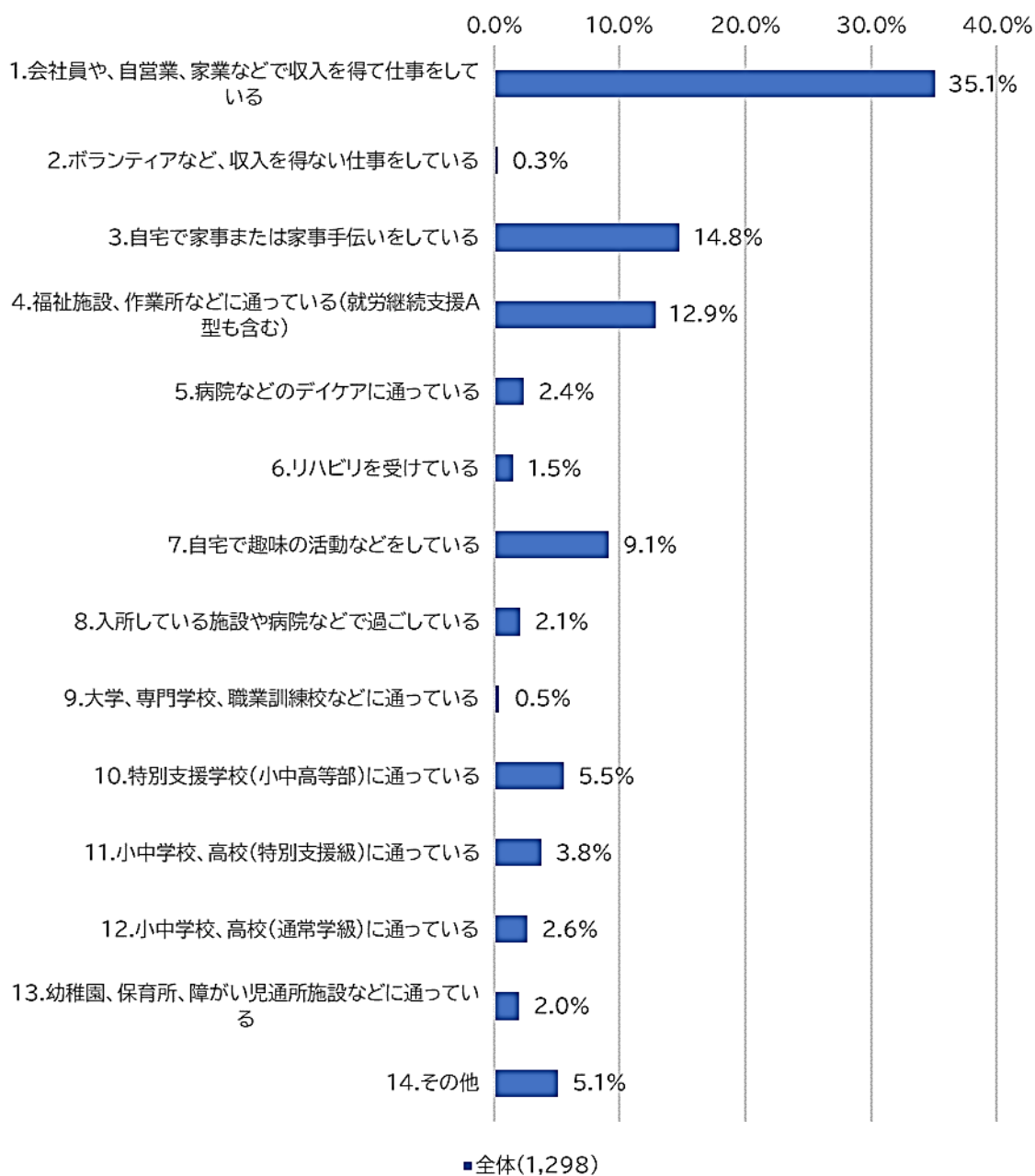


現在福祉施設や病院に入院している人の、将来の生活に対する希望については、「施設入所を続けたい」が36.4%で最も多く、次いで「家族と一緒に生活したい」が27.3%、「病気等が治るまで入院を続けたい」が21.2%と続いています。



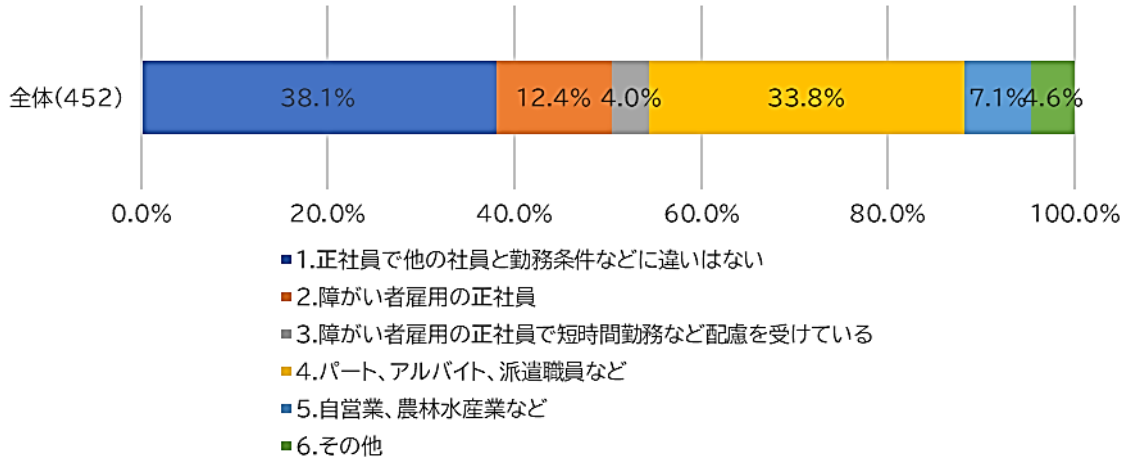
## ●日中活動や就労について●

日中の主な過ごし方について、「会社員や、自営業、家業などで収入を得て仕事をしている」が35.1%で最も多く、次いで「自宅で家事または家事手伝いをしている」が14.8%で続いています。

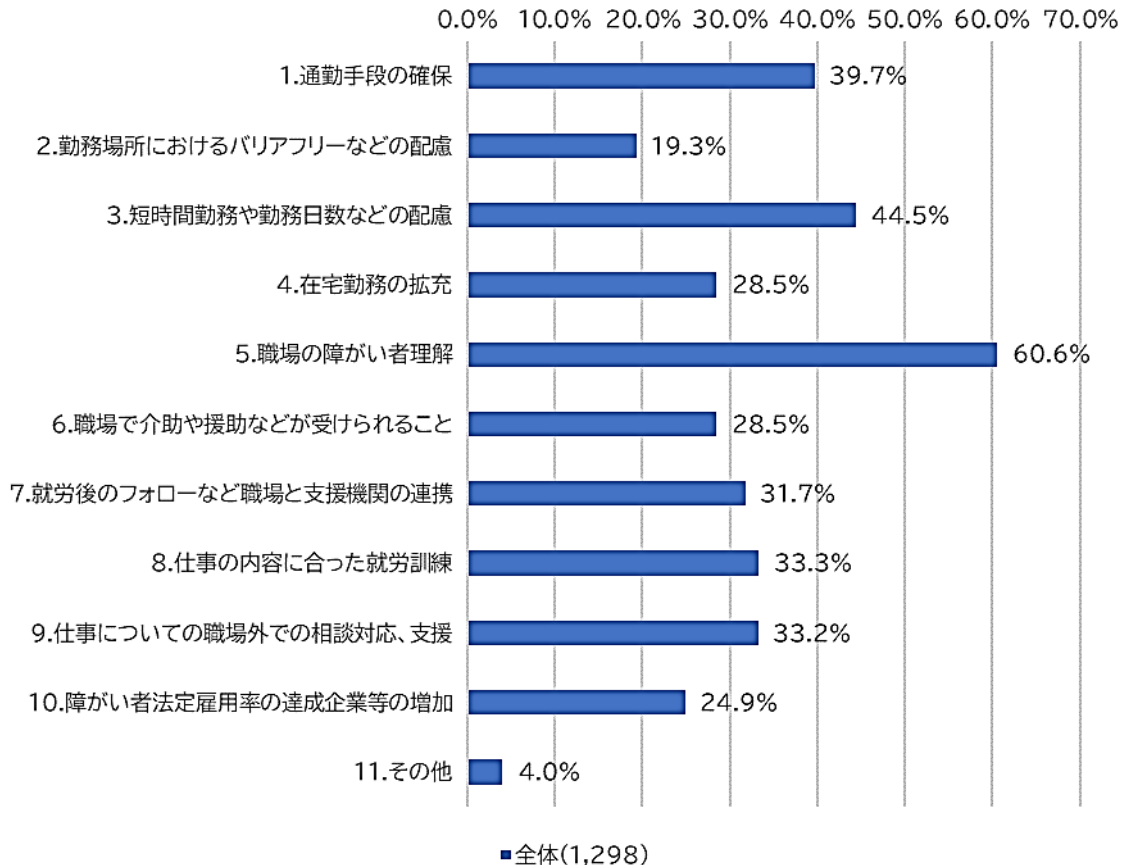




収入を得て仕事をしている人の勤務形態について、「正社員で他の社員と勤務条件などに違いはない」が38.1%で最も多く、次いで「パート、アルバイトなどの派遣社員、非常勤職員」が33.8%が続いています。「障がい者雇用の正社員で短時間勤務など配慮を受けている」割合は4.0%にとどまっています。

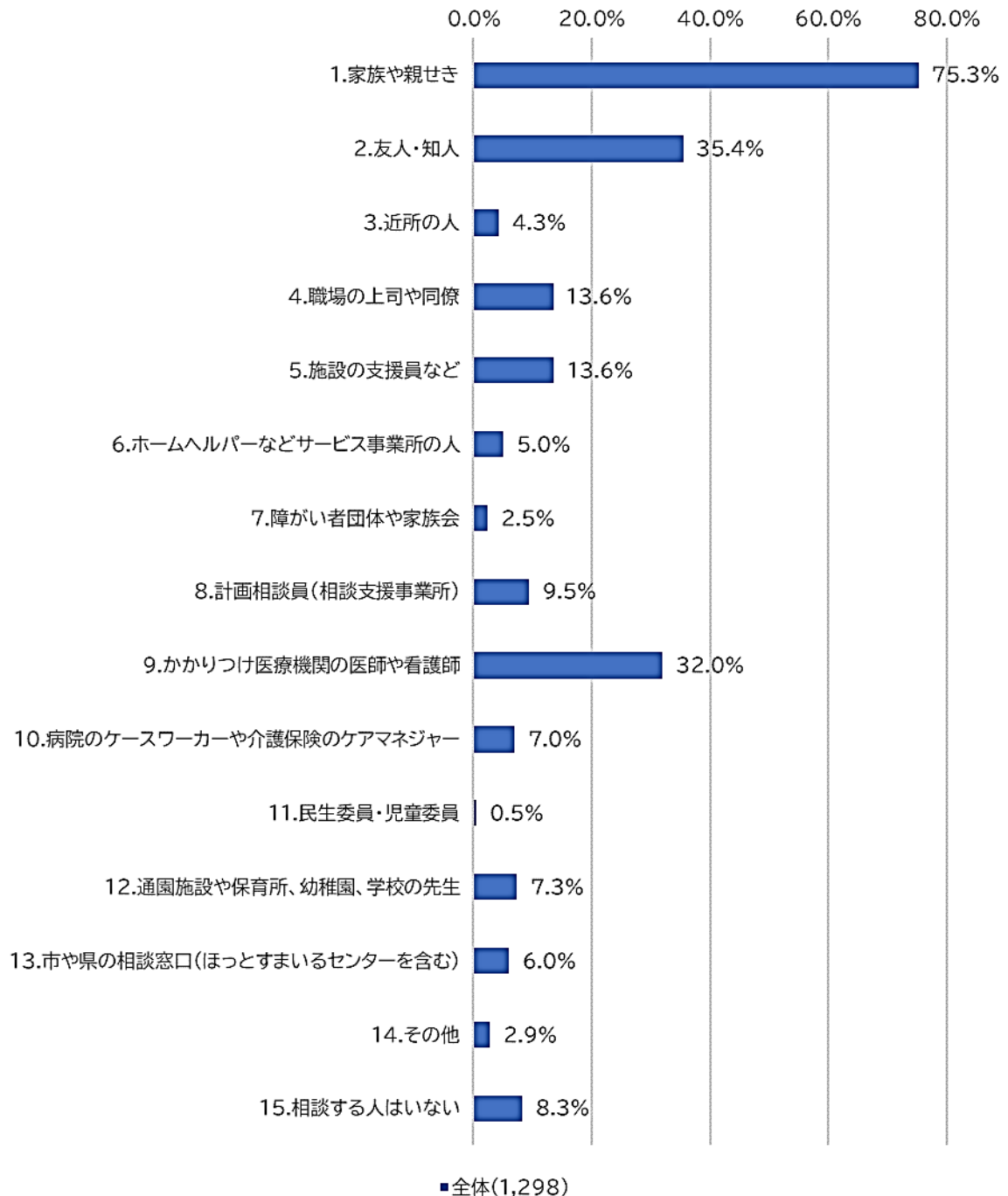


障がい者の就労支援として必要だと思うことについて、「職場の障がい者理解」が60.6%で最も多く、次いで「短時間勤務や勤務日数などの配慮」が44.5%、「通勤手段の確保」が39.7%と続いています。職場の制度や支援だけではなく、障がい者理解の推進が求められていると言えます。

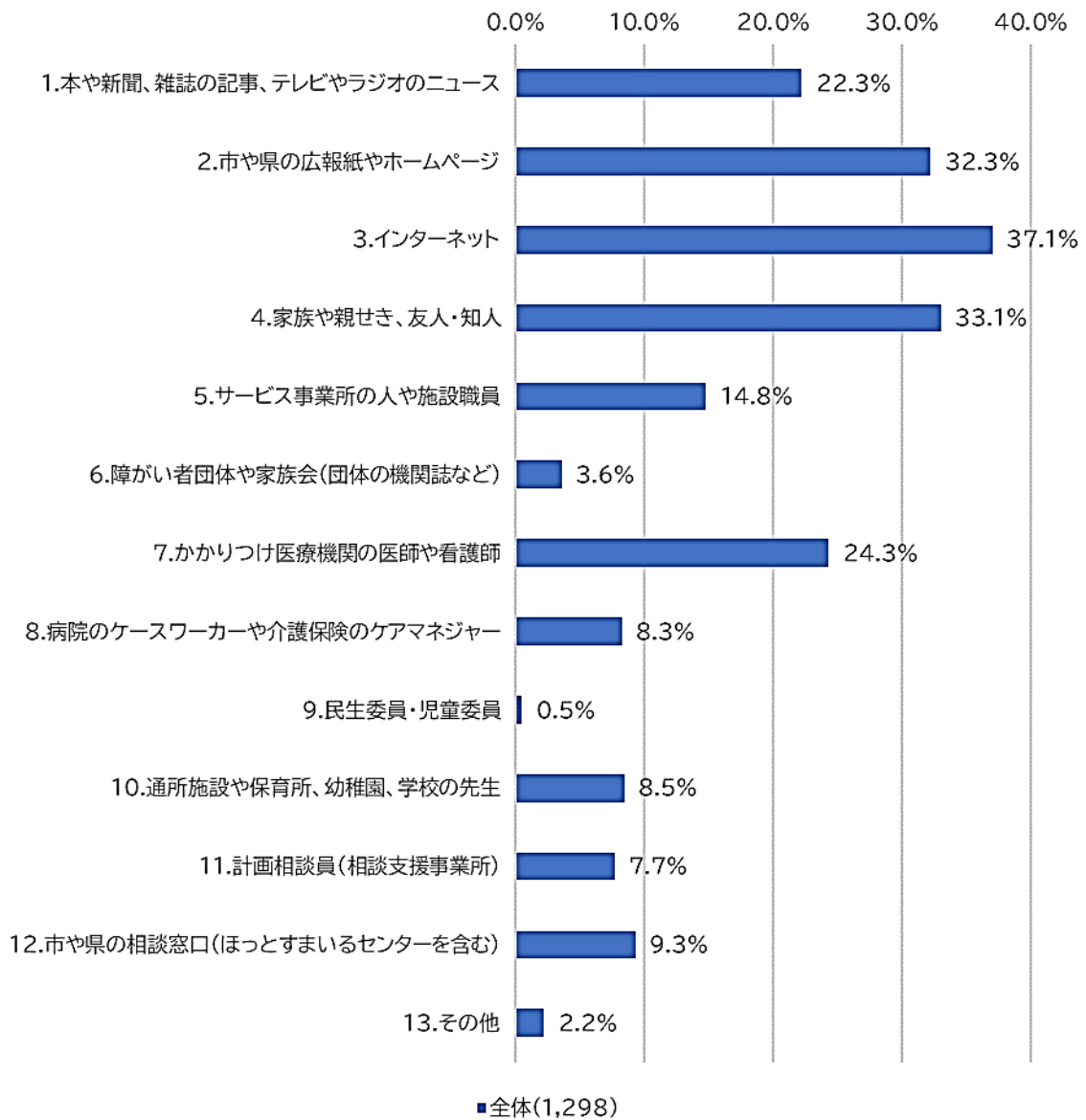


### ●相談相手について●

悩みや困ったことを相談する相手について、「家族や親せき」が75.3%で突出して多くっており、次いで「友人・知人」が35.4%、「かかりつけ医療機関の医師や看護師」が32.0%と続いています。「相談する人はいない」割合は8.3%と少なくなっています。

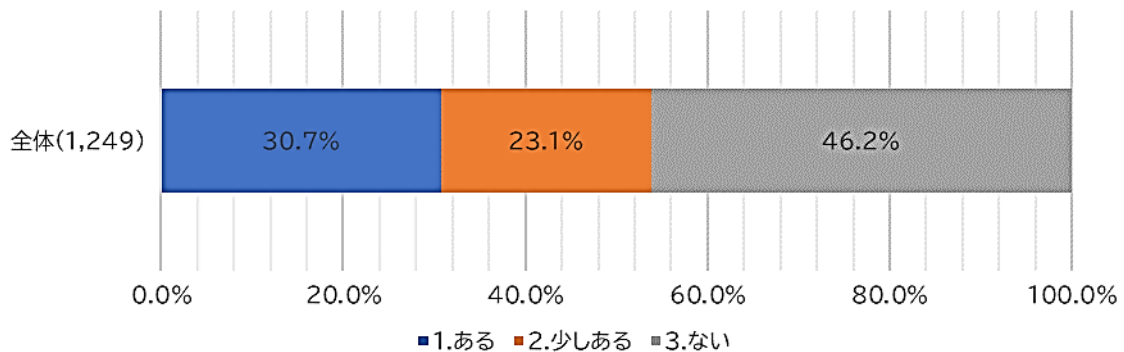


障がいのことや福祉サービスなどに関する情報の入手先について、「市や県の広報紙やホームページ」、「インターネット」、「家族や親せき、友人・知人」が3割台で多くなっています。市の広報紙・ホームページも重要な情報源となっています。

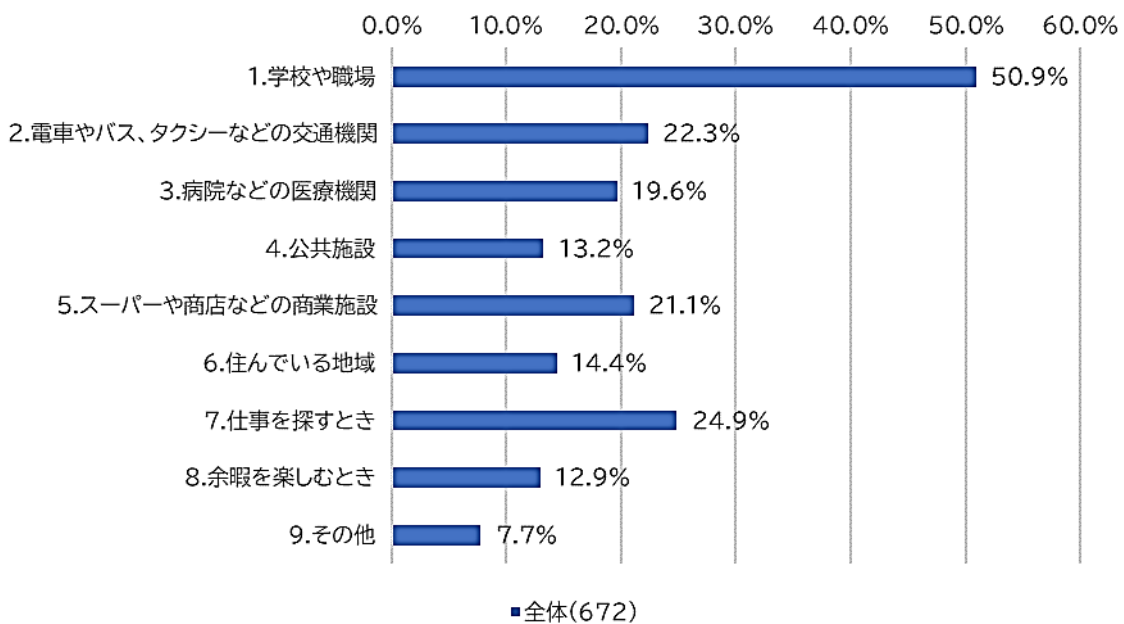


●権利擁護について●

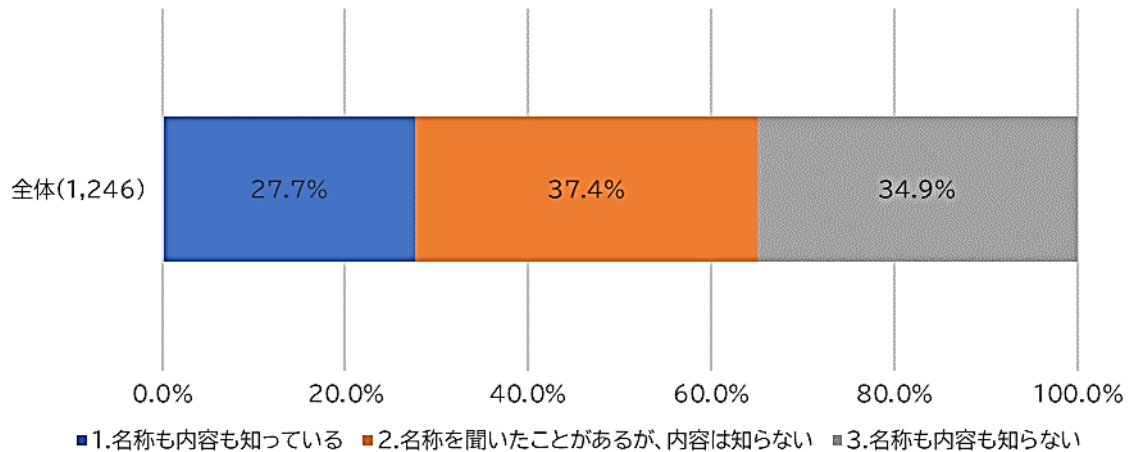
障がいがあることで差別や嫌な思いをする(した)ことがあるかについて、「ある」と「少しある」の合計が53.8%で、「ない」を上回っています。



どのような場所で差別や嫌な思いをしたかについては、「学校や職場」が50.9%で最も多く、次いで「電車やバス、タクシーなどの交通機関」、「スーパーや商店などの商業施設」、「仕事を探すとき」も2割台と多くなっています。

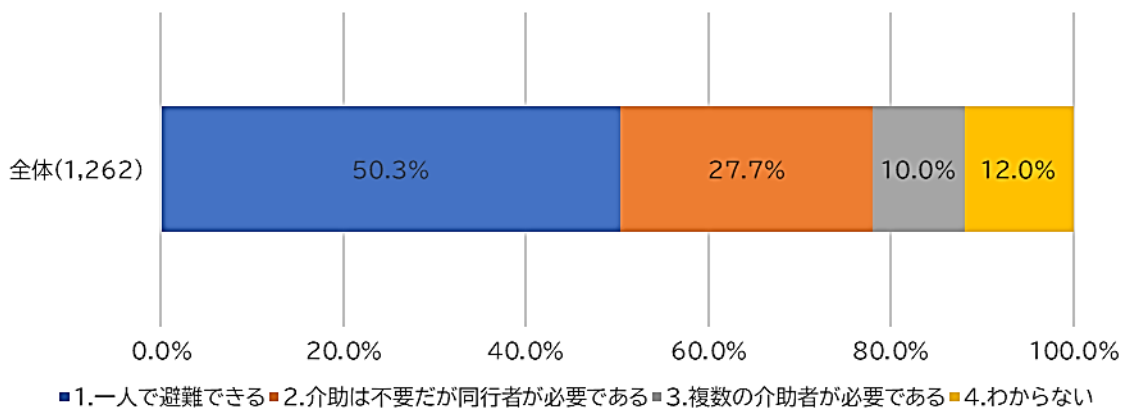


成年後見制度(\*9)の認知度について、「名称を聞いたことがあるが、内容は知らない」が37.4%で最も多く、次いで「名称も内容も知らない」が34.9%、「名称も内容も知っている」が27.7%と続いています。「名称も内容も知っている」「名称を聞いたことがあるが、内容は知らない」は、ともに前回調査時から増加していますが、依然として「名称も内容も知らない」が3割台であることから、引き続き制度に関しての周知等が必要と言えます。

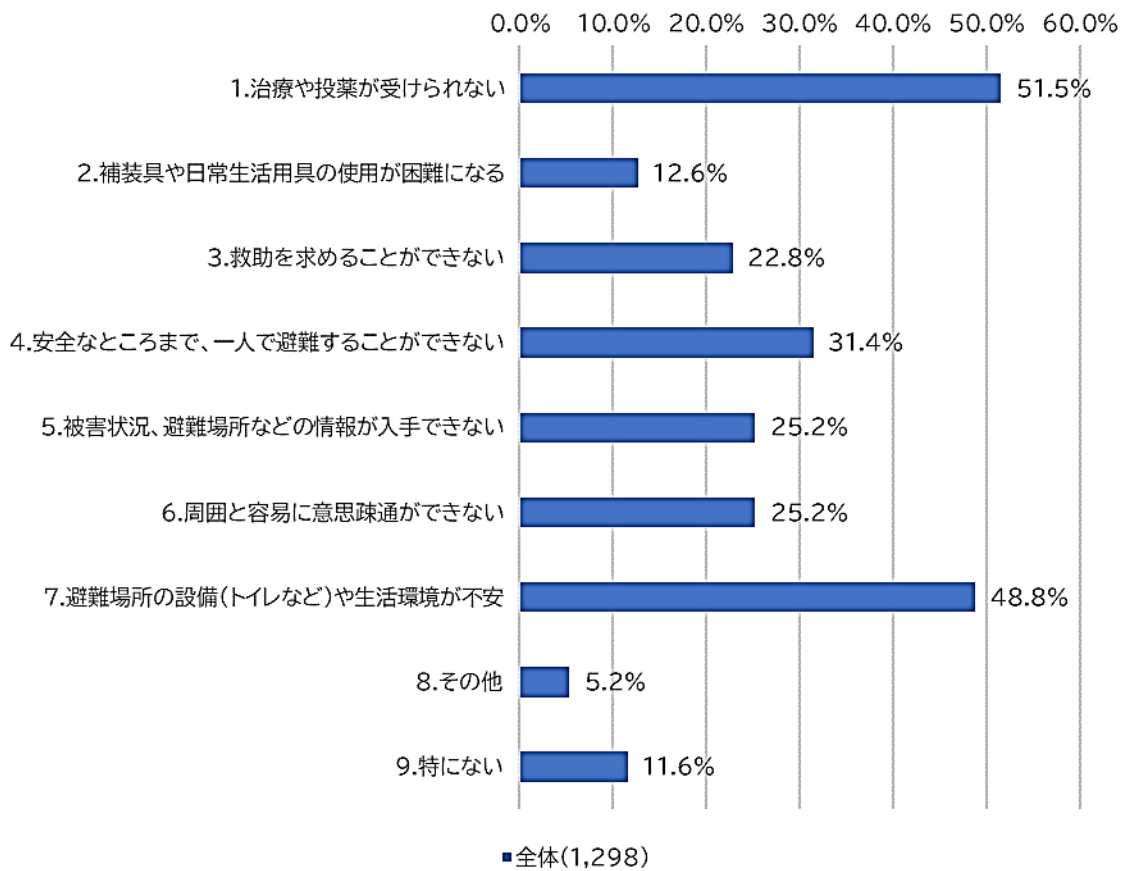


●災害時の避難等について●

災害時に避難できるかについて、「一人で避難できる」が50.3%で最も多くなっています。「わからない」割合が12.0%となっており、災害の状況に応じた支援が必要です。



災害時に困ることについては、「治療や投薬が受けられない」が51.5%で最も多く、次いで「避難場所の設備（トイレなど）や生活環境が不安」が48.8%、「安全なところまで、一人で避難することができない」が31.4%と続いています。



## 第3章 計画の基本理念及び基本目標

### 1 基本理念

「障害者基本法」は、障がい者の自立及び社会参加の支援等のための施策に関する基本原則、国及び地方公共団体の責務、国民の理解及び責務等を定めることによって、全ての国民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現することを目的としています。

また、千葉県では、「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例（平成18（2006）年10月20日条例第52号）」を制定し、全ての県民のために、差別のない地域社会の実現と、一人ひとりの違いを認め合い、かけがえのない人生を尊重し合う千葉県づくりを目指すとしています。

本計画の策定にあたり、これらの理念を踏まえ、前期計画で掲げた基本理念を継承していくこととします。

だれもが認め合い、支え合い、  
自分らしく暮らせるまち 成田

この基本理念は、障がいのある人もない人も、互いの立場を尊重し合い、障がいのある人であっても、時には支える側となり、自己の希望と選択に基づいて安心して暮らしていける地域共生社会を築いていこうとするものです。



「カラフル」

## 2 基本目標

### ささえあう ～障がいのある人の地域生活を支えあう～

障がいのある人もない人も、生涯にわたりだれかを支えたり、まただれかに支えられたりしながら生活を送っています。

そのため、障がいのある人が自ら望む生活を支えるために、市の相談窓口や相談支援事業所等、身近な地域で相談を受けることができる体制の充実を図ります。また、障がいのある人自身やその家族の高齢化に伴い、介護や医療等、様々な課題を抱えながら生活する世帯を支援するため、包括的・横断的な支援体制の構築を図ります。

また、発達の遅れや障がいを早期に発見し、早期に療育を始めるため、成田市こども発達支援センターを中心に、乳幼児期から必要な支援につながるよう、発達が気になる子どもの家族への相談、専門的な個別の療育相談、保育機関等への訪問支援の充実を図ります。

さらに、障がいが高く特別な支援が必要な子どもの地域生活を支えるため、人工呼吸器を装着している、その他の日常生活を営むための医療的な生活援助行為（以下「医療的ケア」という。）を要する子どもに対する支援を推進するとともに、強度行動障害(\*10)や高次脳機能障害(\*11)を有する人への支援体制の構築に努めます。

防災の観点からは、災害時において自力で避難することが困難で、支援を必要とする人に対し、災害時に避難支援が行えるよう、平常時から区・自治会等の「避難支援等関係者」との連携を図ります。

### くらす ～障がいのある人が地域で自分らしい生活を送る～

暮らし方は一人ひとり様々であり、個性を尊重しつつ自分の意思と判断による暮らし方が選択できるよう、日中活動の場の確保やグループホーム等住まいの場の確保に努めるほか、日常生活上の新たな課題に対応するために各種福祉サービスの充実に努めます。

また、障害福祉サービスの提供事業者において、質の高いサービス提供に向けた人材育成支援や必要な基盤整備の推進に努めるとともに、老障介護等の課題に対応するため、指定特定相談支援事業所におけるネットワークの強化を図ります。

さらに、障害者支援施設に入所している人や病院に入院している人等が、本人の意向に沿って地域生活へ移行するための支援の充実を図るとともに、医療的ケアを必要とする人、強度行動障害や高次脳機能障害を有する人、アルコール等の依存症を抱える人たちの地域生活を支援するための支援体制の構築に努めます。

障がいのある人が、自分らしく暮らしていくためには、地域における障がいについての理解促進と権利擁護の強化が不可欠です。このため、虐待を含めた差別の未然防止を図るための施策を推進します。併せて、成田市成年後見支援センターを中心に、成年後見制度利用促進法の趣旨を踏まえ、成年後見制度の利用促進に向けて引き続き取り組みます。



## はたらく ～障がいのある人が安心して働く～

障がいのある人が、地域において自分にあった働き方を選択し、多様な暮らし方を維持できるように、公共職業安定所（ハローワーク）や障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携し、就労や生活相談、職場定着支援まで一貫した支援を展開します。

中でも、地域社会で生活を維持していくためには、就労支援は欠かせない施策であるため、障害福祉サービスから一般就労に移行していけるように取り組むだけではなく、障がいのある人の多様な働き方の拡大や障がいの特性に応じた観点からの中間的就労(\*12)の充実を図るとともに、新たに創設された「就労選択支援」について、地域のサービス事業者との連携を図りながら推進します。

また、企業や事業所における障がいのある人への理解と雇用促進の啓発を強化します。



「四季」

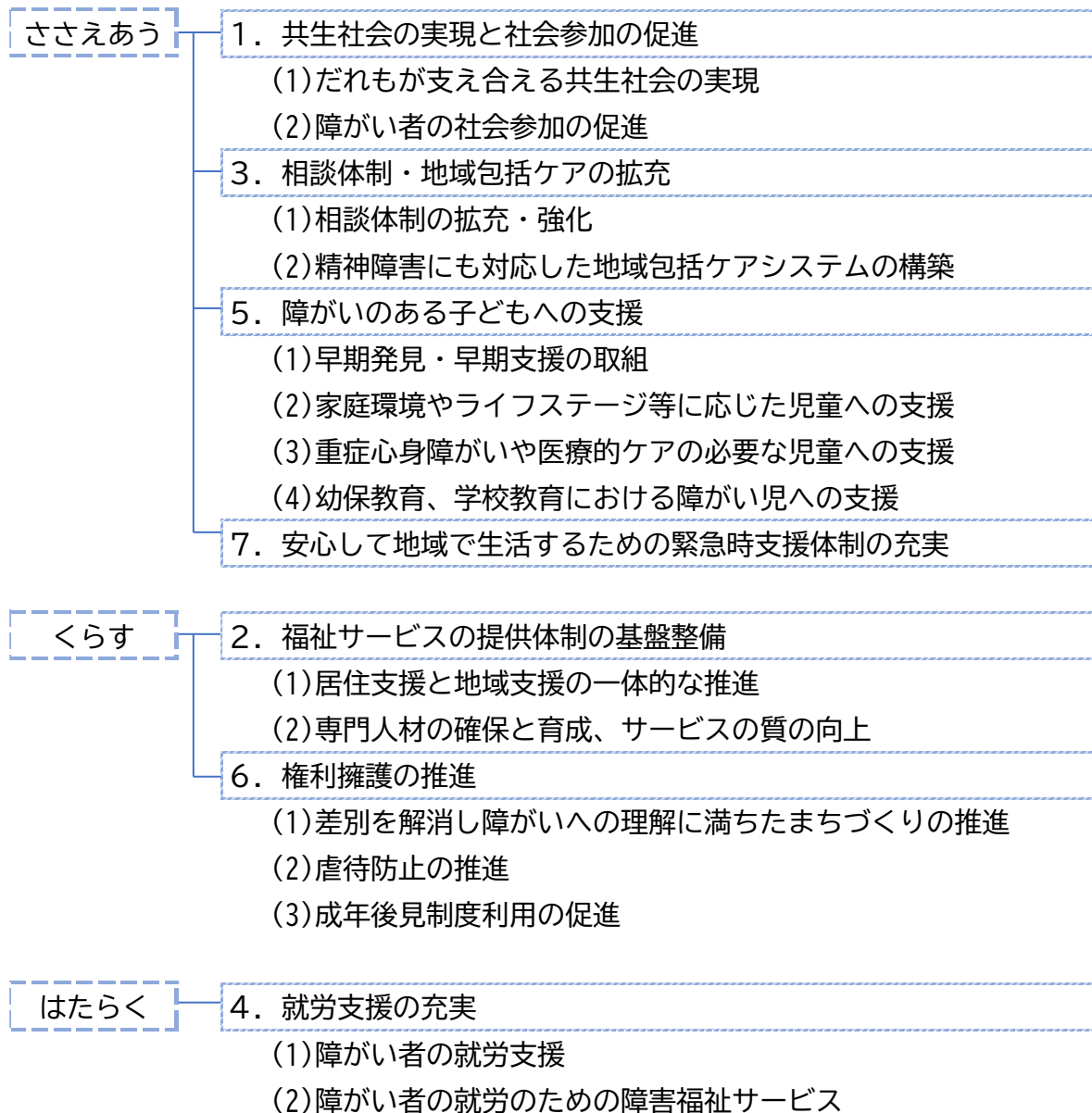
## 第4章 施策の体系

### 基本理念

だれもが認め合い、支え合い、自分らしく暮らせるまち 成田

### 基本目標

### 重点施策



## 第5章 基本目標達成のための重点施策

### 1 共生社会の実現と社会参加の促進

#### (1) だれもが支え合える共生社会の実現

全ての人々が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会である共生社会を実現するためには、誰もが自分とは異なる条件を持つ多様な他者とコミュニケーションを取る力を養い、すべての人が抱える困難や痛みを想像し共感する力を培うことが必要不可欠です。そのため、国においては、障がいのある選手たちが圧倒的なパフォーマンスを見せる東京 2020 パラリンピック競技大会を、共生社会の実現に向けて人々の心の在り方を変える絶好の機会であるとしていました。

このような中、本市では東京 2020 パラリンピック競技大会のレガシーとして、アイルランドパラリンピック委員会とレガシー協定を締結するとともに、8月18日から24日までを本市における共生社会ウィークと位置付け、パラスポーツの普及促進や共生社会に対する市民の意識醸成を図っています。引き続き、年齢や性別、国籍や障がいの有無に関わらず、誰もが生涯にわたって気軽にスポーツに親しみ楽しんでもらえるまちを目指し、障がいのある人も参加しやすいスポーツイベントの開催や、安心・安全に施設を利用できるようバリアフリー化を推進するなど、スポーツを通じた共生社会の実現に向けて取り組んでいきます。

その他の分野においても、障がいの有無、性別や人種、出身地や社会的地位などによって排除されないというインクルーシブという考え方のもと、障がいのある人への社会的障壁や不当な差別的取扱を取り除き、心のバリアフリー(\*13)を実現するための取組を推進します。

#### (2) 障がい者の社会参加の促進

地域共生社会は、「高齢者・障がい者・子どもなど全ての人々が、一人ひとりの暮らしと生きがいを、共に創り、高め合う社会」と定義されています。障がいのある人が、地域で生きがいを持って生活をするためには、積極的な社会参加ができるための包括的な支援体制や、地域住民の協力と理解が不可欠です。

本市では、障がいのある人の健康増進・社会参加を進めるため、レクリエーション活動等の充実を推進します。また、障がいのある人の文化芸術活動の推進のため、新たに市内で作品展を開催する機会を設けることや生涯学習の支援を図ります。このように障がいのある人もない人も一緒に参加できる活動機会の創出や、活動の発表の場の確保に努め、障がいへの理解の促進を図ります。

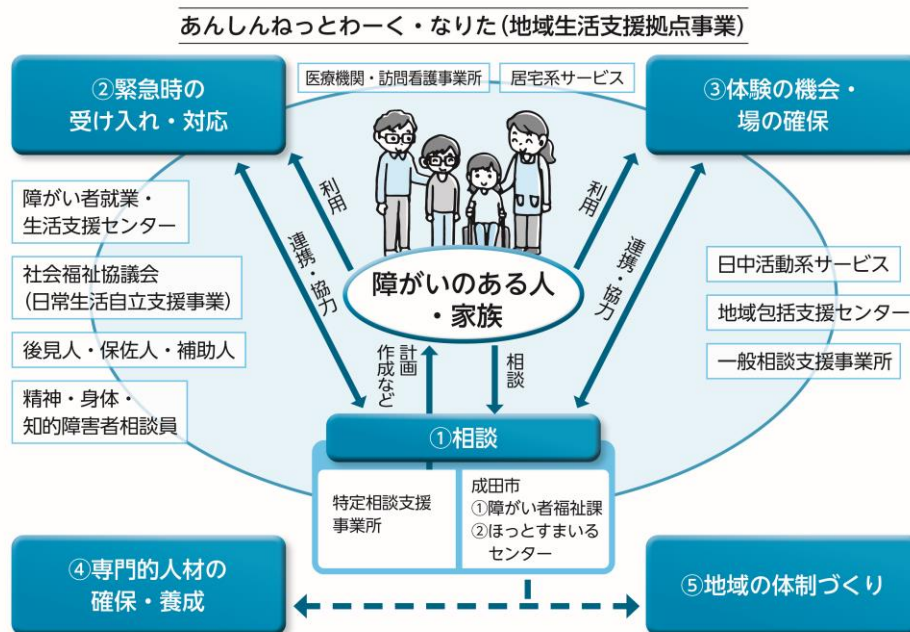
(関連する事業…p.78～79)

## 2 福祉サービスの提供体制の基盤整備

### (1) 居住支援と地域支援の一体的な推進

障がいのある人が地域で安心して暮らしていくためには、医療的ケアを必要とする人や強度行動障害を有する人等の専門的な対応が必要な人、「親亡き後」への備えが必要な人、家族からの自立を希望する人たちへの支援が必要となります。また、施設や病院等からの退所や退院等の地域移行の促進するためにも支援が必要です。そのため、医療との連携等の地域資源の活用、夜間も利用可能な緊急対応体制、障がい特性に応じた体制整備等、多様なニーズに対応できるよう地域生活支援拠点(\*14)の機能の充実を図ります。また、施設等から一人暮らしへの移行を希望する知的障がいや精神障がいのある人に、定期的な相談や支援を行う自立生活援助について、そのニーズを把握するとともに、事業を行うに当たっての課題の把握に努めます。

(関連する成果目標にかかる個別施策分野…p. 42、 p. 46)



### (2) 専門人材の確保と育成、サービスの質の向上

障がいのある人が、地域においてその人らしい生活を送るためには、画一的な手法による福祉サービスの提供ではなく、障がい特性や生活環境等に応じた個別支援や多様な福祉サービスが必要とされています。そして、これらの支援やサービスの提供を継続していくためには、多様な経験と高度な専門性のある人材を確保し、育成していく必要があります。

特に人材確保については、国全体としての課題であるため、国や県における確保策の活用を推進するほか、本市独自の確保策の拡充についても、障害福祉サービスを提供する社会福祉法人等の事業所の実情の把握や意見の集約を進めます。

また、人材育成についても、事業所等と連携して進めるほか、成田市地域自立支援協議会、成田市精神保健福祉推進協議会の協力を得て、各事業所の専門職員を対象とした講座の開催や事業所間の情報共有を促進し、福祉サービスの質の向上を図ります。

(関連する成果目標にかかる個別施策分野…p. 53)

### 3 相談体制・地域包括ケアの拡充

#### (1)相談体制の拡充・強化

障がいのある子どもの介護をしながら親の介護を行うケース、引きこもりの長期化や障がいのある人とその親が高齢化し、支援につながらないまま孤立してしまうケース等、多様で複合化する課題に直面する人や世帯の増加が見込まれることから、令和5(2023)年度から成田市包括的相談支援連携会議を設置しました。引き続き地域福祉計画として位置づけている成田市総合保健福祉計画の趣旨を踏まえ、成田市介護保険事業計画等の福祉関連計画と整合を図りながら、包括的な相談体制づくりを進めていきます。

また、障がいのある人が、地域において安心して生活をしていくためには、地域で相談支援を受けることのできる場所が必要とされます。そのため、「基幹相談支援センター(ほっとすまいるセンター)」等において実施している相談支援に加え、成田市地域自立支援協議会を中心として相談支援事業所間のネットワーク化を推進し、情報共有の充実を図るとともに、成田市地域自立支援連絡協議会などを通じ、相談支援専門員に必要な知識の習得や強度行動障害のある人や医療的ケアを必要とする人などの支援に対応できるよう、事例研究による課題解決能力の向上を目的とした人材育成を推進し、引き続き相談支援体制の強化と質の向上に努めます。

さらに、精神障がいのある人及び精神保健に課題を抱える人やその家族に対して、子育て、介護、生活困窮等の包括的な支援が確保されるよう、相談に応じ、必要な支援を実施できる体制を整えることが重要とされています。そのため、日頃から県や関係機関と連携し相談支援に取り組む体制整備を進めていきます。

(関連する成果目標にかかる個別施策分野…p. 51～52)

#### (2)精神障害にも対応した地域包括ケアシステム(\*15)の構築

精神障がいの有無や程度に関わらず、誰もが地域の一員として安心して自分らしく暮らしていくためには、地域の精神保健・医療・福祉の一体的な取組の推進に加え、差別や偏見のない、あらゆる人が共生できる社会の実現に向けて推進する必要があります。これを踏まえ、精神障がいのある人にも、医療、障がい福祉・介護、住まい、社会参加(就労)、地域の支え合い、普及啓発(教育など)が包括的に確保された地域包括ケアシステムの構築を進める必要があります。

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築にあたっては、計画的に地域の基盤を整備するとともに、市や障害福祉事業者、介護事業者が、精神障がいの程度によらず地域生活に関する相談に対応できるように、障害保健福祉圏域ごとの保健、医療、福祉関係者による協議の場を通じて、精神科医療機関、一般医療機関、地域援助事業者、市町村等との重層的な連携による支援体制を構築する必要があります。

本市では、成田市精神保健福祉推進協議会を、保健、医療、福祉、介護関係者、当事者及び家族等による協議の場と位置づけており、引き続き、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進について協議を通じ取り組みます。

(関連する成果目標にかかる個別施策分野…p. 43)

## 4 就労支援の充実

### (1)障がい者の就労支援

本市では、成田国際空港の立地を活かした多様な就労機会があることから、千葉県就労支援ネットワークを活用し、障がいのある人一人ひとりの得意分野を引き出し、それを生かすことができる就労機会の拡大に努めているところです。平成26(2014)年から成田市役所内に設置した「チャレンジドオフィスなりた」では、一般就労と障害福祉サービスの中間的な位置づけとして、民間企業等への一般就労に向けた支援をしています。

引き続き、ハローワークや障害者就業・生活支援センター等の関係機関との連携を強化し、就労相談から職場定着支援、生活相談まで一貫した支援の拡充に努め、加えて、障害者就労施設等からの物品等の調達をより一層推進し、障がいのある人の工賃向上を図ります。

また、法定雇用率の達成に向け、市関係部署の連携を密にして、雇用促進奨励金の制度を周知し、同奨励金の交付を通じ障がい者を雇用した事業主を支援するほか、障がい者の雇用機会の拡大を図ります。

さらに、成田市地域自立支援協議会や障害者就業・生活支援センター、企業等と連携し、雇用開拓、精神障がいのある人の雇用促進、雇用分野における差別の解消に向けた取り組みを進めます。

### (2)障がい者の就労のための障害福祉サービス

障がいのある人の就労のための障害福祉サービスとしては、「就労移行支援」「就労継続支援A型」「就労継続支援B型」「就労定着支援」があります。本市における就労系サービスは、一時期、新型コロナウイルス感染症の蔓延に伴う旅行客の減少による空港関連会社の業務の大幅な減少という状況にありましたが、現在、事業所数・利用者数ともに増加傾向となっています。

今後、障がい者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援する「就労選択支援」が開始されます。また、深刻な人手不足に伴い、障がい者雇用への関心も高まりを見せています。こうした状況を生かし、障がいのある人が充実した就労を送ることができるよう取り組みます。

(関連する成果目標にかかる個別施策分野…p.47～48)

## 5 障がいのある子どもへの支援

### (1) 早期発見・早期療育の取組

近年、「発達障害」の診断を受ける子どもが増加しており、早期の発見や療育支援が求められています。特に成長発達過程にある子どもに対しては、精神面での変化が大きいことから、発達障がいに対する保護者の正しい理解だけではなく、相談支援機関における適切な支援が必要となります。

障がいにより配慮が必要な子どもの保育や教育ニーズに応えるため、保育や教育現場に携わる人が、障がいについての正しい知識や理解を持ち、学習面や生活面における関係機関との支援策の継続、連携が求められています。

そのため、早期発見、早期支援の観点から、子どもの成長を確認し、保護者の相談の場として、市の乳幼児健診の受診を勧奨するとともに、保育所、幼稚園、小中義務教育学校や病院等と連携し、こども発達支援センター等における相談機能の充実に努めます。

### (2) 家庭環境やライフステージ等に応じた児童への支援

障がい児とその家族が安心して地域で暮らしていくためには、その子どもの障がい特性や、本人の個性、家庭環境等、様々な要因に応じて生活するために必要な障害福祉サービス等を利用していくことが重要となります。

乳幼児期や学齢期、特別支援学校等を卒業後、障害福祉サービス等へ移行する際等、それぞれのライフステージに応じた継続的かつ横断的な支援を行うため、ライフサポートファイルを有効活用しながら、関係者間のネットワークの強化に努めます。

### (3) 重症心身障がいや医療的ケアの必要な児童への支援

令和5(2023)年度から、成田市こども発達支援センターにおいて、重度の障がい等により外出が困難な障がい児に対して、居宅を訪問して日常生活の基本的な動作の指導、知識技能の付与等の発達支援のサービス等を提供する「居宅訪問型児童発達支援」を開始したことから、通所に困難を抱える障がい児への支援の充実に努めます。

医療的ケアの必要な児童(以下「医療的ケア児」)等に対する支援については、支援のニーズが多様であり、多職種連携による一体的な支援が必要となります。今後、増加が見込まれる医療的ケア児等への支援については、「成田市医療的ケア児等支援会議」において協議を行うとともに、安全で長期的な在宅介護のためには、医療的ケア児だけでなく、主たる介護者であるその家族に対する支援も必要となることから、その負担軽減のための施策を推進します。

また、令和4(2022)年度から、在宅で利用するたん吸引機等の医療機器が停電時でも利用できるよう、電源装置等を日常生活用具として新たに給付対象としたことに加え、排せつに常時紙おむつ等を使用する状態である医療的ケア児等に対して、紙おむつの一部を給付することについて、先行市町村の取組を参考にしながら、検討を行います。

また、医療的ケア児等に対する総合的かつ包括的な支援を調整するコーディネーターを増員することにより相談体制の充実に努めます。

#### (4) 幼保教育、学校教育における障がい児への支援

幼稚園や保育所においては、「第2期成田市子ども・子育て支援事業計画（令和2（2020）年度～令和6（2024）年度）」に定めるように、バリアフリー化の推進や職員の適正配置により障がい児の受け入れ体制の充実を図っています。

また、学校においては、成田市学校教育振興基本計画「輝くみらいNARITA教育プラン（平成28（2016）年度から令和7（2025）年度）」に定めるように、バリアフリー化の推進や就学前から卒業後まで継続して教育相談を行うとともに、医療的ケアや配慮を必要とする児童生徒に対して、専門的な知識・経験を有する支援員等を学校へ配置することにより、支援体制の充実を図っています。

特別な支援を要する児童生徒が、家庭環境やその障がいの特性に応じ、適切な支援を受け、充実した学校生活が過ごせるよう、関係機関と連携して支援を行ってまいります。

（関連する成果目標にかかる個別施策分野…p.49～50、関連する各論…p.106～108）



「ペロッとゴンタくん」



## 6 権利擁護の推進

### (1) 差別を解消し障がいへの理解に満ちたまちづくりの推進

平成 28 (2016) 年 4 月に、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律 (平成 25 (2013) 年法律第 65 号)」(以下「障害者差別解消法」という。)及び「障害者の雇用促進等に関する法律 (昭和 35 (1960) 年法律第 123 号)」が改正施行され、地方公共団体においても障がいを理由とする差別の解消に向けた取組が求められています。

本市では平成 30 (2018) 年 5 月に障がい者にとって身近な地域において、地域の課題を関係機関と当事者の間で把握し、関係機関が共有・連携して解決していくため「成田市障がい者差別解消支援地域協議会」を立ち上げ、これまで主に障がい者の差別に関する事例を関係機関で持ち寄り、差別解消に向けた意見交換を実施する等の取組を推進してきました。

そうした中、令和 3 (2021) 年 5 月に「障害者差別解消法」が一部改正され、令和 6 (2024) 年 4 月からは、民間事業者についても合理的配慮(\*16)の提供が義務化されます。

このことを踏まえ、今後も継続して成田市障がい者差別解消支援地域協議会での事例検討・情報共有を図るとともに、教育や雇用、社会生活上のあらゆる場面において、障がいを理由とした差別や虐待の撲滅に努め、関係機関との協働のもと「障害者差別解消法」の趣旨が広く市民や民間事業者に浸透するよう広報活動等を実施し、普及啓発を推進します。

また、教育や雇用、社会活動等あらゆる場面において、障がいを理由とした差別や虐待の撲滅に取り組むとともに、「障害者差別解消法」の趣旨が広く市民に浸透するよう、毎年 12 月 3 日から 12 月 9 日までの「障害者週間」や毎年 4 月 2 日の「自閉症啓発デー」に合わせた広報活動や講演会の開催等を通じて、普及啓発を推進します。

### (2) 虐待防止の推進

「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律 (平成 23 (2011) 年法律第 79 号)」に基づき、本市では、虐待が発生してからの支援体制として、「成田市障がい者虐待防止センター」を設置し、通報があった場合の支援体制を整備しました。

虐待を未然に防ぎ、広く障がいのある人の権利を擁護するための取組が求められていることから、養護者による虐待の防止については、広報や啓発活動の充実を図り、個別の相談においては障害福祉サービスの利用を勧奨するなどの取組を進めます。また、施設職員による虐待防止については、施設職員への研修を実施し、施設での虐待を未然に防ぐとともに、質の高い障害福祉サービスを提供できる職員の育成に努めます。

### (3) 成年後見制度利用の促進

障がいのある人が一人で生活している場合でも、その権利が保障され、安心して暮らしていけるよう、成年後見制度の更なる普及に努める必要があります。今回のアンケート結果では、成年後見制度への認知について、一定の進展が見られましたが、依然としてこの制度を知らない人も多く、大きな課題と言えます。

このことから、地域で安心して暮らせるよう、本市では、「基幹相談支援センター (ほととすまいるセンター)」に加え、権利擁護支援のコーディネーター等の役割を担う中核機関と

して、令和4(2022)年6月に「成田市成年後見支援センター」を設置しました。同センターを中心に、成年後見制度利用促進法の趣旨を踏まえ、成年後見制度の利用促進に向けて引き続き取り組むほか、支援が必要な人が必要なときに成年後見制度を利用できるよう、支援体制の強化に努めます。

(関連する事業…p.78～79・p.83～84)



「陸上競技」

## 7 安心して地域で生活するための緊急時支援体制の充実

障がいのある人が地域で安心して生活を送ることができるようにするために、大規模災害等において、障がいのある人の個別の特性に十分配慮し、速やかな情報提供と避難誘導、安全確保、避難所等、緊急時の支援体制を拡充する必要があります。

また、自力で避難することが困難な障がいのある人が安全に避難するためには、お住いの地域の理解と協力が必要となります。平常時から防災知識の普及や災害時の適切な情報提供、避難誘導等の充実を通じて、避難行動要支援者が孤立せず、地域行事や避難訓練などに参加できるような地域づくりを促進するため、引続き区・自治会等の「避難支援等関係者」との連携を図るとともに、避難行動要支援者一人ひとりの状況にあわせた、避難支援者や避難時の配慮事項、必要な支援等を記載した個別避難計画の作成を進めます。

さらに、視覚障がいや聴覚障がい、肢体不自由のある人等、避難所での情報伝達や居住空間に配慮が必要な人、知的障がいや発達障がい、精神障がいのある人等、一般の避難所で生活することが困難な人の支援として、災害発生時に必要に応じて、障害児者入所施設や特別養護老人ホーム等、18か所の入所施設に福祉避難所を設置するための協定を締結しています。

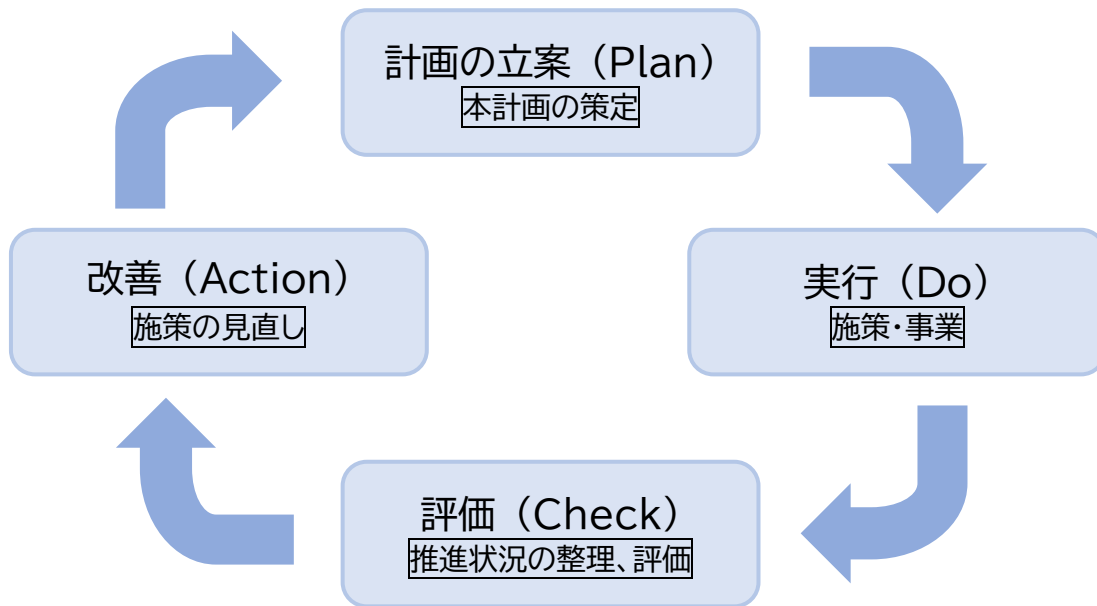
福祉避難所において、各施設との連携を強化するとともに、通所施設の活用等、福祉避難所の設置を促進します。

(関連する事業…p.80)

## 第6章 計画の推進体制

### 1 障がい福祉計画の進行管理、情報公開

本計画の進行管理にあたっては、Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Action（改善）を繰り返すマネジメント手法である「PDCAサイクル」の理念を活用し、計画の速やかな実行を図るとともに、評価と改善を十分に行い、実効性のある計画を目指します。



### 2 市民・事業者との協働

本計画を進めていくために、障がい当事者・家族をはじめとして、事業者、行政や関係機関との連携をより一層強化します。当事者及び関係者の参画意識の向上により一層の協力を得ることを目的として、評価（Check）の段階において、市だけで評価を行うのではなく、成田市地域自立支援協議会、成田市精神保健福祉推進協議会の協力を得て、本計画の進捗及び推進状況のチェックを行います。

### 3 国・県への要望

本計画の推進にあたっては、国や千葉県の新しい動向を注視しつつ密接な連携を図りながら施策の推進に努めます。また、地方公共団体の責務として、市民のニーズを的確に把握しながら、利用者本位のよりよい制度の実施に向けて、国及び千葉県に対し、専門職の確保や人材育成等、必要な要望を行うとともに、行財政上の措置を要請していきます。

## 第 2 部 各論

---



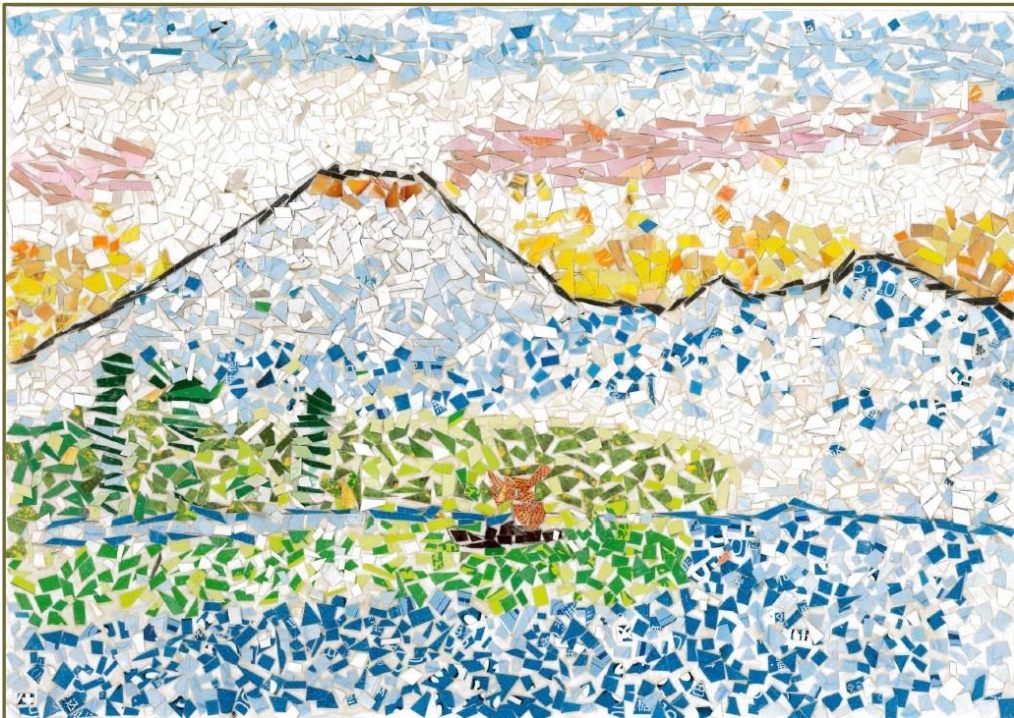
# 第1章 成果目標にかかる個別施策分野

本計画では、「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」の「第二 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標」により、障がいのある人の地域生活への移行や一般就労への移行に関する成果目標を設定しています。

## ●障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針(抜粋)●

### 第二 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標

- 一 福祉施設入所者の地域生活への移行
- 二 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- 三 地域生活支援の充実
- 四 福祉施設から一般就労への移行等
- 五 障害児支援の提供体制の整備等
- 六 相談支援体制の充実・強化
- 七 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築



「富士山」

## 1 福祉施設から地域生活への移行

### 成果目標の考え方

#### ●国の考え方●

- ①令和 4（2022）年度末時点の施設入所者数の 6%以上が地域生活へ移行。
- ②令和 8（2026）年度末の施設入所者数を令和 4 年度末時点の施設入所者数から 5%以上削減。
- ③令和 5（2023）年度末において、障害福祉計画で定めた令和 5 年度までの数値目標が達成されないと見込まれる場合は、未達成割合を令和 8 年度末における地域生活に移行する者及び施設入所者の削減割合の目標値に加えた割合以上を目標値とする。



#### ●成田市の考え方●

- ①令和 8 年度末時点の施設入所者については、地域生活への移行を見込む一方、施設入所を希望する待機者もいることから、令和 4 年度末時点から 1 名減の 102 人を目標とします。
- ②地域生活への移行については、8 人を目標とします。
- ③施設入所者の地域移行を推進するため、地域で安心して生活できる支援体制を整えるほか、グループホームの充実及び整備を推進し、受け皿の確保に努めます。

### 成果目標

項目	数値	考え方
令和4年度末時点の施設入所者（A）	103人	令和4年度末時点の入所者数
令和8年度末時点の施設入所者（B）	102人	令和8年度の利用人員見込み
【目標】地域生活移行者の増加	8人	(A)のうち、令和8年度までに地域生活に移行する人の目標値
	7.8%	
【目標】施設入所者の削減	1人	差引減少見込み数 (A) - (B)
	1.0%	



## 2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

### 成果目標の考え方

#### ●国の考え方●

- ①精神障害者の精神病床からの退院後1年以内の地域における生活日数の平均を325.3日以上とすることを基本とする。
- ②令和8(2026)年度末の精神病床における65歳未満の1年以上長期入院患者数を、目標値として設定する。
- ③入院後3か月時点の退院率、入院後6か月時点の退院率及び入院後1年時点の退院率に関する令和8年度における目標値を設定する。目標値の設定にあたっては、入院後3か月時点の退院率については68.9%以上とし、入院後6か月時点の退院率については84.5%以上とし、入院後1年時点の退院率については91%以上とする。
- ④精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築に向けて、精神保健医療福祉体制の基盤整備等を推進し、精神障がい者の地域移行や定着が可能となるよう、活動指標を明確にし、取組を推進する必要があります。このような取組により、精神障害者の精神病床からの退院の促進を図ります。

#### ●千葉県における成果目標●

項目	令和4 (2023) 年度実績	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
精神障がいのある人の精神病床からの退院後1年以内の地域における平均生活日数(日)	316	330	330	330
精神病床における65歳以上の1年以上長期入院患者数(人)	3,924	3,512	3,100	2,687
精神病床における65歳未満の1年以上長期入院患者数(人)	2,536	2,348	2,160	1,972
精神病床における3か月時点の早期退院率	67.2	70	70	70
精神病床における6か月時点の早期退院率	81.6	84	85	86
精神病床における1年時点の早期退院率	88.4	90	91	92

## ●成田市の考え方●

令和8（2026）年度末長期入院患者の地域生活への移行に伴う地域の精神保健医療福祉体制の基盤整備量（利用者数）は、次のとおりです。

項目	数値	備考
地域の精神保健医療福祉体制の基盤整備量（利用者数）	【令和8年度末】 24	千葉県による算出

このことを踏まえ、次のとおり精神障がい者に対する地域生活支援の取組に関する障害福祉サービスの見込量を次のとおり活動指標として設定します。

項目	令和5 （2023）年度 （実績見込）	令和6 （2024）年度 （目標）	令和7 （2025）年度 （目標）	令和8 （2026）年度 （目標）
精神障害者の地域移行支援	2人	3人	3人	4人
精神障害者の地域定着支援	1人	2人	2人	2人
精神障害者の共同生活援助	59人	61人	62人	64人
精神障害者の自立生活援助	0人	1人	1人	1人
精神障害者の自立訓練 （生活訓練）	4人	4人	4人	4人

本市における保健、医療、福祉関係者による協議の場である「成田市精神保健福祉推進協議会」「成田市精神保健福祉推進協議会幹事会」「専門部会」を通じて、重層的な連携による精神障がい者や依存症者の地域生活における支援体制の構築を進めます。

具体的には、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構成要素である

- ・医療
- ・障害福祉・介護
- ・住まい
- ・保健・予防
- ・社会参加（就労・就学等）
- ・地域の助け合い
- ・普及啓発（教育）

等の事項について、協議を進めます。

また、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」に関する評価は、成田市精神保健福祉推進協議会にて行います。

これらのことから、保健、医療、福祉関係者による協議の場の、開催回数、保健、医療、福祉、介護、当事者及び家族等の関係者ごとの参加者数、目標設定及び評価の実施

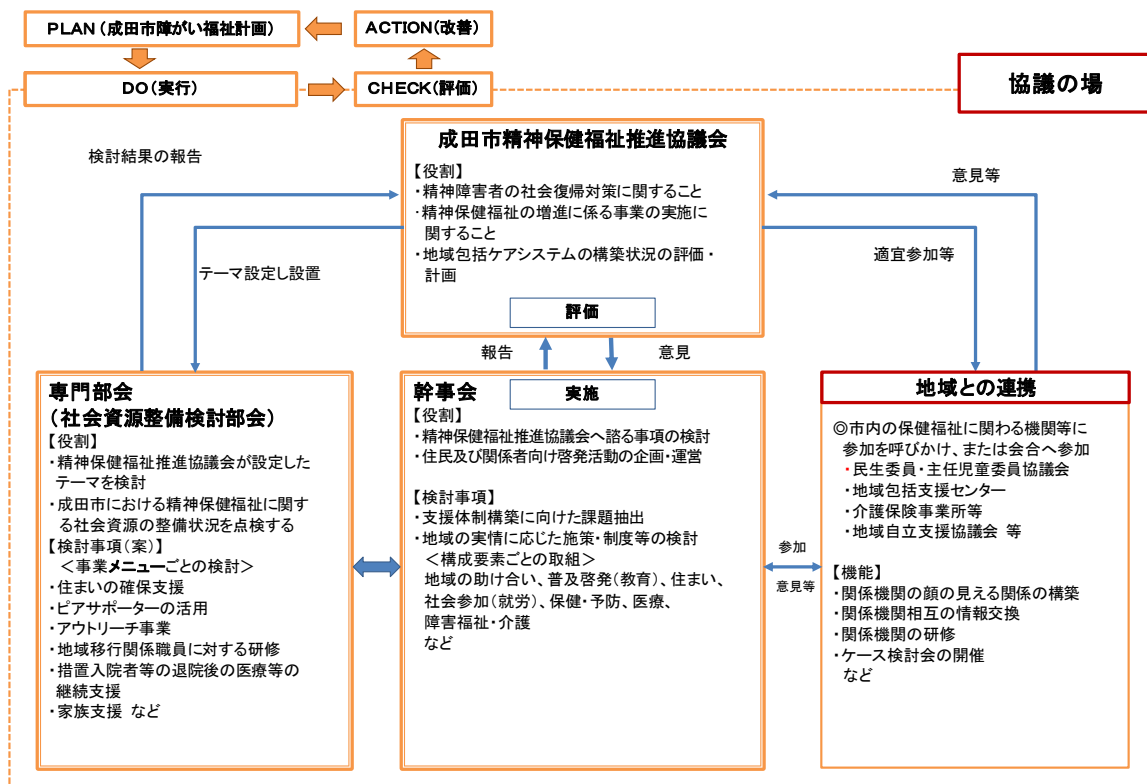
回数の見込量を次のとおり活動指標として設定します。

項目	令和5 (2022) 年度 (実績見込)	令和6 (2023) 年度 (目標)	令和7 (2024) 年度 (目標)	令和8 (2025) 年度 (目標)
協議の場の開催回数※1	8回	8回	8回	9回
協議の場への参加者数 (全体) ※2	80人	80人	80人	90人
保健分野	8人	8人	8人	9人
医療分野	24人	24人	24人	28人
福祉分野	27人	27人	27人	30人
介護分野	2人	2人	2人	2人
当事者	9人	9人	9人	10人
家族	8人	8人	8人	9人
その他	2人	2人	2人	2人
目標設定	実施	実施	実施	実施
評価の実施回数	1回	1回	1回	1回

※1 成田市精神保健福祉推進協議会総会・幹事会・専門部会の開催回数

※2 成田市精神保健福祉推進協議会総会・幹事会・専門部会の参加者数(延べ数)

### 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に係る 保健・医療・福祉関係者による協議の場及び役割関係図



### 3 地域生活支援の充実

#### 成果目標の考え方

##### ●国の考え方●

- ①障害者の地域生活への移行の支援及び地域生活支援を充実させるため、令和8(2026)年度末までの間、各市町村において地域生活支援拠点等を整備するとともに、その機能の充実のため、コーディネーターの配置、地域生活支援拠点等の機能を担う障害福祉サービス事業所等の担当者の配置、支援ネットワーク等による効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進める。
- ②年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討する。
- ③強度行動障害を有する障害者の支援体制の充実を図るためには、支援ニーズの把握を行い、ニーズに基づく支援体制の整備を図ることが必要であり、令和8年度末までに、各市町村又は圏域において、強度行動障害を有する障害者に関して、その状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進めること。

##### ●成田市の考え方●

- ①面的整備による拠点整備について、基幹相談支援センターのコーディネーター機能を中心に据え、地域の障がいのある人が安心した生活を継続できるように、障がい特性に合わせた機能の拡充を図ります。また、令和5(2023)年度から実施した基幹相談支援センターの増員を生かし、アウトリーチ(\*17)や地域の相談支援事業所との連携を強化し、相談機能の充実を図ります。
- ②増員の成果を含め、支援の実績等の検証を行うとともに、24時間オンコール体制の構築等の更なる機能拡充を図ります。
- ③強度行動障害を有する障がい者の支援ニーズについて、事業所等と連携してその把握に努め、支援体制の整備を進めます。

#### 成果目標

項目	考え方
地域生活支援拠点の整備状況	充実・拡張
運用状況の検証及び検討	成田市地域自立支援協議会において、運用状況の検証及び検討するための会議開催
強度行動障害を有する障がい者の支援体制の構築	令和8年度末までに強度行動障害を有する障がい者のニーズ把握

## 4 福祉施設から一般就労への移行等

### 成果目標の考え方

#### ●国の考え方●

- ①令和 8（2026）年度における一般就労への移行実績を令和 3（2021）年度の 1.28 倍以上とする。
- ②令和 5（2023）年度における一般就労への移行実績を、就労移行支援事業については令和 3 年度の 1.31 倍以上、就労継続支援 A 型事業については令和 3 年度の概ね 1.29 倍以上、就労継続支援 B 型事業については令和 3 年度の概ね 1.28 倍以上を目指す。
- ③就労定着支援事業の利用者数については、令和 3 年度の実績の 1.41 倍以上とすることを基本とする。**【新規】**
- ④就労定着支援事業の就労定着率については、就労定着支援事業所のうち、令和 8 年度における就労定着率が 7 割以上の事業所を全体の 2 割 5 分以上とする。
- ⑤都道府県等が地域の就労支援のネットワークを強化し、雇用や福祉等の関係機関が連携した支援体制の構築を推進するため、協議会（就労支援部会）等を設けて取組を進めることを基本とする。
- ⑥一般就労に移行する者の数及び就労移行支援事業の利用者数に係る目標値の設定にあたり、令和 5 年度末において、障害福祉計画で定めた令和 5 年度までの数値目標が達成されないと見込まれる場合は、未達成割合を令和 8 年度末における各々の目標値に加えた割合以上を目標値とする。

#### ●成田市の考え方●

- ①一般就労への移行者については、令和 3 年度の実績が 11 人であることから、令和 8 年度において 29 人を目標として、障がいのある人の就労支援を推進します。
- ②令和 8 年度における就労移行支援事業、就労継続支援 A 型事業及び就労継続支援 B 型事業を通じた一般就労への移行者の目標数を 27 人、就労定着支援事業の利用者数について 32 人を目標とします。

## 成果目標

項目	数値	備考
令和 3 (2021) 年度中の一般就労への移行者数	11 人	令和3年度末の人数
うち就労移行支援事業の一般就労移行者数	7 人	令和3年度末の人数
うち就労継続支援 A 型事業の一般就労移行者数	1 人	令和3年度末の人数
うち就労継続支援 B 型事業の一般就労移行者数	1 人	令和3年度末の人数
うちその他福祉サービス等からの一般就労移行者数	2 人	令和3年度末の人数
令和 3 年度中の就労定着支援事業の利用者数	11 人	令和3年度末の人数
【目標】令和 8 (2026) 年度中の一般就労への移行者数	29 人	令和 3 年度実績の 1.28 倍以上
うち就労移行支援事業の一般就労移行者数	21 人	令和 3 年度実績の 1.31 倍以上
うち就労継続支援 A 型事業の一般就労移行者数	3 人	令和 3 年度実績の 1.29 倍以上
うち就労継続支援 B 型事業の一般就労移行者数	3 人	令和 3 年度実績の 1.28 倍以上
うちその他福祉サービス等からの一般就労移行者数	2 人	令和8年度の見込数
【目標】就労移行支援事業所のうち、一般就労へ移行した者の割合が 5 割以上の事業所の割合	5 割	就労移行支援事業所のうち、一般就労へ移行した者の割合が 5 割以上の事業所を全体の 5 割以上
【目標】就労定着支援事業の利用者数【新】	32 人	令和3年度実績の 1.41 倍以上
【目標】就労定着支援事業所のうち、就労定着率が 7 割以上の事業所の割合	2 割 5 分	就労定着率が 7 割以上の事業所を全体の 2 割 5 分以上

※令和 5(2023)年度末において令和 5 年度までの数値目標が達成されないと見込まれる場合は、未達成割合を令和 8 年度末における各々の目標値に加えた割合以上を目標値とすることとされています。

## 5 障がい児支援の提供体制の整備等

### 成果目標の考え方

#### ●国の考え方●

- ①令和 8（2026）年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも 1 か所以上設置する。
- ②児童発達支援センターや地域の障害児通所支援事業所等が保育所等訪問支援等を活用しながら、令和 8 年度末までに、全ての市町村において、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築する。
- ③「難聴児の早期発見・早期療育推進のための基本方針」（令和 4 年 2 月）に基づき、都道府県は、難聴児の早期発見・早期療育を総合的に推進するための計画を策定する。当該計画を障害児福祉計画に盛り込む場合には、当該基本方針における基本的な取組及び地域の実情に応じた取組について明記する。  
その際、令和 8 年度末までに、各都道府県、また必要に応じて指定都市において、児童発達支援センター、特別支援学校（聴覚障害）等を活用し、難聴児支援のための中核的機能を果たす体制を確保すること及び新生児聴覚検査から療育につなげる連携体制の構築に向けた取組を進めることを基本とする。
- ④令和 8 年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも 1 か所以上確保する。
- ⑤令和 8 年度末までに、各都道府県は医療的ケア児支援センターを設置し、医療的ケア児等の支援を総合調整するコーディネーターを配置すること、各都道府県及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。【新規】
- ⑥障害児入所施設に入所している児童が 18 歳以降、大人にふさわしい環境へ円滑に移行できるように、令和 8 年度末までに各都道府県及び各指定都市において、移行調整に係る協議の場を設置することを基本とする。【新規】

#### ●成田市の考え方●

- ①成田市こども発達支援センターを本市における障がい児支援の中核的な支援施設と位置づけ、障がいの重度化・重複化や多様化に対応する専門的機能の強化を図り、地域の障害児通所支援等を実施する事業所と緊密な連携を図ります。  
障がい児に対し、質の高い専門的な発達支援を行う機関であることから、常に支援の質の向上と支援内容の適正化を図ります。
  - ・障がい児の早期発見、早期支援となるよう、関係部局と連携する中で、障がいの状態、発達の過程や特性等に配慮した相談体制の充実に努めます。
  - ・必要に応じてペアレント・トレーニング(\*18)等保護者向けプログラムの実施を図ります。

- ・適正な人員配置、人材育成等質の高いサービス提供の維持のための取組を実施します。
- ②成田市こども発達支援センターの訪問支援機能を充実させ、発達に支援が必要な子どもが過ごしなれた環境の中で適切な支援を受け、地域社会への参加・包容を推進できるよう、地域支援体制の整備を図ります。
- ③令和3（2021）年度に、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を1か所確保しましたが、引き続きその確保に取り組めます。
- ④医療的ケア児等の支援のために保健、医療、障がい福祉等の関係機関等が連携を図る成田市医療的ケア児等支援会議を各年1回以上開催します。
- ⑤令和8（2026）年度末までに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを1人増員し、保育所、児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所と連携を強化します。

### 成果目標

項目	考え方
児童発達支援センターの設置	1か所設置済み※
保育所等訪問支援等を活用しながら、障がい児の地域社会への参加・包容を推進する体制の構築	構築
主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	1か所設置済み
関係機関等が連携を図るための協議の場の設置	設置済み
医療的ケア児等に関するコーディネーターの増員	1名増員

※成田市こども発達支援センターは、国が定める児童発達支援センターの基準を満たしていません（給食サービスの未実施）が、児童発達支援、保育所等訪問支援を実施するなど、実質的に児童発達支援センター機能を有しているため、設置済みとしています。



## 6 相談支援体制の充実・強化等

### 成果目標の考え方

#### ●国の考え方●

- ①令和 8（2026）年度末までに、各市町村において、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置（複数市町村による共同設置を含む）するとともに、基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保することを基本とする。
- ②地域づくりに向けた協議会の機能をより実効性のあるものとするため、協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うとともに、これらの取組を行うために必要な協議会の体制を確保することを基本とする。【新規】
- ③発達障害の早期発見・早期支援には、発達に障がいのある人等及びその家族等への支援が重要であることから、各市町村において、保護者等が子どもの発達障害の特性を理解し、必要な知識や方法を身に付け適切な対応ができるよう、ペアレント・プログラムやペアレント・トレーニング等の支援体制を確保する。

#### ●成田市の考え方●

- ①基幹相談支援センターは設置済みであることから、基幹相談支援センターは多職種連携の中心となるコーディネーターとしての役割を担うこととし、相談支援事業所と連携し、相談支援専門員に対して必要な助言・指導を行うほか、市内の病院、医院や訪問看護事業所等の保健医療関係者や地域包括支援センター、地域の民生委員・児童委員との連携も強化し、保健医療、福祉の専門家による多職種が協働して支援することにより地域の相談支援体制の強化を図ります。また、成田市包括的相談支援連絡会議とも協力・連携を図ります。
- ②成田市地域自立支援協議会などを通じて、強度行動障害を有する方や医療的ケアを必要とする方などの事例に対応していくための相談に応じる職員のスキルアップを図るとともに、成田市地域自立支援連絡協議会に設置している幹事会及び専門部会において、地域における障がいのある人への支援体制に関する課題について情報を共有し、事例検討による内容の検証を行うなど、地域の実情に応じたサービス体制の整備について協議を行い、相談支援の課題解決を図ります。
- ③障がい児についての相談については、成田市こども発達支援センターが基幹相談支援センターのサポートを行います。また、発達障害に関しては、千葉県、千葉県発達障害者支援センター（CAS）と連携を図り、支援体制の確保に努めます。また、ライフステージごとに支援の担い手が変わりやすい子どもについては、一貫した支援が継続されるように家族や関係機関が情報を共有するためのツールとして成田市地域自立支援協議会により作成された『ライフサポートファイル はばたき』を活用し、相談者のニーズに対する支援を行うとともに更なる普及を目指します。

## 成果目標

項目	考え方
基幹相談支援センターの設置【新】	設置済
協議会における個別事例の検討を通じた地域のサービス基盤の開発・改善【新】	開発・改善



「スケートボードダンス」

## 7 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

### 成果目標の考え方

#### ●国の考え方●

令和8(2026)年度末までに、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築する。

#### ●成田市の考え方●

多くの障害福祉サービス事業所が参加できるよう市が主催する研修を実施するほか、障害福祉サービス事業者が、県が開催する虐待等の権利擁護、強度行動障害等に関する内容等の研修に参加することにより質の向上を図り、適切な障害福祉サービスを提供するための人材育成を図ります。

また、成田市地域自立支援協議会において、各事業所間の情報交換・情報共有、困難事例に対する事例検討等様々な勉強会や研修会を実施し、従事者の人材育成及び質の向上を図ります。

さらに、国民健康保険団体連合会(国保連)における審査でエラーとなった内容の分析結果等を市や事業者と共有できる体制の構築するほか、障害福祉サービスの提供にあたり、適正なサービス等利用計画書が作成され、適正な給付がなされているかを市で確認し、検証する体制を構築します。

### 成果目標

項目	考え方
障害福祉サービス等に係る各種研修の活用	構築
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有	構築

## 第 2 章 障害福祉サービスの見込量と今後の方策

### ◆サービスの種類と名称

種類		サービスの名称	
障害福祉 サービス	介護給付	訪問系サービス	居宅介護
			重度訪問介護
			同行援護
			行動援護
			重度障害者等包括支援
		日中活動系サービス	短期入所（福祉型、医療型）
			生活介護
			療養介護
		施設系サービス	施設入所支援
	訓練等給付	居住系サービス	共同生活援助（グループホーム）
			自立生活援助
		訓練系・就労系サービス	自立訓練（機能訓練、生活訓練）
			就労移行支援
			就労継続支援（A型、B型）
			就労定着支援
	地域相談支援	計画相談支援	
		地域移行支援	
地域定着支援			

## 1 訪問系サービス

### (1)居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援

#### 事業の概要

居宅介護	○自宅で入浴や排せつの介護、家事援助を行います。 【対象者】区分1以上
重度訪問介護	○自宅で入浴、排せつ、食事の介護、外出時の移動の介護等を総合的に 行います。 【対象者】区分4以上の肢体不自由者、重度の知的障がい者又は精神障 がい者で、一定の条件を満たす者
同行援護	○移動時及びそれに伴う外出先における視覚的情報の支援（代筆、代 読を含む。）と、移動の援護、排せつ、食事等の介護等の援助を行 います。 【対象者】視覚障がい者で一定の条件を満たす者
行動援護	○危機回避が困難な人等の外出を支援します。 【対象者】区分3以上の知的障がい者又は精神障がい者で、一定の条件 を満たす者
重度障害者等包 括支援	○居宅介護やその他の障害福祉サービスを包括的にを行います。 【対象者】区分6で意思の疎通に著しい困難を伴う者であって、一定の 条件を満たす者

#### 実績

区分		令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度
実利用者数 (1月あたり)	実績値A	124人	139人	137人
	計画値	147人	149人	155人
実利用時間 (1月あたり)	実績値B	2,663時間	3,192時間	3,354時間
	計画値	2,911時間	2,950時間	3,219時間
1人あたりの利用時間 B/A		21.5時間	23.0時間	24.5時間

令和5年度の実績値A及び実績値Bは見込値となります。

#### 現状と課題

○令和5（2023）年11月現在、居宅介護・重度訪問介護の指定を受けた事業所は市内に18か所、行動援護の指定を受けた事業所は市内に1か所、同行援護の指定を受けた事業所は市内に6か所あります。

○利用者数は計画値をやや下回って推移し、利用時間は、令和3（2021）年度以外は計画値を上回っています。

○福祉に関するアンケート調査では、現在訪問系サービスを利用している割合が居宅介護4.6%・重度訪問介護1.0%・同行援護0.7%・行動援護1.3%・重度障害者等包括支援0.9%、サービスを利用したい割合は居宅介護24.3%・重度訪問介護15.8%・同行援護15.1%・行動援護23.8%・重度障害者等包括支援16.3%となっています。

○関係団体ヒアリング調査では、ホームヘルパーの不足により地域移行が円滑に進まない事例があるとの指摘がありました。

### 整備方針と計画値

○障がいがある人の在宅生活を支援するためには、居宅介護をはじめとする訪問系サービスの拡充が重要となります。安定したサービスの確保とサービスの質の向上を図るため、既存事業者の拡大や新規事業者の参入を促すとともに、ホームヘルパー等の担い手の育成を事業者に働きかけます。

○難病患者等のサービス利用については、医療や生活の状況を確認しながら、個別のニーズに応じたサービスの周知に努めます。

○特に医療的ケアを必要とする人については、保健医療や福祉等の関係機関との連携体制を構築し、多職種による支援の充実を図ります。

#### ◆居宅介護

区分	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
実利用者数(1月あたり)	124人	129人	134人
実利用時間(1月あたり)	1,316時間	1,403時間	1,495時間

#### ◆重度訪問介護

区分	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
実利用者数(1月あたり)	8人	8人	8人
実利用時間(1月あたり)	3,060時間	3,060時間	3,060時間

#### ●市内・近隣の事業所●

あい愛ホームヘルプ  
生活クラブ風の村介護ステーションなりた  
訪問介護事業所新町玲光苑  
重度訪問介護ソフトケア  
SOMPO ケア成田訪問介護  
ゆかり成田ヘルパーステーション

居宅介護ステーションりんご  
ニチイケアセンター公津の杜  
ニチイケアセンター成田美郷台  
ういず・ユー訪問介護ステーション成田  
癒しのヘルパーステーション公津の杜  
ヤックスヘルパーステーション三里塚※

ヘルパーステーション佐藤さくら  
 訪問介護ステーション杜の家なりた  
 セントケア成田  
 【富里市】千葉総合介護サービス  
 【香取市】アースサポート香取  
 【香取市】こすもす佐原訪問介護  
 【栄町】ヤックスヘルパーステーション安食※  
 ※居宅介護のみ利用が可能

希望のまち成田訪問介護事業所  
 ケア21 成田  
 エンジョイケア  
 【富里市】きよみ介護サービス  
 【香取市】ニチイケアセンター北佐原  
 【香取市】ホームヘルプ栗源

◆同行援護

区分	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
実利用者数(1月あたり)	8人	8人	8人
実利用時間(1月あたり)	145時間	145時間	145時間

●市内・近隣の事業所●

生活クラブ風の村介護ステーションなりた  
 訪問介護事業所新町玲光苑  
 ヘルパーステーション佐藤さくら  
 【富里市】千葉総合介護サービス

居宅介護ステーションりんご  
 あい愛ホームヘルプ  
 希望のまち成田訪問介護事業所  
 【香取市】こすもす佐原訪問介護

◆行動援護

区分	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
実利用者数(1月あたり)	2人	2人	2人
実利用時間(1月あたり)	10時間	10時間	10時間

●市内・近隣の事業所●

居宅介護ステーションりんご

◆重度障害者等包括支援

区分	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
実利用者数(1月あたり)	0人	0人	0人
実利用時間(1月あたり)	0時間	0時間	0時間

●市内・近隣の事業所●

なし

## 2 日中活動系サービス

### (1)短期入所(ショートステイ)

#### 事業の概要

○介護者の病気や冠婚葬祭時等、短期間、施設で介護サービスを提供します。

【対象者】区分1以上

#### 実績

区分		令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度
実利用者数 (1月あたり)	実績値A	25人	38人	38人
	計画値	47人	47人	49人
実利用日数 (1月あたり)	実績値B	444日	442日	418日
	計画値	534日	534日	551日
平均利用日数 B/A		17.8日	11.6日	11.0日

令和5年度の実績値A及び実績値Bは見込値となります。

#### 現状と課題

○令和5年11月現在、市内に短期入所の指定を受けた事業所は市内に8か所あります。

○利用者数及び利用日数は、計画値を下回って推移しています。令和3年度の利用者数については、新型コロナウイルス感染症対策の影響がありました。

○福祉に関するアンケート調査では、短期入所サービスを利用している割合が3.4%に対し、サービスを利用したい割合は25.5%に上ります。

○関係団体ヒアリング調査では、重症心身障がいがある人や医療的ケアが必要な人が利用できる施設がないとの指摘がありました。

#### 整備方針と計画値

○家族の負担軽減(レスパイトケア)や緊急時の対応のため、引き続き市内外の事業所の協力を得て、利用施設の確保に努めます。また、医療的ケアや強度の行動障がいによる特別支援を必要とする人の短期入所が可能となるよう施設の確保に努めます。さらに、精神障がいのある人の短期入所について、使いやすいサービスとなるよう施設整備の促進に努めます。



区分	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
実利用者数(1月あたり)	43人	43人	43人
実利用日数(1月あたり)	440日	440日	440日

●市内・近隣の事業所●

しもふさ学園  
 不二学園  
 ショートステイ杜の家なりた  
 めくめくの家  
 【富里市】十倉厚生園  
 【富里市】富里福葉苑  
 【千葉市】愛育園  
 【佐倉市】ルミエール  
 【佐倉市】さくら千手園  
 【四街道市】下志津病院  
 【八街市】明朗塾  
 【匝瑳市】聖マーガレットホーム  
 【東金市】ラ・ソスタ  
 【大網白里市】クロス・スピリット  
 【茨城県稲敷市】悠々

ゆめふる成田  
 ショートステイサービス玲光苑  
 さわやかリビング成田  
 短期入所成田本三里塚  
 【富里市】協和厚生園  
 【多古町】第2ひかり学園  
 【佐倉市】めいわ  
 【佐倉市】リホープ  
 【四街道市】永幸苑  
 【四街道市】ピクシーフォレスト  
 【八街市】コスモ・ヴィレッジ  
 【香取市】佐原聖家族園  
 【大網白里市】シエスタ  
 【旭市】聖母療育園



「ふくろう」

## (2)生活介護、療養介護

### 事業の概要

生活介護	○常時介護が必要な人に、施設で入浴や排せつ、食事の介護等や日常生活の支援を行うほか、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。 【対象者】 区分3以上（50歳以上の場合は区分2以上）
療養介護	○医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練や療養上の管理、看護、介護等を行います。 【対象者】 ①ALS(*19)患者等で人工呼吸器を使用する区分6の人 ②筋ジストロフィー患者又は重症心身障がい者であって区分5以上の人 ③平成24（2012）年3月31日時点において重症心身障がい児施設に入所した人、又は改正前の児童福祉法に基づく指定医療機関に入院していて、平成24年4月1日以降も指定療養介護事業所を利用する①及び②以外の人

### 実績

#### ◆生活介護

区分		令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度
実利用者数 (1月あたり)	実績値A	262人	263人	272人
	計画値	319人	339人	359人
実利用日数 (1月あたり)	実績値B	5,493日	5,535日	5,502日
	計画値	6,610日	7,024日	7,459日
平均利用日数 B/A		21.0日	21.0日	20.2日

令和5年度の実績値A及び実績値Bは見込値となります。

#### ◆療養介護

区分		令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度
実利用者数 (1月あたり)	実績値A	9人	9人	9人
	計画値	12人	12人	12人
実利用日数 (1月あたり)	実績値B	279日	279日	276日
	計画値	371日	371日	371日
平均利用日数 B/A		31日	31日	30.7日

令和5年度の実績値A及び実績値Bは見込値となります。

## 現状と課題

- 令和5（2023）年11月現在、生活介護の指定を受けた事業所は市内に12か所あります。
- 生活介護・療養介護ともに利用者数及び利用日数は、計画値を下回って推移しています。
- 福祉に関するアンケート調査では、生活介護を利用している割合が4.4%に対し、サービスを利用したい割合は22.0%でした。一方、療養介護では利用している割合が0.7%に対し、サービスを利用したい割合は17.3%に上ります。
- 関係団体ヒアリング調査では、日中活動が15～16時頃で終わってしまうところが多く、利用者の保護者の就労に影響しているのではないかとの意見がありました。

## 整備方針と計画値

- 生活介護については、高い需要が継続することが予測されるため、今後も市内外の事業所の協力を得て、利用施設の確保に努めるとともに、質の高いサービスを継続的に提供できるよう働きかけます。
- 療養介護については、提供できる事業者が限られている中、一定数の利用者が継続するものと考えられます。

### ◆生活介護

区分	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
実利用者数(1月あたり)	277人	282人	287人
実利用日数(1月あたり)	5,513日	5,524日	5,535日

### ●市内・近隣の事業所●

かしの木園  
 アーアンドディだいえい  
 ネクスト名木小  
 生活工房  
 生活クラブ風の村重心通所なりた  
 ゆめふる成田  
 【佐倉市】生活クラブ風の村とんぼ舎さくら  
 【八街市】八街わらの里  
 【印西市】いんば学舎・松虫  
 【富里市】日吉厚生園  
 【多古町】ひかり学園アネックスひまわり

しもふさ工房  
 いんば学舎・花かごクローバー  
 デイサービスセンター杜の家なりた  
 さわやかリビング成田  
 成田のぞみの園  
 学園デイズ  
 【佐倉市】生活クラブ風の村重心通所さくら  
 【芝山町】キャンパス  
 【富里市】デイとくら・輝  
 【多古町】デイサービスセンター多古新町ハウス

◆療養介護

区分	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
実利用者数(1月あたり)	9人	9人	9人
実利用日数(1月あたり)	270日	270日	270日

●市内・近隣の事業所●

【四街道市】下志津病院  
【千葉市】千葉東病院  
【千葉市】千葉市桜木園

【旭市】聖母療育園  
【千葉市】愛育園



「バラの花」

### 3 施設系サービス

#### (1)施設入所支援

##### 事業の概要

- 施設に入所する人への、夜間や休日における入浴、排せつ、食事の介護等を行います。  
【対象者】区分4以上（50歳以上の場合は区分3以上）

##### 実績

区分		令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度
実利用者数 (1月あたり)	実績値	104人	103人	103人
	計画値	111人	111人	111人

令和5年度の実績値は見込値となります。

##### 現状と課題

- 令和5年11月現在、施設入所支援の指定を受けた事業所は市内に1か所あります。
- 福祉に関するアンケート調査では、施設入所支援を利用している割合が1.7%に対し、サービスを利用したい割合は20.3%に上ります。
- 施設入所支援については、地域移行の推進により減少が期待され、実績値も計画値を下回って推移していますが、一方で、サービスの需要に対して、サービスの提供をできる事業所（施設）が限られており、多くの利用希望者が施設入所を待機している現状があるため、さらなる減少には時間を要するものと考えられます。

##### 整備方針と計画値

- 施設入所が必要な障がいのある人のニーズを把握し、施設との連携及び入所調整を進めるとともに、施設入所をする人の中でも、地域の中での在宅生活を希望する人に対しては、地域への移行を支援します。

区分	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
実利用者数(1月あたり)	103人	103人	102人

●市内・近隣の事業所●

ゆめふる成田

【佐倉市】めいわ

【佐倉市】ルミエール

【四街道市】ピクシーフォレスト

【八街市】コスモ・ヴィレッジ

【富里市】協和厚生園

【富里市】富里福葉苑

【匝瑳市】八日市場学園

【匝瑳市】聖マーガレットホーム

【多古町】第2ひかり学園

【佐倉市】リホープ

【佐倉市】さくら千手園

【四街道市】永幸苑

【八街市】明朗塾

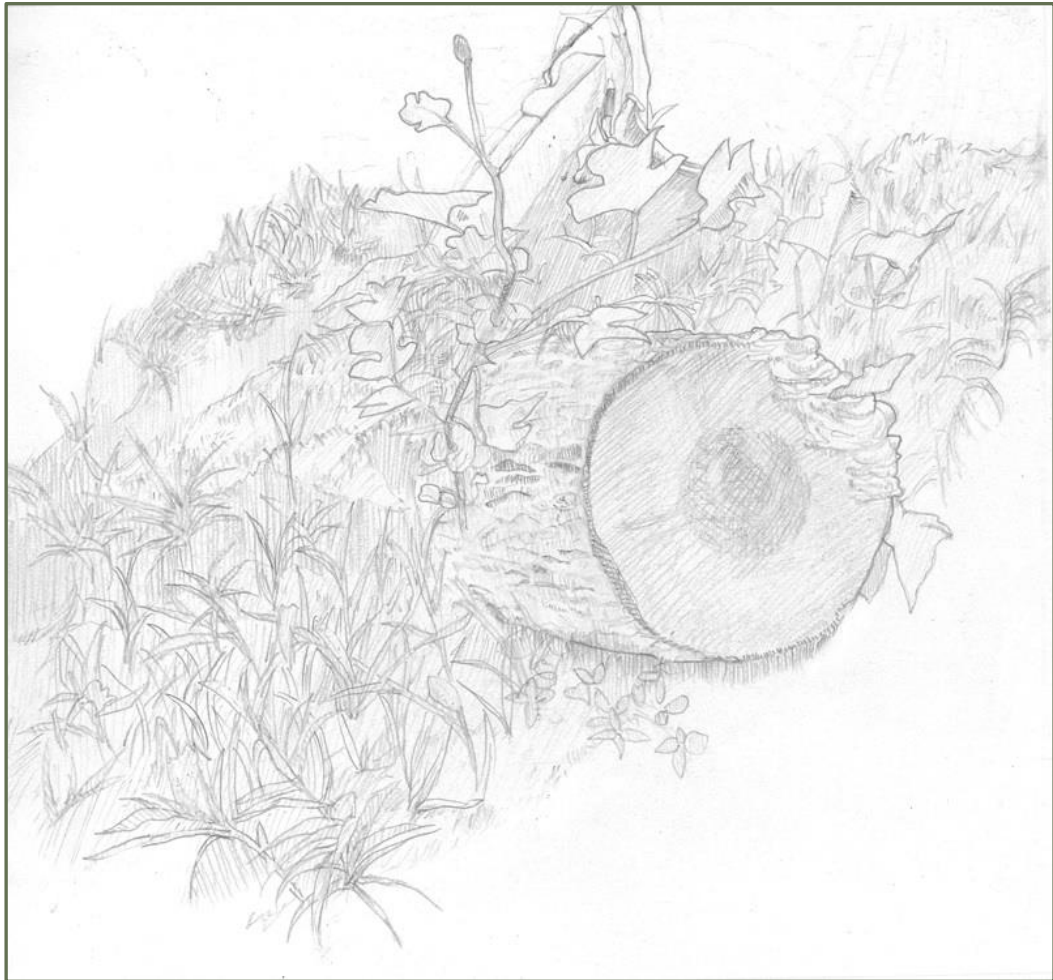
【富里市】十倉厚生園

【匝瑳市】しおさいホーム

【匝瑳市】のさか学園

【多古町】ひかり学園

【香取市】佐原聖家族園



「切り株」

## 4 居住系サービス

### (1) 共同生活援助(グループホーム)

#### 事業の概要

○共同生活を行う住居で、相談や日常生活の援助を行います。

#### 実績

区分		令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度
実利用者数 (1月あたり)	実績値	135人	147人	151人
	計画値	126人	133人	143人

令和5年度の実績値は見込値となります。

#### 現状と課題

- 令和5年11月現在、共同生活援助の指定を受けた事業所は、市内に33か所あります。共同生活援助の利用を促進するため、本市では、利用者に対しては家賃助成制度、グループホームを運営する法人に対してはグループホーム等運営費補助金制度により、経済的負担の軽減を図る支援策を実施しています。
- 利用者数は計画値を上回って推移しており、地域移行が推進されています。
- 福祉に関するアンケート調査では、グループホームを利用している割合が3.2%に対し、サービスを利用したい割合は24.1%に上ります。
- 関係団体ヒアリング調査では、増加している事業所の中には、新たに参入した事業者も多いため、その質の確保が課題であるとの意見がありました。
- 令和5年度には日中サービス支援型指定共同生活支援事業所が開設されました。

#### 整備方針と計画値

- 第6期計画期間中において、市内のグループホームの整備が進みましたが、依然としてグループホームへの入居に関する需要は高いことから、「親亡き後」や介護者の高齢化等による在宅の介護力の低下や、施設や病院からの地域移行等も見据え、計画値を見込みます。
- 市内におけるグループホームの整備計画については、施設整備費や運営費に対して市独自の補助を実施するなど、知的障がい者、精神障がい者やその家族等の様々なニーズに基づいたグループホームの整備・拡充を図ります。

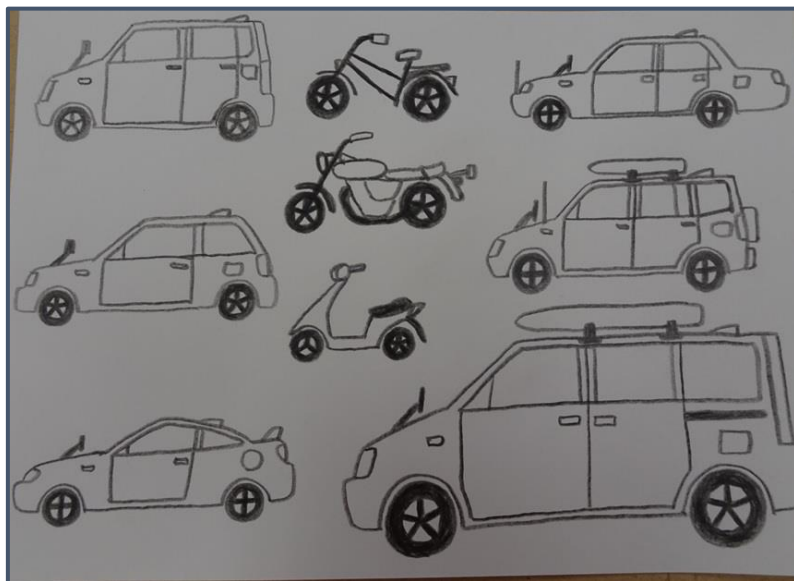
○質の高いサービスが継続して提供されるように、成田市地域自立支援協議会やサービス事業者との連携を図ります。

区分		令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
実利用者数 (1月あたり)	計画値	155人	159人	163人
市内新規施設 整備目標数	整備数	1か所	1か所	1か所

●市内・近隣の事業所●

さわやかリビング  
本三里塚ホーム  
しんまちホーム  
あっとほーむ田町  
小野ホーム  
高ホーム  
中里ホーム  
メゾンドウコルザ  
あじさい荘  
なのはな荘  
ホーム・しらゆり(マリアンホーム)  
ハートフル成田土屋  
ハートフル成田囲護台  
ふくわんグループホーム 3号館  
ふくわんグループホーム 7号館  
ぬくぬくの家  
ひまわり

みやしもホーム  
宝田ホーム  
田町ホーム  
御料ホーム  
成井ホーム  
青新ホーム  
まなむすめホーム  
花の木ホーム  
サザンカの里  
さざんか荘  
ホルン  
ハートフル成田江弁須  
ふくわんグループホーム 2号館  
ふくわんグループホーム 5号館  
グループホーム天空  
ソーシャルインクルーホーム成田本三里塚



「いろいろな車とバイク」



## (2) 自立生活援助

### 事業の概要

○施設等から一人暮らしへの移行を希望する知的障がいや精神障がいのある人に、一定の期間、定期的な巡回訪問や随時の対応により相談や支援を行います。

### 実績

区分		令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度
実利用者数 (1月あたり)	実績値	0人	0人	0人
	計画値	1人	1人	2人

令和5年度の実績値は見込値となります。

### 現状と課題

- 令和5年11月現在、自立生活援助の指定を受けた事業所は市内にありません。
- 利用者数は0人と、計画値を下回って推移しています。
- 地域移行を推進するうえで、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や必要に応じて随時に相談対応するなどの支援を行う本サービスは重要となります。
- 福祉に関するアンケート調査では、自立生活援助を利用している割合が1.2%に対し、サービスを利用したい割合は24.8%に上ります。

### 整備方針と計画値

○地域での生活への移行に伴い、需要の高まりが予測されます。市内に限らず広域的な取組の中で、新規事業者の参入を促進するとともに、市内及び近隣の事業所の協力を得てサービス提供に努めます。

区分	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
実利用者数(1月あたり)	1人	1人	1人

#### ●市内・近隣の事業所●

【八千代市】レーヴェン勝田台

【白井市】紡ぎ

## 5 訓練系・就労系サービス

### (1) 自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)

#### 事業の概要

○自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定期間(原則、機能訓練は1年6ヶ月、生活訓練は2年間)必要な訓練を行います。

#### 実績

##### ◆自立訓練(機能訓練)

区分		令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度
実利用者数 (1月あたり)	実績値A	0人	0人	0人
	計画値	2人	3人	3人
実利用日数 (1月あたり)	実績値B	0日	0日	0日
	計画値	44日	66日	66日
平均利用日数 B/A		0日	0日	0日

令和5年度の実績値A及び実績値Bは見込値となります。

##### ◆自立訓練(生活訓練)

区分		令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度
実利用者数 (1月あたり)	実績値A	3人	3人	8人
	計画値	7人	7人	7人
実利用日数 (1月あたり)	実績値B	21日	36日	100日
	計画値	110日	110日	110日
平均利用日数 B/A		7.0日	12.0日	12.5日

令和5年度の実績値A及び実績値Bは見込値となります。

#### 現状と課題

○令和5年11月現在、市内に自立訓練(機能訓練)の指定を受けた事業所はありません。利用者数及び利用日数は、計画値を下回って推移しています。

○令和5年11月現在、市内に自立訓練(生活訓練)の指定を受けた事業所は1か所あります。利用者数及び利用日数は、令和3・4年度は計画値を下回っていましたが、令和5年度は利用者が計画値を上回っています。

○福祉に関するアンケート調査では、自立訓練を利用している割合が2.5%に対し、サービスを利用したい割合は26.9%に上ります。

### 整備方針と計画値

○一定期間（原則2年間）身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行い、より豊かな地域生活を送るための支援を図ることを目的とし、当事者への周知等利用の拡大を図るほか、今後も市内及び近隣の事業所の協力を得て、利用施設の確保に努めます。

#### ◆自立訓練(機能訓練)

区分	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
実利用者数(1月あたり)	1人	1人	1人
実利用日数(1月あたり)	11日	11日	11日

#### ◆自立訓練(生活訓練)

区分	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
実利用者数(1月あたり)	8人	9人	9人
実利用日数(1月あたり)	100日	113日	113日

#### ●市内・近隣の事業所●

(医)透光会ひだまり(生活訓練)

【佐倉市】ワークショップかぶらぎ(生活訓練)

【千葉市】更生園(機能訓練・生活訓練)

【酒々井町】さいわい(生活訓練)

## (2)就労選択支援

### 事業の概要

○障がい者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援します。

### 実績

○新設されるサービスのため、実績はありません。

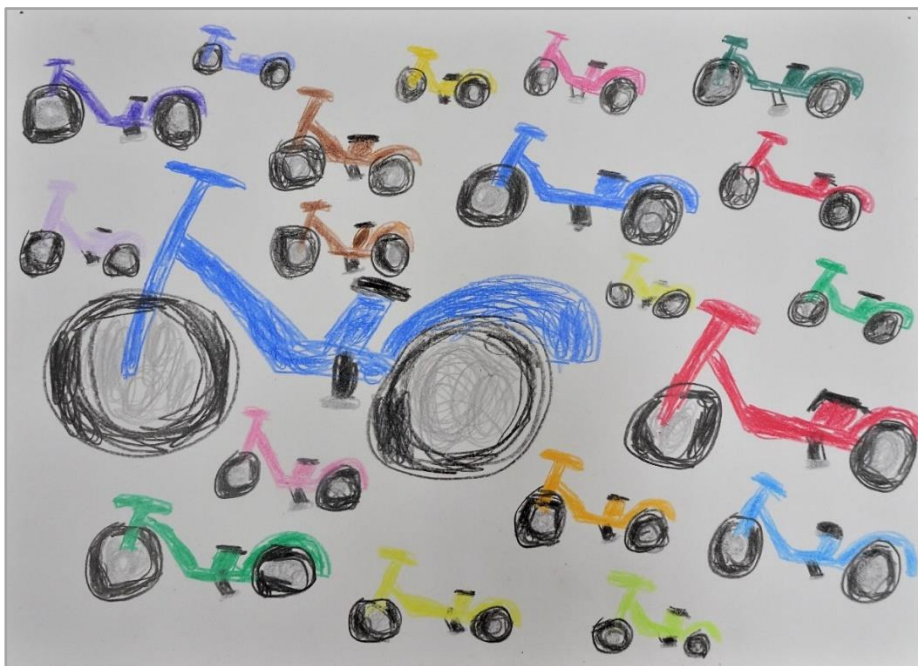
### 現状と課題

○新設されるサービスのため現状と課題はありません。

### 整備方針と計画値

○具体的な開始時期が決定されていないことから、計画値の設定は行いません。

区分	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
実利用者数(1月あたり)	—	—	—
実利用日数(1月あたり)	—	—	—



「いろいろな自転車」

### (3)就労移行支援

#### 事業の概要

○企業等での就労を希望する人に、一定期間（原則2年間）必要な訓練を行います。

#### 実績

区分		令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度
実利用者数 (1月あたり)	実績値A	25人	31人	33人
	計画値	31人	33人	35人
実利用日数 (1月あたり)	実績値B	374日	532日	584日
	計画値	595日	633日	672日
平均利用日数 B/A		15.0日	17.2日	17.7日

令和5年度の実績値A及び実績値Bは見込値となります。

#### 現状と課題

○令和5年11月現在、就労移行支援の指定を受けた事業所は市内に2か所あります。

○利用者数及び利用日数は計画値をやや下回って推移しています。

○福祉に関するアンケート調査では、就労移行支援を利用している割合が2.7%に対し、サービスを利用したい割合は31.7%に上ります。

#### 整備方針と計画値

○就労移行支援は障がいのある人の一般就労、地域で経済的に自立した生活基盤を築く基礎となる重要なサービスであることから、新規事業者の参入を促進するとともに市内及び近隣の事業所の協力を得て、利用施設の確保に努めます。

区分	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
実利用者数(1月あたり)	35人	37人	39人
実利用日数(1月あたり)	614日	645日	678日

#### ●市内・近隣の事業所●

就職するなら明朗アカデミー

【佐倉市】就職するなら明朗アカデミー・佐倉キャンパス

【八街市】就職するなら明朗アカデミー・八街キャンパス

テイクハート成田

【船橋市】ディーキャリア船橋オフィス

【富里市】ワークわく・きよさと

#### (4)就労継続支援(A型)、就労継続支援(B型)

##### 事業の概要

○企業等での就労が困難な人に、就労の機会を提供するとともに、必要な訓練を行います。

##### 実績

###### ◆就労継続支援(A型)

区分		令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度
実利用者数 (1月あたり)	実績値A	37人	36人	42人
	計画値	30人	31人	31人
実利用日数 (1月あたり)	実績値B	689日	646日	781日
	計画値	555日	575日	575日
平均利用日数 B/A		18.6日	17.9日	18.6日

令和5年度の実績値A及び実績値Bは見込値となります。

###### ◆就労継続支援(B型)

区分		令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度
実利用者数 (1月あたり)	実績値A	144人	184人	176人
	計画値	153人	155人	158人
実利用日数 (1月あたり)	実績値B	2,378日	2,991日	2,750日
	計画値	2,898日	2,936日	2,993日
平均利用日数 B/A		16.5日	16.3日	15.6日

令和5年度の実績値A及び実績値Bは見込値となります。

##### 現状と課題

○就労継続支援(A型)は、一般就労が困難な障がいのある人に、雇用契約に基づく就労の機会を提供するサービスとして設けられています。令和5年11月現在、就労継続支援(A型)の指定を受けた事業所は、市内に2か所あります。利用者数、利用日数ともに計画値を上回っています。

○就労継続支援(B型)は、一般就労が困難な障がいのある人に、雇用契約を結ばずに就労の機会を提供するサービスとして設けられています。令和5年11月現在、就労継続支援(B型)の指定を受けた事業所は、市内に10か所あります。利用者数、利用日数ともに令和3年度から令和4年度にかけて大きく増加しています。

○福祉に関するアンケート調査では、就労継続支援を利用している割合が5.9%に対し、サービスを利用したい割合は30.3%に上ります。

○関係団体ヒアリング調査では、事業所は増加しているが、特に精神障がいに対応した事業所は不足しているとの指摘がありました。

### 整備方針と計画値

○地域での生活への移行が進むことや生活の自立を目指す人の増加が見込まれることから、更なる需要の高まりが予測されます。第6期計画期間中に事業所は増加したことから、引き続き市内及び近隣の事業所の協力を得て利用施設の確保に努めます。

○「障害者優先調達推進法」に基づき策定した「成田市障がい者就労施設等からの調達方針」に則り、障がい者就労施設等からの物品等の調達を推進することにより、障がいのある人の多様な就労機会を確保し、施設運営の支援拡大を図ります。

#### ◆就労継続支援(A型)

区分	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
実利用者数(1月あたり)	45人	48人	51人
実利用日数(1月あたり)	830日	882日	937日

#### ◆就労継続支援(B型)

区分	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
実利用者数(1月あたり)	195人	216人	239人
実利用日数(1月あたり)	3,041日	3,362日	3,717日

#### ●市内・近隣の事業所●

ビーアンビシヤス(A型・B型)  
 成田のぞみの園(B型)  
 いんば学舎・花かごオリーブ(B型)  
 杜の家なりた(B型)  
 成田デジタルキャリア(B型)  
 就労支援 A 型事業所よるこび(A型)  
 【富里市】地域生活支援大地(B型)  
 【富里市】ワークわく・きよさと(B型)  
 【酒々井町】ワーク・かなえ(B型)  
 【香取市】栗源協働支援センター(A型)

アーアンドディだいえい(B型)  
 かしの木園(B型)  
 (医)透光会ひだまり(B型)  
 ワークショップぱれっと(B型)  
 ハートフル公津の杜(B型)  
 【佐倉市】あらた(A型)  
 【富里市】三愛ワークス(B型)  
 【八街市】明朗塾(B型)  
 【酒々井町】美能(B型)  
 【香取市】栗源第一薪炭供給所(B型)

## (5)就労定着支援

### 事業の概要

○一般就労した人が、職場に定着できるよう生活面で支援する事業です。

### 実績

区分		令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度
実利用者数 (1月あたり)	実績値A	19人	18人	16人
	計画値	18人	19人	21人
実利用日数 (1月あたり)	実績値B	19日	18日	16日
	計画値	31日	33日	36日
平均利用日数 B/A		1日	1日	1日

令和5年度の実績値A及び実績値Bは見込値となります。

### 現状と課題

○就労定着支援は、就労に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を一定の期間にわたり行うサービスとして設けられています。令和5年11月現在、就労定着支援の指定を受けた事業所は、市内に2か所あります。

○利用者数及び利用日数は計画値をやや下回って推移しています。

○福祉に関するアンケート調査では、就労定着支援を利用している割合が1.9%に対し、サービスを利用したい割合は30.4%に上ります。

### 整備方針と計画値

○就労定着支援は前述の就労移行支援と同様に、障がいのある人の一般就労、地域で経済的に自立した生活基盤を築く基礎となる重要なサービスであることから、新規事業者の参入を促進するとともに市内及び近隣の事業所の協力を得て、利用施設の確保に努めます。

区分	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
実利用者数(1月あたり)	16人	17人	17人
実利用日数(1月あたり)	16日	17日	17日

### ●市内・近隣の事業所●

就職するなら明朗アカデミー  
【富里市】ワークわく・きよさと

テイクハート成田  
【千葉市】LITALICO ワークス千葉



## 6 地域相談支援

### (1) 計画相談支援

#### 事業の概要

計画相談支援	○障がいのある人の課題の解決や適切なサービス利用のため、サービス等利用計画の作成を行います。また、一定期間ごとに計画内容の見直しも行います。
地域移行支援	○障がい者支援施設や精神科病院に入所・入院している障がいのある人に、地域移行支援計画の作成、相談による不安解消、外出時の同行支援、住居確保、関係機関との調整等を行います。
地域定着支援	○居宅において単身で生活している障がいのある人等を対象に、常時の連絡体制を確保し、緊急時には必要な支援を行います。

#### 実績

##### ◆計画相談支援

区分		令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度
実利用者数 (1月あたり)	実績値	150人	169人	174人
	計画値	141人	142人	144人

令和5年度の実績値は見込値となります。

##### ◆地域移行支援

区分		令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度
実利用者数 (1月あたり)	実績値	1人	2人	3人
	計画値	3人	3人	4人

令和5年度の実績値は見込値となります。

##### ◆地域定着支援

区分		令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度
実利用者数 (1月あたり)	実績値	0人	0人	1人
	計画値	2人	2人	3人

令和5年度の実績値は見込値となります。

## 現状と課題

- 令和5（2023）年11月現在、指定特定相談支援事業所は市内に11か所あります。計画相談支援の利用者数は計画値を上回り推移しています。
- 地域移行支援、地域定着支援については、計画値を下回って推移しています。
- 関係団体ヒアリング調査では、報酬単価が低いため依頼件数が増えても相談支援専門員の増員が難しい、医療的ケア児が成人した後の受け手がいない、といった指摘がありました。

## 整備方針と計画値

- 通所系サービス等、在宅の障害福祉サービスの利用者の増加を踏まえ、サービス等利用計画を作成する相談支援専門員の確保について、新たな事業者の参入を働きかけるとともに、多様なニーズに対応できる質の高い相談支援サービスが提供されるよう、成田市地域自立支援協議会相談支援部会における協議や研修体制の充実を図ります。

区分	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
計画相談支援実利用者数 (1月あたり)	179人	184人	189人
地域移行支援実利用者数 (1月あたり)	3人	3人	4人
地域定着支援実利用者数 (1月あたり)	2人	2人	2人

### ●市内・近隣の事業所●

ささえあい  
 地域生活支援センターサザンカの里※  
 居宅介護支援センター杜の家なりた  
 成田・地域でともに歩む会・かたつむり  
 相談支援事業所ハチドリ  
 相談支援事業所リトルフォース  
 【香取市】ルートデザイン  
 【富里市】千葉総合介護サービス  
 【佐倉市】生活クラブ風の村相談支援事業所こもれびさくら  
 ※地域移行支援、地域定着支援も実施

菜の花会相談支援事業所※  
 成田地域生活支援センター※  
 あい愛ケアプラン  
 おむすび  
 なりほ de れみそらし  
 【八街市】相談支援事業所 MEI  
 【酒々井町】相談支援センターかなえ

### 第3章 地域生活支援事業の見込量と今後の方策

#### ◆サービスの種類と名称

種類	サービスの名称		
必須事業	理解促進研修・啓発事業		
	自発的活動支援事業		
	相談支援事業	相談支援事業	障害者相談支援事業 基幹相談支援センター
			市町村相談支援機能強化事業
		住宅入居等支援事業（居住サポート事業）	
		成年後見制度利用支援事業	
	成年後見制度法人後見支援事業		
	意思疎通支援事業	手話通訳者設置事業（常勤）	
		手話通訳者・要約筆記派遣事業（利用者）	
		声の広報配布事業	
	日常生活用具給付等事業	介護・訓練等支援用具	
		自立生活支援用具	
		在宅療養等支援用具	
		情報・意思疎通支援用具	
		排せつ管理支援用具	
	居室生活動作補助用具(住宅改修費)		
	手話奉仕員養成研修事業		
	移動支援事業	個別・グループ支援型	
		車両移送型	障害者通所施設等運営事業
			障害者移送サービス事業
福祉タクシー事業			
障害者通所施設交通費助成事業			
身体障害者自動車改造費助成事業			
身体障害者自動車運転免許取得費助成事業			
福祉カー貸付事業			
地域活動支援センター	地域活動支援センターⅠ型		
	地域活動支援センターⅡ型・Ⅲ型		
任意事業	日中一時支援事業		
	福祉ホーム運営費補助事業		
	障害者グループホーム等運営費補助金事業		
	訪問入浴サービス事業		
	居住体験支援費助成事業		
	紙おむつ給付事業		
	寝具乾燥サービス事業		
	配食サービス事業		
	緊急通報装置設置事業		
	徘徊高齢者等家族支援サービス事業		
	グループホーム等家賃助成事業		
	障害福祉サービス等利用者負担助成事業		
	児童福祉施設入所負担金助成事業		
	知的障害者職親委託事業		

## 1 必須事業

### (1)理解促進研修・啓発事業

#### 事業の概要

○地域の住民に対して、障がいのある人等に対する理解を深めるための研修会やイベントの開催、啓発活動等を行います。

#### 実績

区分	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度
理解促進研修・啓発事業	実施	実施	実施
成田市障がい者差別解消支援地域協議会の開催内容及び施策等	講演会・パンフレット配布による周知	講演会・パンフレット配布による周知	講演会・パンフレット配布による周知

#### 現状と課題

- 障害者差別解消法の施行に合わせた市民向け講演会、健康・福祉まつりでの講演会「メンタルヘルスフェア成田」、当事者団体と協働した啓発イベントを開催するなど、障がいへの理解や権利擁護等について啓発に取り組んでいます。
- 「自閉症啓発デー」に合わせ、市役所本庁舎市民ロビーで、「自閉症のひとたちの絵画展」を開催しています。
- 精神障がいへの理解促進に関しては、依存症等も含めた多様な精神疾患への理解を図る必要があります。さらに、依存症対策としては、依存症に対する誤解及び偏見を解消するため関係機関への啓発や相談機関等の周知を行う必要があります。
- 「障害者週間」に合わせて、障がい者が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めることを目的として、広報なりた12月1日号において、障がい者や障がい福祉等についての関心と理解を深めるための記事を掲載し、周知と啓発を図っています。
- 福祉に関するアンケート調査では、障がいがあることで差別や嫌な思いをしたことが「ある」は29.6%、「少しある」は22.2%に上ります。さらに、差別や嫌な思いをした場所については、「学校や職場」が50.9%、「仕事を探すとき」が24.9%、「公共交通機関」が22.3%、「商業施設」が21.1%となっています。前回の調査との比較により大きな差が見られないため、職場や地域における障がい者理解を一層促進する必要があります。

## 整備方針と計画値

- 広く地域社会全体において、障がいや、障がいを抱えて生活する人に対する理解が進むように、町内会や区長、民生委員・児童委員等への働きかけを行います。また、障がいのある人もない人も参加、学習できるような講演会、研修会又はイベントを実施し、啓発活動を継続していきます。
- パラスポーツの体験ができるイベントの開催や障がいのある人による作品展を開催するなど、障がいのある人がスポーツ活動・文化芸術活動等に参加する機会の拡大を図ります。
- 障がいに対する差別解消と合理的配慮の必要性に対する理解を促進するため、成田市障がい者差別解消支援地域協議会の開催を通じて、事例対応の蓄積や合理的配慮の必要性及び差別解消に向けての活動について、関係機関との連携を強化します。

区分	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
理解促進研修・啓発事業	実施	実施	実施
パラスポーツ体験イベント・障がいのある人の作品展等	開催	開催	開催
成田市障がい者差別解消支援地域協議会の開催内容及び施策等	市民・事業者への周知	市民・事業者への周知	市民・事業者への周知



「和」

## (2)自発的活動支援事業

### 事業の概要

- 障がいのある人やその家族、地域住民等が地域において自発的に行う活動（ピア・サポート(\*20)、災害対策、孤立防止活動、ボランティア活動等）を支援します。

### 実績

区分	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度
自発的活動支援事業	実施	実施	実施

- 本市では当事者会や家族会が活動しており、各団体の連絡組織として「成田市福祉連合会」が活動しています。本市ではこの連合会の活動を支援しています。加えて、断酒会や認知症家族会、失語症(\*21)カフェなどの定期的な活動を支援しています。
- 成田市社会福祉協議会においてピアサポーター養成講座の開催や、成田地域生活支援センター等においてピアサポーター活動が行われています。

### 現状と課題

- 事業所アンケート調査・関係団体ヒアリング調査において、防災訓練への参加を通して災害時の必要な行動をシミュレーションするほか、福祉避難所等の活用や避難行動要支援者制度の周知と利用方法に関する周知が必要であるとの意見が挙げられています。

### 整備方針と計画値

- 成田市福祉連合会への支援と協力を強化するとともに、障がいのある人がボランティア活動や同じような立場や状況にある人への支援（ピア・サポート）等、自らの意思で参加する機運が高まるための支援体制の充実を図ります。また、各自の防災意識を高めるための講演会等の開催を周知するほか、個別支援計画の中でも災害時の行動を見込むなど、当事者及び関係者の防災に対する意識を高めるための支援策を推進します。

区分	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
自発的活動支援事業	実施	実施	実施

### (3)相談支援事業

#### 事業の概要

○障がいのある人に対して総合的な相談支援を行います。

相談支援事業	○障がいのある人に対する相談支援を行います。
障害者相談支援事業	○障がい者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言、福祉サービスの利用援助等の支援を行います。
基幹相談支援センター	○地域における相談支援の中核的な役割を担う機関で、障がい者等の相談、情報提供、助言を行うとともに、地域の相談支援事業所間の連絡調整や、関係機関の連携の支援を行うなど、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者からの相談支援を総合的にを行います。
市町村相談支援機能強化事業	○相談支援機能強化のため、相談支援に専門職員(社会福祉士、保健師、精神保健福祉士等)を配置するものです。
住宅入居等支援事業 (居住サポート事業)	○公営住宅や民間の賃貸住宅への入居を希望する障がい者に対し、入居に必要な支援を行うとともに、家主等への相談、助言を行います。

#### 実績

区分	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度
相談支援事業			
障害者相談支援事業	3か所	3か所	3か所
基幹相談支援センター	1か所	1か所	1か所
市町村相談支援機能強化事業	実施	実施	実施
住宅入居等支援事業 (居住サポート事業)	実施	実施	実施

## 現状と課題

- 保健福祉館内で運営している成田市障がい者相談センター（ほっとすまいるセンター）に、社会福祉士や精神保健福祉士等の専門職を配置し、障がいのある人やその家族、支援者等の相談支援や情報提供、住宅入居等支援事業（居住サポート事業）等を行っています。
- 成田市障がい者相談センター（ほっとすまいるセンター）を基幹相談支援センターに位置づけるとともに、同センターが事務局を担う成田市地域自立支援協議会に相談支援部会を設置し、相談支援専門員の支援スキルの向上、相談支援事業所の連携強化等により、地域の相談支援体制の充実を図っています。
- 福祉に関するアンケート調査では、相談支援を利用している割合が12.2%に対し、サービスを利用したい割合は45.2%に上ります。
- 事業所アンケート調査・関係団体ヒアリング調査において、市内における相談支援員の不足や、市役所内においての縦割りの弊害があり、相談をする対象としてわかりづらいという意見が挙げられています。

## 整備方針と計画値

- 障がいのある人の総合的な相談を受けるとともに、必要に応じて医療機関や地域包括支援センター等その他の関係者等との連携体制を強化し、相談する方の抱える環境や希望に配慮しながら、多職種による支援が実現するための相談支援体制の充実を図ります。

区分	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
相談支援事業			
障害者相談支援事業	3か所	3か所	3か所
基幹相談支援センター	1か所	1か所	1か所
市町村相談支援機能強化事業	実施	実施	実施
住宅入居等支援事業 (居住サポート事業)	実施	実施	実施



## (4)成年後見制度利用支援事業

### 事業の概要

- 判断能力が不十分で身寄りがない人等の権利を擁護することを目的に、成年後見制度利用を促進するため、申し立てに要する経費や、後見人等の報酬を助成します。

### 実績

区分		令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度
実利用者数	実績値	11人	15人	15人
	計画値	18人	21人	24人

令和5年度の実績値は見込値となります。

### 現状と課題

- 利用者数は計画値を下回っています。
- 福祉に関するアンケート調査では、成年後見制度の認知度について、「名称を聞いたことがあるが、内容は知らない」が37.4%、「名称も内容も知っている」が27.7%でした。ともに前回から増加していますが、「名称も内容も知らない」が34.9%に上ることから、引き続き制度に関しての周知が求められます。
- 事業所アンケート調査・関係団体ヒアリング調査において、福祉に関するアンケート調査と同様に、障がいのある人本人や障がいのある人の保護者や関わる人であっても成年後見制度の理解やその利用が進んでいないこと、学習する機会が少ないこと等が意見として挙げられています。
- 令和4年度に成年後見に係る周知啓発や申し立て等権利擁護支援のコーディネート等の役割を担う中核機関として、「成田市成年後見支援センター」を設置しました。

### 整備方針と計画値

- 「成田市成年後見支援センター」を中心に、成年後見制度活用のための施策を強化します。また、パンフレットの配布や成年後見制度に関する勉強会、研修会を開催し、制度の周知と活用推進に努めます。

区分	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
実利用者数	18人	21人	24人

## (5)成年後見制度法人後見支援事業

### 事業の概要

- 成年後見制度における法人後見活動を支援するために、実施団体に対する研修、安定的な実施のための組織体制の構築、専門職による支援体制の構築等を行います。

### 実績

区分		令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度
成年後見制度法 人後見支援事業	実績値	検討	検討	検討
	計画値	検討	検討	実施

### 現状と課題

- 研修等による啓発活動のほか、法人後見が可能となる体制の整備を進めていくことが求められています。令和5年度には実施する予定でしたが、検討中となっています。

### 整備方針と計画値

- 「成田市成年後見支援センター」を中心に、千葉県の施策と連携しつつ、法人後見が可能となる体制の整備について取り組みます。

区分	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
成年後見制度法人後見支援事業	検討	検討	実施

## (6)意思疎通支援事業

### 事業の概要

- 聴覚、言語機能、音声機能、視覚、盲ろう、失語、知的、発達、高次脳機能、重度の身体などの障害や難病のため、意思疎通を図ることに支障がある障がい者等に、手話通訳、要約筆記等の方法により、障がい者等とその他の者の意思疎通を支援する手話通訳者、要約筆記者等の派遣等を行い、意思疎通の円滑化を図ります。

手話通訳者設置事業	○聴覚や音声・言語機能に障がいのある人との意思疎通を図るため、手話通訳者及び遠隔手話サービスのためのタブレットを市役所に設置します。
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	○聴覚や音声・言語機能に障がいのある人、又は聴覚や音声・言語機能に障がいのある人と意思疎通を図る必要のある人に対して、手話通訳者や要約筆記者を派遣します。
声の広報配布事業	○視覚に障がいのある人のために「広報なりた」「議会だより」の録音CD(デイジー(*22)対応)又は録音テープを配布します。

### 実績

区分		令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度
手話通訳者設置事業(常勤)	実績値	2人	2人	1.4人
	計画値	2人	2人	2人
手話通訳者・要約筆記者派遣事業(実利用者)※	実績値	43人	60人	61人
	計画値	55人	57人	59人
声の広報配布事業(実利用者)	実績値	15人	15人	16人
	計画値	16人	16人	17人

※実利用者のほか、54団体の各講演会に派遣を行いました。  
令和5年度の実績値は見込値となります。

### 現状と課題

- 手話通訳者・要約筆記者派遣事業・声の広報配布事業ともに、概ね計画値どおり推移しています。
- 手話通訳や要約筆記をはじめとする、聴覚障がいのある人の情報保障を目的とした事業の充実について協議するため、平成28(2016)年11月に施行した「成田市意思疎通支援事業

実施要綱」に基づき、平成29（2017）年6月に、聴覚障がいのある人、手話通訳者、市職員で構成する「成田市意思疎通支援事業運営委員会」を設置しました。

- 令和4（2022）年度から、タブレットの利用による遠隔手話サービスを実施しています。

### 整備方針と計画値

- 成田市意思疎通支援事業運営委員会において、ニーズや課題の把握、解決策の検討等を行い、より充実した制度利用が図られるようにします。
- 意思疎通が困難となる様々な要因に応じた意思疎通支援の検討と実践のため、視覚障がい、失語症や難病等の支援を行う関係者等の新たな参加を推進します。
- 声の広報配布事業については、本事業を支える音訳ボランティアを増やすための施策を展開します。
- 失語症者に対する意思疎通支援事業については、千葉県言語聴覚士会や千葉県が養成する意思疎通支援者との調整を図りながら、本市におけるニーズを勘案し、支援者派遣事業を検討します。

区分	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
手話通訳者設置事業(常勤)	2人	2人	2人
手話通訳者・要約筆記者派遣事業(実利用者)	63人	63人	65人
声の広報配布事業(実利用者)	16人	16人	17人



「月夜に、ほうき星」

## (7)日常生活用具給付等事業

### 事業の概要

日常生活用具給付等事業	○障がいのある人に、日常生活上の便宜を図るための用具を給付します。
介護・訓練等支援用具	○特殊寝台、移動用リフト、訓練いす等
自立生活支援用具	○入浴補助用具、移動・移乗支援用具、頭部保護帽等
在宅療養等支援用具	○ネブライザー、たん吸引器、視覚障害者用体温計等
情報・意思疎通支援用具	○携帯用会話補助装置、点字ディスプレイ、聴覚障がい者用情報受信装置、人工喉頭等
排せつ管理支援用具	○ストーマ装具、紙おむつ等
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	○小規模な段差解消等の改修工事

### 実績

区分		令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度
介護・訓練等支援用具	実績値	6件	5件	5件
	計画値	11件	11件	11件
自立生活支援用具	実績値	17件	16件	16件
	計画値	32件	32件	32件
在宅療養等支援用具	実績値	15件	15件	15件
	計画値	15件	15件	15件
情報・意思疎通支援用具	実績値	14件	11件	11件
	計画値	30件	30件	30件
排せつ管理支援用具	実績値	433件	436件	436件
	計画値	420件	430件	440件
居宅生活動作補助用具(住宅改修費)	実績値	0件	1件	1件
	計画値	6件	6件	6件

令和5年度の実績値は見込値となります。

## 現状と課題

- 在宅療養等支援用具、排せつ管理支援用具については、概ね計画値どおり推移しています。
- 介護・訓練等支援用具、自立生活支援用具、情報・意思疎通支援用具、居宅生活動作用具（住宅改修費）については、計画値を下回って推移しています。
- 関係団体ヒアリング調査では、日常生活用具又は市の障がい福祉施策のいずれかにおいて、障がい児に対して紙おむつの給付をしてほしいという意見が挙がっています。

## 整備方針と計画値

- 事業者と調整しながら、利用者一人ひとりの状況にあわせた適切な用具の給付に努めます。また、広報や相談支援事業等を通じて給付が必要な人の把握、周知による利用促進を図ります。さらに近隣他市の独自給付についても研究しながら、必要に応じて新たな用具の給付を行ないます。

区分	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
介護・訓練等支援用具	6件	6件	6件
自立生活支援用具	18件	18件	18件
在宅療養等支援用具	20件	20件	20件
情報・意思疎通支援用具	15件	15件	15件
排せつ管理支援用具	440件	450件	460件
居宅生活動作補助用具(住宅改修費)	3件	3件	3件

## (8)手話奉仕員養成研修事業

### 事業の概要

- 聴覚に障がいのある人との交流活動の促進や、市の広報活動等の支援者として期待される手話奉仕員（日常会話程度の手話表現技術を習得した者）の養成研修を行います。

### 実績

区分		令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度
実修了者数	実績値	33人	34人	34人
	計画値	40人	40人	40人

令和5年度の実績値は見込値となります。

### 現状と課題

- 研修は前期と後期の2課程で構成され、前期では広く興味のある人を対象に入門課程を、後期では前期研修を修了した人を対象に基礎課程を実施しています。
- 後期課程を修了した人は、「手話通訳者」として実務にあたるための技能と経験を身につけ、通訳者としての資格取得を目的として県が実施する「手話通訳者養成講座」を受講することができます。
- 修了者数は計画値をやや下回って推移しています。

### 整備方針と計画値

- 聴覚障がいに対する理解と協力を求めるため、身近な地域でより多くの手話奉仕員が活動できるように、養成研修の普及及び人材の育成に努めます。

区分	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
実修了者数	40人	40人	40人

## (9)移動支援事業

### 事業の概要

○屋外での移動が困難な障がいのある人に、外出のための支援を行います。

### 実績

区分		令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度
実利用者数 (1月あたり)	実績値A	39人	61人	61人
	計画値	69人	71人	73人
実利用時間 (1月あたり)	実績値B	212時間	280時間	345時間
	計画値	405時間	418時間	435時間
1人あたりの利用時間B/A		5.4時間	4.6時間	5.7時間

令和5年度の実績値A及び実績値Bは見込値となります。

### 現状と課題

- 令和5年11月現在、移動支援事業を実施する事業所は市内に8か所あります。
- 利用者数及び利用時間は、いずれも計画値をやや下回って推移しています。
- 福祉に関するアンケート調査では、移動支援事業を利用している割合が3.4%に対し、サービスを利用したい割合は27.9%に上ります。

### 整備方針と計画値

- 安定したサービスの確保とサービスの質の向上を図るため、サービス事業者に対して新たな参入を働きかけます。

区分	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
実利用者数(1月あたり)	63人	66人	69人
実利用時間(1月あたり)	328時間	343時間	359時間

### ●市内・近隣の事業所●

生活クラブ風の村介護ステーションなりた  
 居宅介護ステーションりんご  
 ゆかり成田ヘルパーステーション  
 ケア21成田  
 【栄町】ヤックスヘルパーステーション安食  
 【四街道市】障がい者就労・生活さぽーとピース

訪問介護事業所新町玲光苑  
 あい愛ホームヘルプ  
 希望のまち成田訪問介護事業所  
 セントケア成田  
 【富里市】千葉総合介護サービス



## (10)地域活動支援センター

### 事業の概要

地域活動支援センター	○創作的活動や生産活動等の支援を行うとともに、下記の事業を実施します。
地域活動支援センターⅠ型	○精神保健福祉士等を配置し、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整や相談事業を実施します。
地域活動支援センターⅡ型・Ⅲ型	○雇用・就労が困難な在宅障がい者の機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを実施します。

### 実績

区分		令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度
市内施設利用分	実績値	3か所	3か所	3か所
	計画値	3か所	3か所	3か所
	実績値	116人/年	110人/年	110人/年
	計画値	121人/年	122人/年	124人/年
市外施設利用分	実績値	2か所	3か所	1か所
	計画値	5か所	5か所	5か所
	実績値	5人/年	5人/年	2人/年
	計画値	9人/年	9人/年	9人/年

令和5年度の実績値は見込値となります。

### 現状と課題

- 令和5年11月現在、地域活動支援センターⅠ型は市内に2か所、Ⅱ型は市内に1か所あります。Ⅲ型の事業所は市内にありません。
- 利用者数は、いずれも計画値をやや下回って推移しています。
- 福祉に関するアンケート調査では、地域活動支援センターを利用している割合が2.5%に対し、サービスを利用したい割合は25.5%に上ります。
- 関係団体ヒアリング調査では、送迎サービスに限りがあることで、サービス内容に地域差が生じてしまっているほか、公共交通機関を利用できない人にとっては利用が困難な状況になっているとの指摘があります。

## 整備方針と計画値

○引き続き需要が高まることが見込まれることから、障がいのある人の生活実態やニーズ等を十分に考慮しながら、広域での連携を含めて利用施設を確保します。

区分	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
市内施設利用分	3か所	3か所	3か所
	121人/年	122人/年	124人/年
市外施設利用分	5か所	5か所	5か所
	5人/年	5人/年	5人/年

### ●市内・近隣の事業所●

成田地域生活支援センター(Ⅰ型)

新町デイサービスセンター玲光苑(Ⅱ型)

【千葉市】らいおん千葉(Ⅲ型)

地域生活支援センターサザンカの里(Ⅰ型)

【香取市】らいおん香取(Ⅲ型)



「白と黒の道化」

## 2 任意事業

### (1) 日中一時支援事業

#### 事業の概要

○障がいのある人等の日中における活動の場を確保し、その家族の就労支援及び障がい者等を日常的に介護している家族の一時的な休息を図ります。

#### 実績

区分		令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度
実利用者数 (1月あたり)	実績値A	56人	59人	55人
	計画値	72人	73人	73人
実利用日数 (1月あたり)	実績値B	313日	303日	403日
	計画値	446日	452日	452日
1人あたりの利用日数B/A		5.6日	5.1日	7.3日

令和5年度の実績値A及び実績値Bは見込値となります。

#### 現状と課題

- 令和5年11月現在、日中一時支援事業を実施する事業所は市内に18か所あります。
- 利用者数、利用日数ともに計画値を下回って推移しています。
- 福祉に関するアンケート調査では、日中一時支援事業を利用している割合が4.9%に対し、サービスを利用したい割合は25.9%に上ります。

#### 整備方針と計画値

○現行体制を維持しつつ、地域で安心して生活ができるよう必要量を見込むとともに、利用者数の増加に対応した適切なサービスの実施に努めます。

区分	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
実利用者数(1月あたり)	74人	74人	74人
実利用日数(1月あたり)	444日	444日	450日

●市内・近隣の事業所●

不二学園  
幸町ルーム  
アーアンドディだいえい  
ビーアンビシヤス  
いんば学舎・花かご  
(医)透光会ひだまり  
おもちゃ箱なりた  
成田のぞみの園  
テイクハート成田

かしの木園  
しもふさ工房  
ネクスト名木小  
生活工房  
成田・地域でともに歩む会かたつむり  
ぱすてる  
成田市あじさい工房  
生活クラブ風の村重心通所なりた  
就職するならアカデミー・成田キャンパス



「イルカ」

## (2)訪問入浴サービス事業

### 事業の概要

○自宅での入浴が困難な障がいのある人等に、事業者を自宅に派遣して入浴サービスを提供します。

### 実績

区分		令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度
実利用者数	実績値	16人	16人	15人
	計画値	16人	17人	18人

令和5年度の実績値は見込値となります。

### 現状と課題

- 令和5年11月現在、訪問入浴サービスを実施する事業所は、市内に3か所、市外に3か所あります。
- 利用者数は、概ね計画値どおりで推移しています。
- 福祉に関するアンケート調査では、訪問入浴サービスを利用している割合が1.4%に対し、サービスを利用したい割合は16.5%に上ります。

### 整備方針と計画値

○現行体制を維持しつつ利用者数の増加に対応した適切なサービスの提供に努めます。

区分	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
実利用者数	16人	17人	18人

### ●市内・近隣の事業所●

訪問入浴介護事業所玲光苑  
ケアスタッフ成田  
【多古町】訪問入浴きぼう  
【匝瑳市】ケアスタッフ八日市場

アースサポート成田

【香取市】ニチイケアセンター北佐原

### (3) 居住体験支援費助成事業

#### 事業の概要

○地域で自立した生活を目指す障がいのある人に、体験的宿泊ができる居室環境を提供し、一人暮らしに必要な生活能力の向上に向けた支援を行います。

#### 実績

区分		令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度
実利用者数	実績値	1人	0人	3人
	計画値	5人	7人	7人

令和5年度の実績値は見込値となります。

#### 現状と課題

○利用者数は計画値を下回って推移しています。平成29(2017)年度に創設した事業のため、対象者及び関係者への周知を図る必要があります。

#### 整備方針と計画値

○障がいのある人やその家族、支援者への周知を図り、病院や施設からの地域への移行を推進し、より多くの障がいのある人が、地域で自立した生活を続けることができるよう、利用の周知を図るほか、利用機会を確保します。

区分	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
実利用者数	3人	3人	3人

#### (4)知的障害者職親委託事業

##### 事業の概要

- 知的障がいのある人の援護に熱意を有する事業経営者等（職親）のもとで、就労を目指した生活指導や技能習得訓練等を実施します。

##### 実績

区分		令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度
実利用者数	実績値	2人	2人	2人
	計画値	2人	2人	2人

令和5年度の実績値は見込値となります。

##### 現状と課題

- 利用者数は概ね計画値どおりに推移しています。
- 新規で職親を希望する事業経営者等がいなく、現在、職親委託をしている事業経営者等も高齢化し、継続することが困難となってきています。

##### 整備方針と計画値

- 知的障がいのある人の就労支援と地域生活支援の一環として、利用機会を確保します。

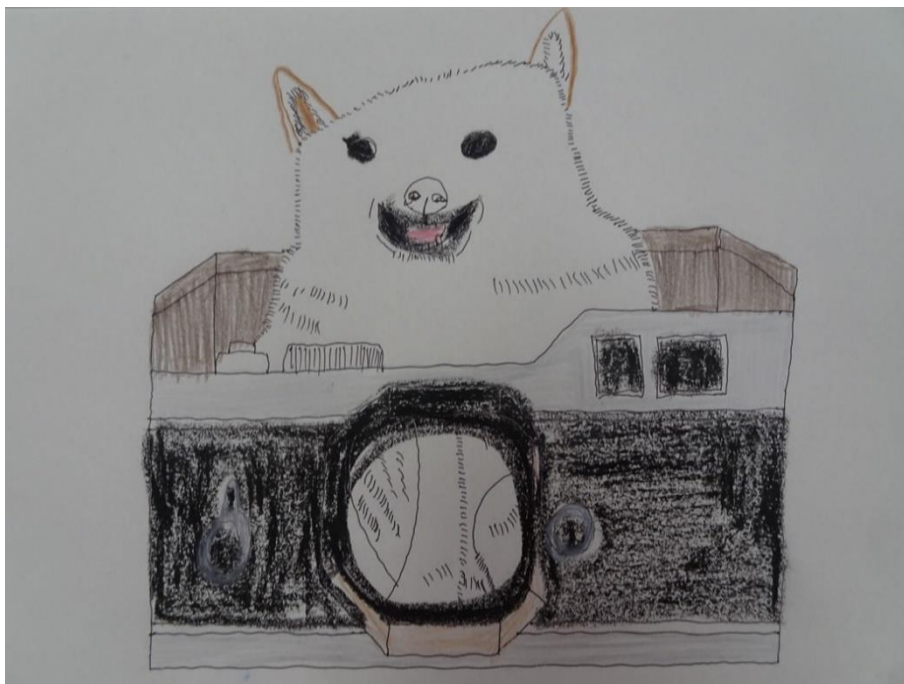
区分	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
実利用者数	2人	2人	2人

## 第4章 障害児福祉サービスの見込量と今後の方策

### ◆サービスの種類と名称

種類	サービスの名称	
障害児福祉サービス	障害児通所支援	児童発達支援
		放課後等デイサービス
		保育所等訪問支援
	障害児訪問支援	居宅訪問型児童発達支援
	障害児相談支援	障害児支援利用援助
		継続障害児支援利用援助
障害児入所支援※	福祉型、医療型	

※障害児入所支援については千葉県所管の事業のため、本計画では目標値を設定しません。



「白紫カメラ」



## 1 障害児通所支援

### (1) 児童発達支援、放課後等デイサービス

#### 事業の概要

児童発達支援	○障がいや発達に遅れのある就学前の児童に対して、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を提供します。
放課後等デイサービス	○障がいや発達に遅れのある学齢期以降の児童に対して、放課後や夏休み等に、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供し、学校教育と連携して児童の自立を促進するとともに、放課後等の居場所を提供するサービスです。

#### 実績

##### ◆児童発達支援及び放課後等デイサービス

区分		令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度
実利用者数 (1月あたり)	実績値A	430人	437人	452人
	計画値	367人	372人	379人
実利用日数 (1月あたり)	実績値B	4,049日	4,297日	4,631日
	計画値	3,156日	3,198日	3,259日
1人あたりの利用日数 B/A		9.4日	9.8日	10.2日

令和5年度の実績値A及び実績値Bは見込値となります。

#### 現状と課題

- 令和5年11月現在、児童発達支援と放課後等デイサービスの指定を受けた事業所は市内に26か所あります。
- 利用者数及び利用日数は、いずれも計画値を大きく上回って推移しています。
- 福祉に関するアンケート調査では、利用している割合は児童発達支援4.4%・放課後等デイサービス10.4%、サービスを利用したい割合は児童発達支援6.6%、放課後等デイサービス14.8%に上ります。
- 関係団体ヒアリング調査では、よりきめ細かな対応を可能とするために人員配置の工夫や職員の負担軽減が求められています。

## 整備方針と計画値

- 身近な地域において専門的な療育支援や発達支援を受けることができるように、それぞれの児童の環境やニーズに応じたサービスの量を見込みます。また、児童の特性に適した質の高いサービスが提供されるように、個別の施設訪問等の手法によりサービス内容を確認することで質の確保と向上を図ります。
- 医療的ケアが必要な児童や重症心身障がいがある児童に対して、児童発達支援及び放課後等デイサービスを提供できる事業者の参入を促し、サービス利用における選択肢を増やすことを目指します。

### ◆児童発達支援

区分	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
実利用者数(1月あたり)	145人	145人	145人
実利用日数(1月あたり)	986日	986日	986日

### ◆放課後等デイサービス

区分	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
実利用者数(1月あたり)	338人	381人	429人
実利用日数(1月あたり)	4,047日	4,489日	4,980日

### ●市内・近隣の事業所●

成田市子ども発達支援センター  
幸町ルーム※  
おもちゃ箱なりた  
いんば学舎・花かご第2たんぼぼ  
おむすびるーむ  
アンダンテ成田※  
放課後等デイサービス ウィズ・ユー成田※  
みつばちナツプ  
Olinace成田  
けやき教室成田支所  
生活クラブ風の村重心通所なりた  
CieLo※  
なりほdeれみそらし  
【神崎町】児童デイサービスセンターみにトマト※  
【富里市】放課後等デイサービス第2 つくしんぼ※  
【富里市】パレット※  
【芝山町】第2パレット※  
【多古町】児童デイサービスセンター多古新町ハウス※  
【印西市】児童デイサービス朋友会憩の里さくら  
※放課後等デイサービスのみ利用が可能  
▼児童発達支援のみ利用が可能

本城ルーム※  
すずらん※  
いんば学舎・花かごたんぼぼ  
ぱすてる  
子どもデイサービスセンター杜の家なりた※  
あいので第二教室※  
フォーリーフナゲット成田こみかど  
児童デイサービスげんき名木小※  
フォーリーフナゲット成田こみかど  
けやき教室メディカル成田  
フォーリーフナゲット成田東町  
あいので成田土屋教室※  
フォーリーフナゲット成田さんりづか※  
【富里市】在宅介護支援つくしんぼ  
【富里市】ワイワイキッズLabo  
【富里市】コペルプラス 成田教室▼  
【香取市】コスモスの花※  
【佐倉市】子ども発達支援モチモチの森  
【印西市】児童デイサービスセンターほっぷ※

## (2) 保育所等訪問支援

### 事業の概要

- 保育所、幼稚園、小学校等に通う障がいや発達に遅れのある児童について、他の児童との集団生活に適応するための専門的な支援等を行います。

### 実績

区分		令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度
実利用者数 (1月あたり)	実績値A	2人	6人	7人
	計画値	2人	3人	3人
実利用日数 (1月あたり)	実績値B	3日	10日	17日
	計画値	2日	3日	3日
1人あたりの利用日数 B/A		1.5日	1.7日	2.4日

令和5年度の実績値A及び実績値Bは見込値となります。

### 現状と課題

- 利用者数、利用日数ともに、いずれも計画値を上回って推移しています。
- 福祉に関するアンケート調査では、利用している割合は1.9%、サービスを利用したい割合は9.3%に上ります。

### 整備方針と計画値

- 施設や保護者等のニーズを踏まえ、個別支援計画を作成し、障がいのある児童が集団の中で、より過ごしやすくなるための支援が行われるよう、訪問先施設と連携を図ります。
- 相互の連携体制の強化のためには、保護者の同意と了解の下で、関係機関の情報共有が不可欠と言えます。
- 障がいのある児童の地域社会への参加・包容を推進し、保育所・幼稚園等と児童発達支援事業所との連携を促進する手段として、サービス事業者に対して事業の新規参入を働きかけます。

区分	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
実利用者数(1月あたり)	12人	14人	16人
実利用日数(1月あたり)	32日	38日	43日

●市内・近隣の事業所●

成田市子ども発達支援センター  
【八街市】銀河鉄道  
【富里市】ワイワイキッズLabo

なりほdeれみそらし  
【千葉市】LITALICOジュニア千葉教室



「卓球の試合」

## 2 障害児訪問支援

### (1)居宅訪問型児童発達支援

#### 事業の概要

○重症心身障がいのある児童の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行います。重症心身障がいのある児童であって、児童発達支援等の障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な児童が対象です。

#### 実績

区分		令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度
実利用者数 (1月あたり)	実績値A	0人	0人	0人
	計画値	1人	2人	2人
実利用時間 (1月あたり)	実績値B	0時間	0時間	0時間
	計画値	4時間	6時間	6時間
1人あたりの利用日数 B/A		0時間	0時間	0時間

令和5年度の実績値A及び実績値Bは見込値となります。

#### 現状と課題

- 令和5年4月から、成田市こども発達支援センターで居宅訪問型児童発達支援を開始しました。
- 利用者数は0人と計画値を下回って推移しています。

#### 整備方針と計画値

○本サービス利用については医療機関と連携をしながら、周知と啓発を行います。

区分	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
実利用者数(1月あたり)	2人	2人	2人
実利用時間(1月あたり)	6時間	6時間	6時間

●市内・近隣の事業所●  
成田市こども発達支援センター  
【佐倉市】佐倉市さくらんぼ園

【佐倉市】重心通所さくら

### 3 障害児相談支援

#### (1) 障害児支援利用援助、継続障害児支援利用援助

##### 事業の概要

障害児支援利用援助	○障がいのある児童の心身の状況や環境、本人や保護者の意向等を踏まえて「障害児支援利用計画案」の作成を行います。
継続障害児支援利用援助	○支援内容が適切かどうか、一定期間ごとにサービス等の利用状況を確認し、「障害児支援利用計画」の見直しを行います。

##### 実績

##### ◆障害児支援利用援助及び継続障害児支援利用援助

区分		令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度
実利用者数 (1月あたり)	実績値	77人	86人	97人
	計画値	143人	143人	143人

令和5年度の実績値は見込値となります。

##### 現状と課題

- 令和5年11月現在、障害児支援利用援助、継続障害児支援利用援助の指定を受けた事業所は、市内に9か所あります。

##### 整備方針と計画値

- 地域で生活する障がいのある児童に必要な療育や福祉サービスが円滑に提供されるよう、事業所に対して開設や拡充を促すとともに、個々の状況やニーズに応じた関係機関の紹介を行います。また、子育て世代包括支援センターや子育て支援センター等子育て支援に関する相談を受ける機関との連携を強化し、横断的な課題解決を試みます。

##### ◆障害児支援利用援助及び継続障害児支援利用援助

区分	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
実利用者数(1月あたり)	109人	122人	137人

●市内・近隣の事業所●

成田市子ども発達支援センター  
菜の花会相談支援事業所  
居宅介護支援センター杜の家なりた  
相談支援事業所ハチドリ  
相談支援事業所リトルフォース

【八街市】MEI

【富里市】(福)富里市社会福祉協議会指定相談支援事業所ゆらり

ささえあい  
成田地域生活支援センター  
おむすび  
なりほ de れみそらし  
【香取市】ルートデザイン



「切り絵」

## 第5章 成田市こども発達支援センターの運営方針等について

### 1 成田市こども発達支援センター

#### (1)センターのあり方

市内唯一の公設直営の施設として、「児童発達支援」「放課後等デイサービス」「保育所等訪問支援」「居宅訪問型児童発達支援」「障害児相談支援」を実施しているほか、障がい児の相談センターとしての役割を担っており、言語聴覚士(\*23)、作業療法士(\*24)、理学療法士(\*25)等の専門職が、多職種連携のもと対応しています。近年、本市において、発達に支援が必要な児童の数は増加傾向にあり、相談を希望される児童の低年齢化や支援ニーズの多様化といった傾向も見られます。こうした状況に対応するため、乳幼児健診の担当課、保育所・幼稚園、医療機関等の関係機関との連携を強化するとともに、保護者や保育所等への支援をより一層効果的なものにするため、心理士(\*26)のさらなる活用についても取り組みます。

#### (2)児童発達支援、放課後等デイサービス

##### 事業の概要

児童発達支援	○小集団療育や個別訓練、発達の相談を通して、発達が気になる児童や障がいのある児童への発達支援や保護者への育児支援を行います。
放課後等デイサービス	○6歳から18歳までの発達に特性のある児童や障がいのある児童に対して、生活能力向上と日常生活の充実のため、水療育等を行います。

##### 現状と課題

- 親子での小集団療育を実施しており、日々の療育の中で児童の発達支援とともに、保護者へ支援方法の提案などを行っています。
- 専門職による、保護者向けのペアレント・トレーニングやことばについての勉強会、保育所職員の勉強会への協力などを行っています。
- 言語聴覚士、作業療法士、理学療法士等の専門職による定期的な個別指導の他に、契約によらない相談にも対応しています。

##### 運営方針

- 低年齢での相談も増えてきているため、早期から適切な療育が受けられるような体制づく



りに努めます。

○支援センターでの個別指導だけでなく、地域の医療機関や児童発達支援事業所等でも継続して必要な指導を受けられるよう、関係機関との連携に努めます。

### (3) 保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援

#### 事業の概要

保育所等訪問支援	○療育の専門職が定期的に保育所・幼稚園等に訪問し、集団生活に 適応できるよう児童に対しての支援や職員に対して助言を行います。
居宅訪問型児童発達支援	○重症心身障がい等のある児童の居宅を訪問し、日常生活における 基本的な動作の指導、知識技能の獲得等の支援を行います。児童 発達支援等の障害児通所支援を受けるために外出することが 著しく困難な児童が対象です。

#### 現状と課題

- 発達に支援が必要な多くの児童が地域の保育所・幼稚園等に通所・通園しており、訪問支援の依頼が増えています。
- 居宅訪問型児童発達支援については令和5（2023）年度から新たに実施しています。

#### 運営方針

- 支援に必要な児童の発達状況の見極めと通所・通園している保育所・幼稚園等の集団活動の中での生活環境の調整を含めた支援方法を提案できるよう、職員の専門性を高めます。
- 千葉県障害児等療育支援事業の活用も含め、訪問支援の拡充を進めていきます。

### (4) 障害児相談支援

#### 事業の概要

- 0歳から18歳までの児童の「障害児支援利用計画案」の作成と一定期間ごとにサービス等の利用状況を確認し、「障害児支援利用計画」の見直しを行っています。

#### 現状と課題

○相談支援専門員が市内の多くの児童の障害児支援利用計画案・継続利用計画を作成しています。また、様々な関係機関の役割や状況の把握が必要な医療的ケア児の計画作成も行っていきます。

### 運営方針

○きめ細やかに利用者の家庭生活状況を把握し、様々なサービスを熟知した相談支援専門員を育成します。

○基幹相談支援センターと連携して、障害児相談支援にあたるほか、多職種協働がスムーズにできるように中心となって調整を行います。

○令和4（2022）年度より配置された医療的ケア児等コーディネーターを中心に、医療的ケア児や重症心身障がい児等のご家族の相談対応や情報提供、助言、関係機関等への連絡調整を行い、地域での生活に移行できるよう支援に努めます。



「おともだち」

## 第 3 部 その他の障がい者・障がい児に対する福祉施策等について

---



## その他の障がい者・障がい児に対する福祉施策等

第2部において、障がい者福祉計画、障がい児福祉計画として障害福祉サービス及び障害児福祉サービスの見込み量と今後の方策を記載しました。本市においては、その他の障がい福祉施策として次のとおりの施策を実施しております。

障害福祉サービス及び障害児福祉サービスの充実とともにその他の施策も充実させ、もって障がい者及び障がい児の福祉の推進を図ります。

## 1 日常生活を支援するサービス等

### (1)日常生活を支援するサービス

#### ア. 重度心身障害者紙おむつ給付

在宅での20歳以上の重度身体障がい者（身体障害者手帳1級～2級）等で、紙おむつを使用している方を対象に紙おむつを給付しています。

令和8（2026）年度までの実施を目指し、医療的ケアが必要な児童及び6歳以上の障がい児で常時紙おむつを使用している児童に対する給付等の対象の拡大について検討します。

	令和2（2020）年	令和3（2021）年	令和4（2022）年
実利用者数	44人	45人	48人

#### イ. 障害者等配食サービス

在宅でひとり暮らしの心身障がい者等（日中障がい者のみの世帯を含む）を対象に、食生活の改善と安否確認を目的として1月1日～3日を除く毎日の昼食を届けています。

利用料は1食あたり300円（生活保護世帯は200円）の負担で利用できます。

	令和2（2020）年	令和3（2021）年	令和4（2022）年
実利用者数	53人	53人	47人
延配食数	5,652食	5,570食	5,188食

#### ウ. 重度心身障害者寝具乾燥サービス

生活環境や身体状況等の理由により、寝具を自然乾燥させることが困難な重度の心身障がい者（身体障害者手帳1級～2級又は療育手帳㊦～Aの2）等を対象に、月1回無料で専門業者を派遣して寝具の乾燥を行っています。

	令和2（2020）年	令和3（2021）年	令和4（2022）年
実利用者数	0人	0人	0人

## 工. 緊急通報装置の貸与

ひとり暮らしの重度の身体障がい者（身体障害者手帳1級～2級）を対象に、事故や病気の際、ペンダント型の発信機を押すだけで緊急事態を通報することのできる装置を貸し出しています。

	令和2（2020）年	令和3（2021）年	令和4（2022）年
実利用者数	5人	5人	4人

## (2)コミュニケーションに対する支援

---

### ア. 声の広報配布

視覚障がい者に市政に関する各種情報を提供するため、広報紙等を録音したカセットテープ又はCDを配送しています。（平成22（2010）年11月からCD対応）

	令和2（2020）年	令和3（2021）年	令和4（2022）年
実利用者数	15人	15人	15人

### イ. 手話通訳者設置

聴覚障がい者のコミュニケーションの円滑化及び情報取得の保証のため、障がい者福祉課に手話通訳者を設置しています。

	令和2（2020）年	令和3（2021）年	令和4（2022）年
延利用件数	1,687件	1,994件	1,898件

## (3)移動に対する支援

---

### ア. 福祉タクシー料金助成

重度の心身障がい者（身体障害者手帳1級～2級又は療育手帳㊦～Aの2）若しくは視覚・体幹・下肢3級又は精神障害者保健福祉手帳1級～2級の障がい者が、通院等の外出のためにタクシーを利用した場合、料金の半額（2,000円限度）を助成しています。

	令和2（2020）年	令和3（2021）年	令和4（2022）年
延利用件数	10,577件	11,378件	11,466件

### イ. 障害者移送サービス事業（福祉有償運送事業）補助

歩行障がい等により、ひとりで外出できない方に対し、車いすのまま乗車可能な福祉車両（運転手が付きます）を使用し、通院等の移送事業を実施している社会福祉法人 成田市社会福祉協議会に対し補助を行っています。

	令和2（2020）年	令和3（2021）年	令和4（2022）年
延利用者数	272人	334人	635人

## (4)貸付・貸出

---

### ア. 車いすの貸出

通院や旅行等に車いすを必要とする障がい者や高齢者の方に、1 か月を限度に無料で車いすを貸し出しています。

	令和2 (2020) 年	令和3 (2021) 年	令和4 (2022) 年
延貸出件数	77件	108件	101件

### イ. 福祉カーの貸付

障がい者及び高齢者の通院や旅行等に際して、車いす・寝台車ごと乗降できるリフト付ワゴン車(ゆうあい成田号)を貸し出しています。(燃料費は自己負担)

	令和2 (2020) 年	令和3 (2021) 年	令和4 (2022) 年
延貸出件数	25件	54件	41件

## (5)料金助成

---

### ア. 障害者福祉診断書料の助成

身体障害者手帳及び精神障害者保健福祉手帳の申請の際、添付書類である診断書の料金に対して、3,500 円を限度に実費を助成しています。

また、訪問入浴等の福祉サービスを利用する際に作成した診断書料を市民税の課税状況に応じて、5,000 円、3,000 円、2,000 円を限度に助成しています。

	令和2 (2020) 年	令和3 (2021) 年	令和4 (2022) 年
延件数	748件	823件	846件

### イ. 心身障害者福祉施設通所交通費助成

心身障がい者施設に、交通機関や自動車に通所している心身障がい者に対して、交通費の2分の1(1万円限度)を助成しています。

	令和2 (2020) 年	令和3 (2021) 年	令和4 (2022) 年
実利用者数	118人	123人	161人

### ウ. 障害者乗馬療法助成

在宅の障がい者児が乗馬療法を受けた場合、その費用の2分の1(年15,000円限度)を助成しています。

	令和2 (2020) 年	令和3 (2021) 年	令和4 (2022) 年
実利用者数	5人	4人	3人

## エ. 障害者グループホーム等家賃助成

市民税非課税のグループホーム等の入居者に対し、家賃の8割(25,000円限度、平成23(2011)年10月から特定障害者特別給付金が支給された場合は17,000円限度)を助成しています。

	令和2(2020)年	令和3(2021)年	令和4(2022)年
実利用者数	101人	106人	123人

## オ. 障害者居住体験支援費助成

地域における自立した生活への移行を目指す障がい者に対し、居住体験の支援費を助成しています。

	令和2(2020)年	令和3(2021)年	令和4(2022)年
利用延日数	11日	10日	0日

## カ. 身体障害者自動車改造費助成

重度の身体障がい者(身体障害者手帳1級~2級)が自ら運転する自動車の旋回装置・駆動装置等を改造した場合、105,000円を限度に助成しています。(所得制限あり)

	令和2(2020)年	令和3(2021)年	令和4(2022)年
実利用者数	2人	5人	2人

## キ. 身体障害者自動車運転免許取得費助成

身体障害者手帳1級~4級の方が自動車運転免許を取得するための経費を、105,000円を限度に助成しています。

	令和2(2020)年	令和3(2021)年	令和4(2022)年
実利用者数	0人	1人	0人

## ク. 重度心身障害者住宅改造費助成

在宅で重度の心身障がい者(身体障害者手帳1級~2級又は療育手帳㉔~Aの2)が、自宅で生活しやすいように住宅を改造するための費用に対して、世帯の所得税の課税状況に応じ、非課税世帯で700,000円、課税世帯で466,000円を限度に助成しています。

	令和2(2020)年	令和3(2021)年	令和4(2022)年
実利用者数	4人	0人	3人



## 2 補装具等の支給について

### (1)補装具費の支給

障がいのある部位を補って、必要な身体機能を得るための用具の購入・修理の費用を支給しています。

	令和2（2020）年	令和3（2021）年	令和4（2022）年
交付件数	105（30）件	125（37）件	108（29）件
修理件数	86（17）件	86（30）件	85（27）件

（ ）内は児童分で再掲

令和4年度交付・修理件数実績（単位「件」）

	交 付	修 理		交 付	修 理
義 肢	4(0)	7(0)	眼 鏡	9(2)	0(0)
装 具	29(3)	9(2)	補 聴 器	26(2)	31(18)
座位保持装置	6(4)	6(4)	車 い す	17(11)	25(3)
盲人安全つえ	5(2)	0(0)	電 動 車 い す	3(1)	5(0)
義 眼	0(0)	0(0)	そ の 他	9(4)	2(0)
合 計				108(29)	85(27)

（ ）内は児童分で再掲

### (2)身体障害者補装具等自己負担金助成

補装具等を交付・修理した際、その世帯の税額に応じて生ずる自己負担金を全額助成しています。

	令和2（2020）年	令和3（2021）年	令和4（2022）年
実利用件数	348（113）件	382（125）件	366（119）件

（ ）内は児童分で再掲

### 3 医療費に関する助成等

#### ア. 自立支援医療費(育成医療)

18歳未満の児童で、身体の疾患を除去、軽減する効果が期待できる手術等を指定医療機関で受けたとき、市民税の課税状況に応じ、一定額の医療費の給付を行っています。

	令和2(2020)年	令和3(2021)年	令和4(2022)年
実利用者数	9人	10人	14人

#### イ. 自立支援医療費(更生医療)

18歳以上の身体障がい者で、障がいの軽減や日常生活を容易にするための医療を指定医療機関で受けたとき、市民税の課税状況に応じ、一定額の医療費の給付を行っています。

	令和2(2020)年	令和3(2021)年	令和4(2022)年
実利用者数	182人	208人	245人

#### ウ. 自立支援医療費(精神通院医療)

精神障がい者が精神通院医療を指定医療機関で受けたとき、市民税の課税状況に応じ、一定額の医療費の給付を行っています。

	令和2(2020)年	令和3(2021)年	令和4(2022)年
実利用者数	1,944人	1,972人	2,066人

#### エ. 精神障害者医療費助成

精神障害者保健福祉手帳所持者の自立支援医療費(精神通院医療)の自己負担分を助成しています。

	令和2(2020)年	令和3(2021)年	令和4(2022)年
実利用者数	724人	756人	780人

#### オ. 重度心身障害者医療費助成

重度の心身障がい者(身体障害者手帳1級~2級又は療育手帳△~Aの2)又は精神障害者保健福祉手帳1級の障がい者が要した医療費(保険適用)の自己負担分を助成しています。

	令和2(2020)年	令和3(2021)年	令和4(2022)年
実利用者数	1,395人	1,411人	1,398人

## 4 就労支援・雇用推進等

チャレンジドオフィスなりた(平成 26(2014)年開始)

一般就労と福祉的就労の中間的な就労の場として障がいのある人を雇用し、働く場の提供、市役所職員の障がい者への理解促進、民間企業等への就労訓練を目的に、市役所内の各課から持ち込まれた印刷業務等に従事しています。

	令和2(2020)年	令和3(2021)年	令和4(2022)年
雇用者数	4人	3人	3人
業務件数	388件	415件	391件

## 5 福祉施設等

ア. 成田市あじさい工房

精神障がい者の福祉的就労の場を提供するとともに、生活指導を行い、障がい者の社会参加を促進しています。平成24(2012)年度に、精神障害者小規模通所授産施設から日中一時支援事業所へ移行しました。

	令和2(2020)年	令和3(2021)年	令和4(2022)年
実利用者数	52人	50人	51人

イ. ことばの相談室

成田市子ども発達支援センターにおいて、ことばの遅れ、発音の誤り、吃音、難聴等により、コミュニケーションがうまくとれない就学前の児童に対し、相談及び訓練を行い、言語発達とコミュニケーションの支援を行っています。

	令和2(2020)年	令和3(2021)年	令和4(2022)年
実利用者数	148人	110人	96人

## 6 その他(手当等)

ア. 特別児童扶養手当(国)

在宅で、精神又は身体に中程度以上の障がいのある20歳未満の児童を養育している保護者に対し、児童福祉の増進を図ることを目的として、手当を支給しています。

イ. 障害児福祉手当(国)

日常生活において、常時介護を必要とする20歳未満の在宅障がい児に、手当を支給しています。

ウ. 特別障害者手当(国)

日常生活において、常時特別の介護を必要とする20歳以上の在宅障がい者に、手当を支給しています。

工. 重度知的障害者福祉手当(県)

療育手帳Aの2以上の在宅知的障がい者で、国の手当に該当しない方に支給しています。

オ. 重度心身障害児福祉手当(市)

身体障害者手帳2級以上及び療育手帳Aの2以上の在宅心身障がい児で、国の手当に該当しない方に支給しています。

カ. 重度身体障害者福祉手当(市)

身体障害者手帳2級以上の在宅身体障がい者で、国・県の手当に該当しない方に支給しています。

キ. 中度知的障害者児福祉手当(市)

療育手帳Bの1の認定を受けた在宅知的障がい者児に対し、手当を支給しています。

ク. 軽度知的障害者児福祉手当(市)

療育手帳Bの2の認定を受けた在宅知的障がい者児に対し、手当を支給しています。

ケ. 特別障害者等介護者手当(市)

市内に3年以上居住し、在宅でねたきり等の特別障害者手当受給資格者を介護している方に手当を支給しています。

コ. 重度精神障害者児福祉手当(市)

精神障害者保健福祉手帳1級・2級の在宅精神障がい者児に対し、手当を支給しています。

カ. 軽度精神障害者児福祉手当(市)

精神障害者保健福祉手帳3級の在宅精神障がい者児に対し、手当を支給しています。

シ. 指定難病等見舞金(市)

特定医療費（指定難病）受給者証、先天性血液凝固因子障害等受給者証又は小児慢性特定疾病医療受給者証の交付を受け、療養している場合、見舞金として月額5,000円を支給しています。

また、指定難病等見舞金受給者が「成田市障害者福祉手当」、「ねたきり高齢者福祉手当」、「重度認知症高齢者介護手当」を受給している場合は併給制限により、指定難病等見舞金が支給停止になります。

(ア～サの手当に関しては、所得制限等により支給できない場合があります。)

## 7 その他の諸施策等

### ア. スポーツを通じた共生社会の実現に向けた取組

共生社会ウィークなどにおいて、パラスポーツの普及促進や共生社会に対する市民の意識醸成を図るなど、スポーツを通じた共生社会の実現に向けて様々な取組を推進しています。

	令和2（2020）年	令和3（2021）年	令和4（2022）年
パラスポーツイベントの参加者数	1,356人	5,774人	6,031人

### イ. 雇用促進奨励金交付事業

高齢者や障がい者など、比較的就職が困難な人の雇用機会の拡大を図るため、雇用した事業主に対し奨励金を支給しています。

	令和2（2020）年	令和3（2021）年	令和4（2022）年
障がい者雇用の支給件数	2件	4件	4件

### ウ. 選挙における取組

高齢者や障がいのある方などのうち、意思疎通に支援が必要な方がスムーズに投票できるよう、指差しなどで容易に意思を示すことができる投票支援カードを各投票所に設置します（新たな取組のため実績なし）。

### エ. 児童生徒就学支援事業

成田市心身障害児教育支援委員会を開催し、発達障がいや心身に障がいのある児童に対する適切な就学支援、入学後の適応指導等を行っています。指導主事のほかに、会計年度任用職員として学校適応専門指導員1名を雇用し、適切な就学のための調査及び相談等を行っています。

	令和2（2020）年	令和3（2021）年	令和4（2022）年
就学相談件数	85件	105件	103件

### オ. 養護補助員の配置

市内小中義務教育学校の特別支援学級等に在籍する、特別な支援を要する児童生徒への多様化する教育ニーズに対応できるよう、養護補助員を配置しています。

	令和2（2020）年	令和3（2021）年	令和4（2022）年
配置人数	41人	41人	41人

#### カ. 特別支援教育支援員の配置

市内小中義務教育学校の通常学級に在籍する、肢体不自由や発達障がいのある児童生徒に対し、学校教育活動上の日常生活の介助や学習活動上のサポートを充実させるため、特別支援教育支援員を配置しています。

	令和2（2020）年	令和3（2021）年	令和4（2022）年
配置人数	22人	20人	20人

#### キ. 巡回看護師の配置

医療的ケアを必要とする児童生徒が在籍する学校に看護師を配置し、導尿や注射、自立に向けての指導を行っています。

	令和2（2020）年	令和3（2021）年	令和4（2022）年
配置人数	3人	4人	3人

#### ク. 特別支援教育就学奨励費

特別支援学級に在籍する児童生徒又は通常学級に在籍する学校教育法施行令第22条の3に規定する障がいの程度に該当する児童生徒の就学や教育に必要な指導用備品に関する経費への補助を行っています。

	令和2（2020）年	令和3（2021）年	令和4（2022）年
補助者数	284人	297人	330人

#### ケ. 録音図書等の貸出

図書館において、障がいによって書籍を読むことが困難な方の利用に供するために大活字本、さわる絵本等の収集や提供を行っているほか、デイジー対応の録音図書を製作し、所蔵資料として貸出を行っています。

貸出にあたり、視覚障がいのある方を対象に、第四種郵便として録音図書及び点字資料の郵送を行うほか、視覚障がい、下肢障がい、寝たきり高齢者等の来館が困難な方には、図書館資料の宅配も実施しています。

	令和2（2020）年	令和3（2021）年	令和4（2022）年
延貸出点数	1,006点	999点	983点

# 用語集

No.	用語	説明
*1 p. 4	地域移行	住まいを施設や病院から自ら選んだ場所に移し、障がい者個々人が市民として、自ら選んだ住まいで安心して、自分らしい暮らしを実現すること。
*2 p. 9	身体障害者手帳	身体障害者手帳は、身体の機能に一定以上の障がいがあると認められた人に交付される手帳。障がいの種類別に重度の側から1級から6級の等級が定められている。
*3 p. 9	療育手帳	療育手帳は、児童相談所又は知的障害者更生相談所において、知的障がいがあると判定された人に交付される手帳。各自治体において、判定基準等の運用方法を定めて実施されており、千葉県では4段階の障害程度の区分を設定している。
*4 p. 9	精神障害者保健福祉手帳	精神障害者保健福祉手帳は、一定程度の精神障がい（発達障害及び高次脳機能障害を含む）の状態にあることを認定する手帳。等級は、精神疾患の状態と能力障がいの状態の両面から総合的に判断され、1級から3級の等級が定められている。
*5 p. 12	自立支援医療	心身の障がいを除去・軽減するための医療について、医療費の自己負担額を軽減する公費負担医療制度。精神疾患を対象とした精神通院医療、身体の障がいを対象とした更生医療（18歳以上）・育成医療（18歳未満）が設けられている。
*6 p. 14	特別支援学校	障がいのある幼児児童生徒に対して、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施すとともに、障がいによる学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けること目的とする学校。
*7 p. 15	指定難病	難病（発病の機構が明らかでなく、かつ、治療方法が確立していない希少な疾病であって、当該疾病にかかることにより長期にわたり療養を必要とすることとなるもの）のうち、国が定めた基準に該当するもの。現在338の疾患が指定されている。
*8 p. 15	小児慢性特定疾患	満20歳に満たない者が、長期にわたり療養を必要とし、その生命に危険が及ぶおそれがある疾病であり、療養のために多額の費用を要するものとして国が定めたもの。
*9 p. 23	成年後見制度	知的障がい・精神障がい・認知症などによってひとりで決めることに不安や心配のある人が、いろいろな契約や手続をする際の支援をする制度。

*10 p. 26	強度行動障害	食べられないものを口に入れる、危険につながる飛び出しなど本人の健康を損ねる行動、他人を叩いたり物を壊したり、大泣きが何時間も続くなど周囲の人の暮らしに影響を及ぼす行動が、著しく高い頻度で起こるため、特別に配慮された支援が必要になっている状態のこと。
*11 p. 26	高次脳機能障害	脳梗塞やくも膜下出血といった脳血管障害や、事故などによる脳外傷、心肺停止による低酸素脳症などで脳がダメージを受けたことにより、注意力・記憶力・言語・感情のコントロール等がうまく働かなくなる認知機能の障がい。
*12 p. 27	中間的就労	すぐに一般企業等で働くことが難しい人を対象に、就労体験や、支援付きの雇用を提供するもの。
*13 p. 29	心のバリアフリー	様々な心身の特性や考え方を持つすべての人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支え合うこと。以下の3点が必要とされる。 （1）障がいのある人への社会的障壁を取り除くのは社会の責務であるという「障害の社会モデル」を理解すること。 （2）障がいのある人（及びその家族）への差別（不当な差別的取扱い及び合理的配慮の不提供）を行わないよう徹底すること。 （3）自分とは異なる条件を持つ多様な他者とコミュニケーションを取る力を養い、すべての人が抱える困難や痛みを想像し共感する力を培うこと。
*14 p. 30	地域生活支援拠点	地域生活支援拠点とは、障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた、居住支援のための機能をもつ場所や体制のこと。相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくりの5つを柱としている。
*15 p. 31	地域包括ケアシステム	地域の実情に応じて、高齢者が、可能な限り、住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制。
*16 p. 35	合理的配慮	障がいのある人から、生活のしづらさの原因となっている、社会の中にあるバリア（障壁）を取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が示されたときには、負担が重すぎない範囲で対応すること。
*17 p. 46	アウトリーチ	Outreach。直訳は「外に手を伸ばす」こと。福祉分野では、「支援が必要であるにもかかわらず届いていない人に



- 対し、行政や支援機関などが積極的に働きかけて情報・支援を届けるプロセス」のことを意味する。
- \*18 ペアレント・トレーニング  
p. 49 環境調整や子どもへの肯定的な働きかけを学び、保護者や養育者の関わり方や心理的なストレスの改善、子どもの適切な行動の促進と不適切な行動の改善を目的としたプログラム。
- \*19 ALS  
p. 60 筋萎縮性側索硬化症。手足・のど・舌の筋肉や呼吸に必要な筋肉がだんだんやせて力がなくなっていく病気で、症状が進行した場合、人工呼吸器の設置やそれに伴うたん吸引等が必要となる。
- \*20 ピア・サポート  
p. 80 ピアは英語の「peer」で、「仲間・対等」を意味し、サポートは英語の「support」で「援助」を意味する。そこから、ピア・サポートは専門家ではない当事者等の仲間同士の支え合いを意味している。
- \*21 失語症  
p. 80 失語症は言語障がい的一种で、「話す」「聞く」「読む」「書く」などの言語機能が損なわれ、それらがうまくできなくなった状態。一度獲得した言語機能を失うことであり、後天的に生じた脳の障がいによって生じる。
- \*22 デイジー  
p. 85 録音された音声データに目次や見出し等の情報を記録し、必要な情報を容易に検索し、聞くことができるために加工した音声データ。
- \*23 言語聴覚士  
p. 106 通称「ST」。ことばによるコミュニケーションやえん下に困難を抱える人を対象に、問題の程度、発生のメカニズムを評価しその結果に基づいて訓練、指導等を行う。
- \*24 作業療法士  
p. 106 通称「OT」。体や精神に障害のある人がその心身機能を回復し、日常生活・社会生活に復帰できるように、食事、歯みがきなど日常生活の動作、家事、芸術活動、遊び、スポーツといった生活の中における作業や動作などを用いて訓練・指導・援助を行う。
- \*25 理学療法士  
p. 106 通称「PT」。身体に障がいがある人等の身体運動機能の回復や維持・向上を図り自立した日常生活が送れるよう、運動の指導や物理療法を行う。
- \*26 心理士  
p. 106 心理学に関する専門的知識や技術をもって、心理に関する支援を要する人の相談、助言等を行う。公認心理師、臨床心理士等の資格がある。



## 資料編



## 資料1 計画策定の経緯

年月日	取組の経過	内容
令和4(2022)年12月9日～ 令和4(2022)年12月23日	障害福祉に関するアンケート調査	
令和5(2023)年5月18日から 令和5(2023)年6月12日まで	障がい福祉に関係する団体や事業者等に対するアンケート調査	
令和5(2023)年7月3日	第1回保健福祉審議会	策定予定を報告
令和5(2023)年8月22日	第1回庁内策定委員会	骨子案検討
令和5(2023)年10月25日	第2回庁内策定委員会	素案検討
令和5(2023)年11月8日	第2回保健福祉審議会	素案報告
令和5(2023)年12月5日	議会(教育民生常任委員会)	パブリックコメント事前報告
令和5(2023)年12月15日	広報なりた掲載	パブリックコメント周知
令和5(2023)年12月15日～ 令和6(2024)年1月15日	パブリックコメント	素案に対するパブリックコメント
令和6(2024)年1月24日	第3回庁内策定委員会	最終案報告
令和6(2024)年2月7日	第3回保健福祉審議会	最終案諮問 答申案検討
令和6(2024)年3月5日	答申	保健福祉審議会議長より市長に答申

## 資料2 障がい者の現状

### ①身体障害者手帳所持者の推移

(各年3月31日現在/単位:人)

		2019 (令和元)年	2020 (令和2)年	2021 (令和3)年	2022 (令和4)年	2023 (令和5)年
視覚	児	5	5	5	4	4
	者	185	185	174	168	172
聴覚	児	16	16	16	15	15
	者	233	233	227	233	233
音声言語	児	—	—	—	—	—
	者	31	31	31	31	36
肢体	児	49	49	50	51	50
	者	1,659	1,659	1,625	1,609	1,583
内部	児	24	24	23	21	19
	者	1,059	1,059	1,076	1,107	1,160
計	児	94	94	94	91	88
	者	3,167	3,167	3,133	3,148	3,184
合計		3,383	3,261	3,227	3,239	3,272

(児:18歳未満)

資料 障がい者福祉課

## ②身体障害者手帳等級別内訳

(令和5年3月31日現在／単位：人)

障がい別	年齢区分	合計	内訳					
			1級	2級	3級	4級	5級	6級
視覚障がい	18歳未満	4	3	0	0	1	0	0
	18歳以上40歳未満	7	2	2	0	1	2	0
	40歳以上65歳未満	51	17	11	8	6	8	1
	65歳以上	114	43	45	5	5	12	4
	小計	176	65	58	13	13	22	5
聴覚・平衡機能障がい	18歳未満	15	1	6	1	3	0	4
	18歳以上40歳未満	16	0	7	1	1	0	7
	40歳以上65歳未満	37	2	13	9	8	0	5
	65歳以上	180	1	39	18	56	0	66
	小計	248	4	65	29	68	0	82
音声・言語・そ しゃく機能障 がい	18歳未満	0	0	0	0	0		
	18歳以上40歳未満	1	0	0	0	1		
	40歳以上65歳未満	7	0	1	2	4		
	65歳以上	28	0	1	20	7		
	小計	36	0	2	22	12		
肢体不自由	18歳未満	50	33	9	4	4	0	0
	18歳以上40歳未満	98	37	25	11	14	6	5
	40歳以上65歳未満	422	100	95	57	71	55	44
	65歳以上	1,063	174	229	221	301	76	62
	小計	1,633	344	358	293	390	137	111
内部障がい	18歳未満	19	11	0	4	4		
	18歳以上40歳未満	54	28	2	9	15		
	40歳以上65歳未満	305	188	11	33	73		
	65歳以上	801	480	7	101	213		
	小計	1,179	707	20	147	305		
合計	18歳未満	88	48	15	9	12	0	4
	18歳以上40歳未満	176	67	36	21	32	8	12
	40歳以上65歳未満	822	307	131	109	162	63	50
	65歳以上	2,186	698	321	365	582	88	132
	合計	3,272	1,120	503	504	788	159	198

資料 障がい者福祉課

### ③身体障害者手帳所持者の異動

(各年3月31日現在/単位:人)

	2019 (令和元)年		2020 (令和2)年		2021 (令和3)年		2022 (令和4)年		2023 (令和5)年	
	児	者	児	者	児	者	児	者	児	者
新規	12	179	5	167	5	181	3	175	4	216
転入	1	49	0	50	1	36	2	33	1	48
転出・返還	2	183	0	287	2	255	4	197	5	231

資料 障がい者福祉課

### ④療育手帳所持者の推移

(各年3月31日現在/単位:人)

		2019 (令和元)年	2020 (令和2)年	2021 (令和3)年	2022 (令和4)年	2023 (令和5)年
重度	児	80	90	95	97	104
	者	273	275	276	284	290
中度	児	65	63	61	59	68
	者	180	180	181	182	188
軽度	児	139	134	136	130	131
	者	230	231	228	234	252
計	児	284	287	292	286	303
	者	683	686	685	700	730
合計		967	973	977	986	1,033

資料 障がい者福祉課

### ⑤療育手帳所持者の内訳

(令和5年3月31日現在/単位:人)

障がい程度	18歳未満	18歳以上	小計	合計
㊤	38	3	41	169
㊤の1		58	58	
㊤の2		70	70	
Aの1	65	154	219	225
Aの2	1	5	6	
Bの1	68	188	256	256
Bの2	131	252	383	383
合計	303	730	1,033	1,033

資料 障がい者福祉課



## ⑥療育手帳所持者の異動

(各年3月31日現在/単位:人)

	2019 (令和元)年		2020 (令和2)年		2021 (令和3)年		2022 (令和4)年		2023 (令和5)年	
	児	者	児	者	児	者	児	者	児	者
新規	38	5	38	10	38	5	31	15	51	13
転入	5	6	1	5	5	6	2	4	3	4
転出・返還	10	21	3	14	10	21	15	28	7	16

※表中の新規は新規手帳交付、転入は市外からの転入、転出・返還は市外への転出及び死亡等による返還を指します。

資料 障がい者福祉課

## ⑦精神障害者保健福祉手帳所持者の推移

(各年3月31日現在/単位:人)

	2019 (令和元)年	2020 (令和2)年	2021 (令和3)年	2022 (令和4)年	2023 (令和5)年
計	1,147	1,216	1,284	1,367	1,455

資料 千葉県精神保健福祉センター

## ⑧精神障害者保健福祉手帳所持者の内訳

(令和5年3月31日現在/単位:人)

1級	115
2級	901
3級	439
合計	1,455

資料 千葉県精神保健福祉センター

## 資料3 成田市精神保健福祉推進協議会設置規則

平成12年3月31日

規則第11号

(設置)

第1条 精神障害者の社会復帰に必要な福祉施策を推進し、本市の精神保健福祉の増進に寄与するため、成田市精神保健福祉推進協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次の各号に掲げる事項を協議し、又は企画する。

- (1) 精神障害者の社会復帰対策に関すること。
- (2) 精神保健福祉の増進に係る事業の実施に関すること。
- (3) その他精神保健福祉に関し、会長が必要と認める事項

(組織等)

第3条 協議会は、委員12人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 成田市医師会の代表
- (2) 精神科医療機関の代表
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 保健又は福祉関係団体の代表

3 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(幹事)

第5条 協議会に、第2条各号に掲げる事項を事前に調査又は検討を行わせるため、幹事を置くことができる。

2 幹事は、精神保健福祉について専門的知識を有する者のうちから会長が指名する。

3 幹事は、協議会の会議（以下「会議」という。）に出席するものとする。

(会議)

第6条 会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(部会)

第7条 協議会に、会長が指定する特定事項を調査検討するため必要があるときは、部会を置くことができる。

2 部会は、特定事項について専門的知識を有する者をもって組織する。

3 部会に部会長を置き、部会に属する者（以下「部会員」という。）の互選により定める。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故あるとき、又は部会長が欠けたときは、部会長があらかじめ指名する部会員がその職務を代理する。

6 前条の規定は、部会の会議に準用する。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、障害者福祉主管課において処理する。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

## 資料4 成田市地域自立支援協議会要綱

(設置)

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第89条の3に規定する地域における障害福祉に関する関係者による連携及び支援体制に関する協議を行うため、成田市地域自立支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 協議会は、総会、幹事会、専門部会及び事務局をもって組織する。

- 2 総会は、全委員で組織し、第3条各号に掲げる事項に係る課題や施策提案等について協議する。
- 3 幹事会は、会長、副会長、部会長、副部会長、市、事務局で組織し、総会に付議すべき事項及び協議会の運営に係る事項について協議する。
- 4 専門部会は、委員のうち、特定の事項を協議するにあたり、当該事項の協議に必要な者で組織する。
- 5 事務局は成田市障がい者相談センター（ほっとすまいるセンター）に置き、庶務を担当する。

(所掌事務)

第3条 協議会は、次に掲げる事項について協議するものとする。

- (1) 委託相談支援事業者の運営評価等に関すること。
- (2) 障害者等の支援の困難事例の対応に関すること。
- (3) 地域の関係機関によるネットワーク構築に関すること。
- (4) 障害者の就労の促進及び社会との交流に関すること。
- (5) 障害児の療育及び保護者や関係者の支援に関すること。
- (6) 地域の社会資源の開発及び改善等に関すること。
- (7) 障害を理由とする差別の解消の推進及び虐待防止に関すること。
- (8) 障害福祉計画の策定及び変更に関し意見を述べること。
- (9) その他障害者等の支援について協議会が必要と認める事項に関すること。

(委員)

第4条 協議会の委員は、次に掲げる者のうち、市長が委嘱するものとする。

- (1) 障害福祉サービス提供事業者機関の職員
- (2) 雇用・就労支援機関の職員
- (3) 療育・教育機関の職員
- (4) 相談支援事業所の職員
- (5) 障害関係団体の構成員及び障害当事者又はその家族
- (6) 企業の障害者雇用に携わる者
- (7) その他幹事会が必要と認める者

(任期)

第5条 委員の任期は3年とし、委嘱の日の属する年度の最初の総会から翌々年度の最初の総会までとするが、再任は妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合はこれを補充し、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第6条 協議会に会長及び副会長1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により選任する。
- 3 会長は、会務を総理し、協議を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 総会及び幹事会は、会長が召集し、その議長となる。

- 2 部会長は、部会を招集し、検討の経過及び結果を協議会に報告する。
- 3 協議会は、必要に応じ随時開催する。
- 4 協議会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

(意見の聴取等)

第8条 協議会は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(守秘義務)

第9条 委員及び会議に出席した者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職務を退いた後も同様とする。

2 協議会では個人情報保護に関連する法令その他規範を遵守しなければならない。

(人材育成)

第10条 千葉県相談支援従事者研修において、協議会への相談支援専門員の参加を要請された場合には、個人情報保護に十分留意しつつ、参加を認めることができる。

2 相談支援専門員だけでなく、社会福祉士実習等、福祉人材の育成に必要と認められる場合には、協議会への参加を認めることができる。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、幹事会で協議して定める。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成20年2月1日から施行する。

この要綱は、平成29年5月18日から施行する。

この要綱は、令和2年6月1日から施行する。

この要綱は、令和5年6月1日から施行する。

## 資料5 成田市保健福祉審議会への諮問と答申

### 1 諮問

---

成障第6937号  
令和6年2月7日

成田市保健福祉審議会  
会長 西田 裕介 様

成田市長 小泉 一成

第7期成田市障がい福祉計画・第3期成田市障がい児福祉計画  
の策定について（諮問）

第7期成田市障がい福祉計画・第3期成田市障がい児福祉計画を策定するに当たり、成田市保健福祉審議会設置条例第2条の規定により、貴審議会に諮問いたします。

## 2 答申

---

令和6年3月5日

成田市長 小泉 一成 様

成田市保健福祉審議会  
会長 西田 裕介

### 第7期成田市障がい福祉計画及び 第3期成田市障がい児福祉計画（案）について（答申）

令和6年2月7日付け成障第 6937 号をもって諮問のあった第7期成田市障がい福祉計画及び第3期成田市障がい児福祉計画（案）について、成田市保健福祉審議会設置条例第2条の規定により調査審議を行った結果、次のとおり答申します。

#### 答申

第7期成田市障がい福祉計画及び第3期成田市障がい児福祉計画については、令和6年2月7日に市長より諮問を受け、各委員の調査・研究及び本審議会において慎重に検討を重ねた結果、本審議会は、本案を適切なものであると評価する。

なお、今後の施策の具体的な展開にあたっては、次の点に留意したうえで、実施されるよう要望する。

- 1 障がいのある人であっても、地域で安心して暮らしていくことができるよう、様々な障がいの特性、生活や家族の状況などに応じた相談体制の充実や緊急時に必要な支援を行うことができる体制の構築など、地域生活支援拠点の機能強化に努めること。
- 2 令和6年4月1日から、民間事業者にも障がいのある人への合理的配慮の提供が義務化されることから、合理的配慮のあり方について積極的に周知を行うとともに、障がいのある人のスポーツ活動・文化芸術活動を推進し、障がいへの理解を深め、障がいのある人への社会的な障壁を取り除く心のバリアフリーの実現に努めること。
- 3 発達障がいがある、医療的ケアを必要としているなどの困難を抱えている子どもやその家族へ支援を届けるため、成田市子ども発達支援センターにおいて、訪問機能や医療的ケアを要する子どもに対応する体制などを強化するとともに、保育所・幼稚園、医療機関等の関係機関との連携を強化し、子どもの成長を地域全体で支える体制の構築に努めること。

## 資料6 成田市保健福祉審議会設置条例

平成10年9月29日

条例第25号

(設置)

第1条 本市の保健福祉施策の総合的かつ計画的運営に関する事項を調査審議するため、成田市保健福祉審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議し、市長に答申する。

- (1) 保健、医療及び福祉施策に係る長期計画等に関すること。
- (2) 保健、医療及び福祉施策の推進及び運営に関すること。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、保健、医療及び福祉施策に関し市長が必要と認める事項

(組織等)

第3条 審議会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 保健、医療及び福祉関係者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(臨時委員)

第5条 市長は、特定事項を調査審議するために必要があると認めるときは、審議会に臨時委員を置くことができる。

2 臨時委員の任期は、当該特定事項の調査審議期間とする。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員(臨時委員を含む。)の過半数の出席がなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 審議会は、必要に応じて関係者等の出席を求め、参考意見又は説明を聴取することができる。

(部会)

第7条 審議会は、必要に応じて部会を置くことができる。

2 部会は、会長が指名する委員及び臨時委員をもって組織する。

3 部会に部会長を置き、部会に属する委員及び臨時委員の互選により定める。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

6 前条の規定は、部会の会議について準用する。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、福祉計画主管課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。



## 資料7 成田市保健福祉審議会委員名簿

任期：R5.4.1～R7.3.31

No.	区 分	氏 名	役 職	備考
1	識見を有する者	西田 裕介	国際医療福祉大学 成田保健医療学部長	新任 R5.4.1～
2	保健医療福祉関係者	山田 三雄	成田市社会福祉協議会会長	R3.6.14～
3	識見を有する者	杉原 文哉	公募による市民	R3.4.1～
4	識見を有する者	小川 正洋	公募による市民	新任 R5.4.1～
5	保健医療福祉関係者	野内 一嘉	印旛郡市歯科医師会 成田地区代表	R3.4.1～
6	保健医療福祉関係者	里見 久恵	成田市医師団	新任 R5.4.1～
7	保健医療福祉関係者	秋葉 政宏	成田市薬剤師会 理事	新任 R5.4.1～
8	保健医療福祉関係者	城 順子	成田市ボランティア連絡協議会 運営委員	H31.4.1～
9	保健医療福祉関係者	小川 康子	成田市民生委員・児童委員	新任 R5.4.1～
10	保健医療福祉関係者	但野 澄子	成田市高齢者クラブ連合会 副会長	R3.4.1～
11	保健医療福祉関係者	飯田 政則	成田市介護保険事業者連絡協議会	R3.4.1～
12	保健医療福祉関係者	仲野 明治	成田市福祉連合会	新任 R5.4.1～
13	保健医療福祉関係者	高橋 知子	NPO法人 子どもプラザ 成田 理事長	H31.4.1～
14	保健医療福祉関係者	高橋 雅美	成田市私立幼稚園協会 監事	新任 R5.4.1～
15	保健医療福祉関係者	木村 恵子	成田民間保育協議会 会長	新任 R5.4.1～

(順不同・敬称略)

## 資料8 成田市総合保健福祉計画等策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 社会福祉法(平成26年法律第45号)第107条に規定する地域福祉計画(本市における成田市総合保健福祉計画)、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第88条及び児童福祉法(昭和22年法律第164号)に規定する成田市障がい福祉計画、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第33条の20に規定する成田市障がい児福祉計画及び介護保険法(平成9年法律第123号)第117条に規定する成田市介護保険事業計画(4計画を以下「計画」という。)を策定又は見直すため、成田市総合保健福祉計画等策定委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 計画の策定及び推進に関する事項。
- (2) その他必要な事項。

(組織)

第3条 委員会は、別表1に掲げる者をもって組織する。

- 2 委員会に委員長を置き、副市長の職にある者をもって充てる。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会は、必要に応じて関係者等の出席を求め、参考意見又は説明を聴取することができる。

(幹事会)

第5条 委員会の会議にあたり、必要な調査検討を行うため、委員会に成田市総合保健福祉計画等策定幹事会(以下「幹事会」という。)を設置する。

- 2 幹事会は、別表2に定める者をもって組織する。
- 3 幹事会に幹事長を置き、福祉部長をもって充てる。
- 4 幹事長は、会務を総理し、幹事会を代表する。
- 5 幹事長に事故があるとき又は幹事長が欠けたときは、幹事長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。
- 6 幹事会の会議は、必要に応じて幹事長が招集し、幹事長が議長となる。
- 7 幹事長は、必要に応じて関係者等の出席を求め、参加させることができる。

(事務局)

第6条 委員会に事務局を置き、社会福祉課がこれにあたる。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか，委員会の運営に関し必要な事項は，委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

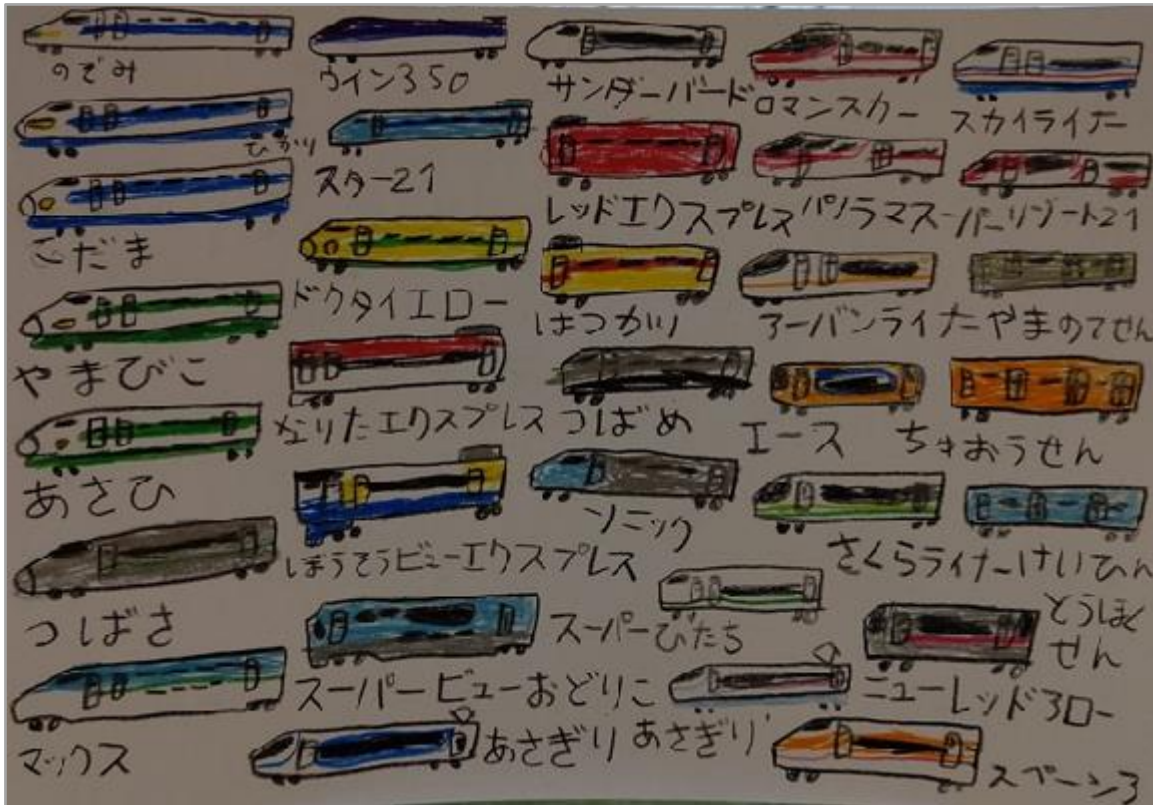
1 この要綱は，令和5年7月1日から施行する。

別表1

副市長 企画政策部長 財政部長 シティプロモーション部長 市民生活部長 福祉部長 健康こども部長 都市部長 教育部長
---

別表2

福祉部長 企画政策課長 財政課長 スポーツ振興課長 市民協働課長 交通防犯課長 社会福祉課長 高齢者福祉課長 障がい者福祉課長 介護保険課長 子育て支援課長 保育課長 健康増進課長 都市計画課長 教育総務課長 学務課長 教育指導課長
---



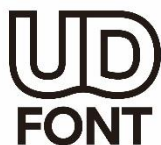
「電車」



第7期成田市障がい福祉計画  
第3期成田市障がい児福祉計画

発行	成田市
編集	福祉部 障がい者福祉課 〒286-8585 千葉県成田市花崎町 760 番地
電話	0476-22-1111
発行日	令和6(2024)年3月
登録番号	成障 23-058

本計画書は「チャレンジドオフィスなりた」で印刷・製本を行いました。



ユニバーサルデザインの (UD) の考え方にに基づき、より多くの人へ適切に情報を伝えられるよう配慮した見やすいユニバーサルデザインフォントを使用しています。